

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	91 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	76 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	68 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	44 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月

私は、昭和58年8月に申立期間の国民年金保険料を納付し、当時の領収書を所持している。

社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料は、還付決定されているとのことであるが、私は、還付の手続をした記憶も保険料の還付を受けた記憶も無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する昭和58年度国民年金保険料領収証書により、申立人は昭和58年8月29日付けで同年8月（申立期間）の国民年金保険料を納付したことが確認できる。

また、申立人は、当時、生活が苦しく申立期間の保険料の還付を受けていれば記憶していると陳述しているところ、申立人は昭和57年9月から58年3月までの間、免除申請の承認を受けており、生活状況についての申立人の陳述に不自然さは見られない。

さらに、申立期間について、当時の還付整理簿などは廃棄済みで還付年月日等が不明であるところ、申立人に係るA市のオンライン化された国民年金被保険者名簿の収納記録欄に、申立期間を含む昭和58年度の収納記録のみが印字されておらず、後から手書きで正しい納付月数が追加記入されていることが確認できる上、申立人の特殊台帳に還付決定日及び還付金額は記載されているものの、同時期に同じ社会保険事務所で還付処理が行われた際に記載されている還付理由が記載されていないなど、当時の行政側の記録管理に何らかの不手際があり、申立人に対して通知が行われなかった可能性が否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から48年3月まで
② 昭和48年7月から49年3月まで

昭和41年ごろ、父がA市で私の国民年金の加入手続を行い、それ以降の私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う（申立期間①）。

B市C区に住んでいた昭和48年及び49年ごろに、A市に住んでいた父から、私の保険料の納付が滞っている旨の連絡を受け、妻が同区内の金融機関で納付したと思う（申立期間②）。

昭和49年ごろ、A市D区役所で夫婦一緒に国民年金の手続をした際、私だけ職員から手帳の提出を求められて再発行されたのは、A市で父親がしてくれた国民年金の加入記録があったからだと思う。

申立期間について、納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された後の国民年金保険料は、ほとんど納付されている上、厚生年金保険との切替手続も遅滞無く行っている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年7月ごろにA市D区において夫婦連番で払い出されているところ、申立人に係る特殊台帳の手帳交付日欄に「49.4.30」と押印されており、申立人は、遅くとも同年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認される。同台帳には、申立期間直前の48年4月から同年6月までの保険料の現年度納付を示す押印が確認できるところ、昭和48年度の保険料が現年度納付可能な最終月の昭和49年4月に加入手続を行った申立人が、12か月のうち3か月の保険料だけを納付し、申立期

間②の9か月の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、父が昭和41年ごろA市で申立人の国民年金の加入手続を行い、以後、父が申立期間①の保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、上述のとおり、申立人の手帳記号番号は、昭和49年7月ごろに払い出されており、この手帳記号番号を使用して、申立期間①の保険料は現年度納付できず、大半の期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人に係る氏名別読み検索及び申立期間①に申立人の父が申立人の加入手続を行い保険料を納付していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料納付に直接関与しておらず、当時、申立人の保険料を納付していたとするその父は、申立期間①の保険料納付状況等についての記憶は定かでないとしており、申立期間①当時の納付状況等の詳細は不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から同年8月まで

私は、国民年金に加入後、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を3か月又は6か月ごとに自宅に来る集金人に納付し、国民年金手帳に領収印を押してもらっていた記憶がある。

申立期間について、当初、妻の保険料も未納と記録されていたが、妻の手帳に納付済みの押印があり、社会保険事務所で同期間について納付済期間に訂正してもらった。

私の年金手帳は紛失して所持していないが、申立期間について、妻が私の分だけ納付しなかったとは考えられない。

申立期間について、私だけ納付記録が無く、未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和37年4月から60歳に到達するまでの間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の保険料を納付していたとするその妻も、国民年金加入期間中の保険料を完納し、厚生年金保険との切替手続も適切に行っている。

さらに、申立人の妻の申立期間の保険料について、平成21年3月24日付けで、妻が所持する国民年金手帳の検認印が確認できたことから、未納から納付済記録に記録訂正が行われており、当時、行政機関に何らかの事務処理の誤りがあったことがうかがわれる。

加えて、申立期間前後の申立人とその妻の保険料は納付済みであり、申立人の妻が、申立期間の保険料についても、夫婦二人分の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年7月から40年3月まで
③ 昭和46年1月から同年3月まで

私は、昭和35年ごろから、回覧板で国民年金の制度が始まると知っていたが、年金制度の意義がよく分からず、すぐには保険料を納付しなかった。しかし、A市B区C町に住んでいたころ、国民年金に加入し集金人に、未納の期間を埋めるため、年払いでまとめて保険料を納付した。その際、集金人は、年金手帳にスタンプを3か所押印して、「帰ってから貼ります。」「後はやっておきますから。」と言い、手帳に割印を押して、半分を切り離して持って帰った。それ以降も年払いの方法で保険料を納付していたと思う。同市B区D町に転居してからは、別の集金人が来ており、そのうち、納付書で納付する方法になったが、継続して納付していた。未納は無いと思っていたのに、年金受給前に、私の記録をE市に問い合わせたところ、申立期間①から③までの未納期間があると知り大変驚いた。申立期間①と②の保険料は集金人に、申立期間③の保険料は納付書で納付した。

上記期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区C町に居住していたころ国民年金に加入し、申立期間①の保険料をまとめて納付した際、集金人は国民年金手帳に3か所のみスタンプを押して、後はやっておきますからと言って帰り、申立期間②の保険料は年払いで集金人に納付し、申立期間③の保険料は、同市B区D町に転居後、納付書で納付したと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人の納付状況をみると、社会保険庁の記

録から、昭和 36 年 6 月に手帳記号番号の払出しを受け、37 年 4 月から同年 6 月までの保険料を納付していることが確認できる。この場合、申立人が国民年金手帳にスタンプを 3 か所押されたとする期間は同期間と推定され、申立期間①の保険料をまとめて納付したとする陳述と符合する。

また、保険料をまとめて納付した際、国民年金手帳には 3 か所を除きスタンプを押されなかったとする陳述から、申立期間①は過年度納付による納付と考えられるが、昭和 37 年当時、社会保険庁では過年度納付保険料の収納体制が整っておらず、市町村に対して過年度保険料の収納事務を依頼していたことから、集金人に申立期間①の保険料を納めたとする陳述に不自然な点はみられない。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料を納付した状況、納付金額及び集金人の特徴などの記憶が詳細であり、申立期間①の保険料を納付していたとみるのが相当である。

次に申立期間②について、陳述によると、申立人は、A 市 B 区 C 町から親戚の住む F 市へいったん転入し、その後、A 市 B 区 D 町に再転入したが、F 市では住所変更手続及び保険料納付をした覚えは無いと述べている。

そこで、F 市の被保険者名簿を確認しても、申立人が最初に同市で国民年金に係る手続を行ったのは昭和 54 年 2 月であり、申立期間②の保険料を同市で納付したとは考え難い。

また、戸籍の附票から、申立人は、昭和 39 年 3 月に A 市 B 区 D 町へ転入しているが、同区 D 町では、いつから集金人が来るようになったかの記憶は定かでないとして陳述しているところ、手帳記号番号払出簿をみると 41 年 12 月から 42 年 5 月までの間に新たな手帳記号番号が払い出されており、この当時、申立人は 35 歳であることから職権による手帳記号番号の払出しと推定され、このころ集金人が申立人宅を訪れたものと考えられる。この場合、仮に、申立期間②の保険料を継続して納付していたのであれば、B 区 D 町へ転居後、3 年近く経過後に新たな手帳記号番号が払い出されるのは不自然である。

さらに、申立人は、保険料を納付した際、国民年金手帳に 3 か所だけスタンプを押され、その手帳にはそれ以外のスタンプは押されていなかったと陳述していることから、申立期間②の保険料を現年度払いしたとは考え難い上、申立人は、申立期間②についての催告を受けたこと及び過年度納付書で保険料を納付した覚えが無く、申立期間②の保険料を過年度納付したとも考え難く、陳述と符合しない。

加えて、申立期間②は 3 年度にわたり、通常行政側がこれだけの長期間、事務的過誤を繰り返すとは考え難い。

申立期間③について、申立人の納付状況をみると、社会保険庁の記録から、昭和 40 年 4 月から 60 歳で資格を喪失する平成 3 年*月までの保険料は申立期間③を除き未納が無く、4 年 9 月からは高齢任意加入をしていることから、昭和 40 年 4 月以降は納付意識が高かったものと考えられる。

ところで、特殊台帳の記録を見ると、申立期間③の保険料は未納となっており何らかの事情により納付が滞ったものと考えられる。しかし、申立期間③以外においても過年度納付による納付の記録が認められ、いずれの期間の保険料も翌年度の早い時期に納付されていることから、催告がなされる前に申立人の申し出により、過年度納付されたものと考えられ、申立人の納付意識の高さに鑑みれば、申立期間③の保険料についても過年度納付されたものとみるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から同年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から同年8月まで
② 平成9年4月から10年3月まで
③ 平成14年4月から同年10月まで

私は、大学在学中に国民年金に加入してから、毎年の免除申請手続きを怠ったことは無く、申立期間についても、自ら免除申請の手続を行った。

申立期間①及び②は大学在学中で、申立期間③は無職の時であり、それぞれ前後の免除期間と同じく収入の無い期間であったので、この期間だけ免除申請の手続を行っていないことは考えられない。

申立期間①、②及び③についても免除申請の手続を行い、承認されているはずなので、免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当時、大学生で収入が無く、国民年金加入以降、毎年免除申請手続きを行っていたと陳述しているところ、申立人の国民年金記録をみると、申立人は、国民年金に加入以降、平成11年に大学を卒業して就職し、厚生年金保険に加入するまでの間、申立期間を除いたすべての期間は免除申請が承認されていることが確認できることを踏まえると、5か月と短期間である申立期間①においても、免除が承認されていたと考えるのが自然である。

また、市の国民年金被保険者名簿の申請免除記録に記録されている「受付日」と社会保険庁の記録に登録される「申請日（受付日）」の日付は、本来近接した日付が記録されるべきところ、平成7年度から10年度まで（平成9年度を除く。）の申立人に係る免除承認に係る記録をみると、市の被保険者名簿に記

録された受付日と社会保険庁の記録に登録された申請日の間が、3か月から10か月と不自然に日付が離れているなど、行政機関の免除に係る記録管理に不適切な点が見受けられる。

一方、申立期間②については、市の国民年金被保険者名簿の申請免除記録に当該期間についての免除申請の記録は見当たらず、国民年金保険料の免除申請をしていたことを示す関連資料は見当たらない上、申立人は、申請時期等を記憶しておらず、当時の記憶が曖昧である。

また、申立期間③については、市の被保険者名簿の「受付日」と社会保険庁の記録の「申請日」は、同一の日付が記録されており、行政機関の記録管理に不適切な点は見受けられない。

さらに、申立人が、申立期間②及び③の国民年金保険料の免除を承認されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から同年8月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月及び同年3月

最初に勤めた会社を辞めた直後の昭和43年3月ごろに加入手続をし、市役所の国民年金の窓口で保険料を自転車で納めに行った。申立期間についても、金額は忘れてしまって自信は無いが、月額1,100円ぐらいの保険料を市の窓口で納めたと思う。

常にそれまでの未納が無いかを窓口で確認しながら納めてきたので、未納は無いはずで、未納とされている期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料納付記録をみると、国民年金加入期間425か月のうち、申立期間2か月を除く423か月の保険料(第3号被保険者期間を含む)は納付済みである上、4回にわたる厚生年金保険からの切替手続も適切に行っていることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、加入時に資格取得月までさかのぼって過年度納付していることが市の被保険者台帳から確認でき、常に未納が無いことを確認の上、保険料を納付してきたとする申立人の陳述は信憑性^{しんぴやうせい}が高い。

さらに、申立人が所持する当時の年金手帳を見ると、申立期間について、検認印は認められないものの、申立期間に係る資格再取得日(昭和47年2月8日)が正確に記載されているとともに、申立期間直後の昭和47年4月から同年6月までの保険料を印紙検認により同年6月に現年度納付していることが確認できることから、厚生年金保険の資格の喪失に伴う再取得の手続は適切に遅滞なくなされたものと推定できる。この場合、申立人は申立期間の保険料納付が必要であることは、所持する年金手帳により認識していたものと考えられるとともに、49年4月末までの間、過年度納付は可能であった。

これらの事情を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑^{かんが}みると、申立期間については、加入時と同様に過年度納付がなされていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から44年3月まで
② 昭和51年3月から同年5月まで
③ 昭和51年9月から52年3月まで

私の国民年金への加入手続は、昭和51年9月ごろに母親が行い、結婚するまでの加入期間の保険料は母親が納めたので、申立期間①が未納とされているのは納付できない。兄と私は双子児であり、親は同じような扱いをしていると思うが定かでない。

また、結婚後の申立期間②及び③については、妻が国民年金への切替手続を行い、申立期間②では私一人分の保険料を、申立期間③以降では夫婦二人分の保険料を同一日に、一緒に妻が納めたので、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年9月ごろ、母親が、申立人の国民年金への加入手続を行い、結婚までの加入期間の保険料を納めてきたと申し立てている。また、結婚後は、妻が、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行うとともに、保険料も納付したと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期をみると、昭和53年1月17日に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間①は既に時効が成立し、保険料を納付できない期間となっているため、保険料を納付するためには、第3回目の特例納付制度（実施時期は、昭和53年7月から55年6月まで。）を利用するしかないが、社会保険庁の特殊台帳及び市の被保険者名簿にその形跡

は見当たらない。

また、申立人は兄と双生児であり、両親は国民年金の保険料についても同じような扱いをしていると思うとの陳述であるが、その兄の国民年金手帳記号番号払出時期は、申立人同様婚姻後の昭和 46 年 4 月であることが同払出簿から確認できるとともに、申立期間①は申立人同様未納の記録となっていることが納付記録から確認できる。

次に、申立期間②及び③について、申立人の資格記録をみると、申立期間②の資格の取得及び喪失の追加処理と、当初は妻と同じ昭和 51 年 10 月 1 日であった申立期間③の資格取得日の同年 9 月 29 日への訂正処理が、平成 10 年 6 月 10 日になされていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できるとともに、社会保険庁が保管する夫婦の特殊台帳を見ると、ともに昭和 51 年 10 月の検認欄に「再取得」印が確認できることから、平成 10 年 6 月時点まで、行政側は申立期間②及び③の初月である昭和 51 年 9 月については、厚生年金保険加入期間と認識していたものと推定でき、行政側による納付勧奨はなされなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立期間①、②及び③のうち、昭和 51 年 9 月について、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁にあるオンライン記録から、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対し別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

一方、申立期間③のうち、昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までについて、申立人と同一時期に加入し、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻の納付記録をみると、過年度納付していることが特殊台帳から確認でき、申立人についても同様の納付を行った可能性は否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私は、昭和52年に結婚した後は、夫と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を継続して納めてきた。申立期間当時は出産後の養生で実家に帰っていたが、後に申立期間の保険料が夫婦二人分未納との通知を受け取った。そこで、夫は自身の未納分を先に納め、領収書を私に見せてくれた。私もその後、市役所の出張所に持って行き、その窓口で保険料額ははっきり覚えていないが納めた。それなのに申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、申立人の納付記録をみると、申立期間を除く480か月の国民年金保険料は納付済みであり、納付意識の高さがうかがえる。

また、婚姻後の申立人及びその夫の納付記録をみると、申立期間について、夫婦共に催告を受けていることが社会保険庁の特殊台帳から確認できるとともに、夫は、昭和56年3月25日に過年度納付していることが夫の所持する領収証書から確認できる。この場合、夫の領収証書を見たとする申立人は、同年4月30日までの間、同様に過年度納付は可能であった。

さらに、申立期間を除き、夫婦共に現年度納付期間、過年度納付期間及び前納期間は同一であることが社会保険庁の記録から確認でき、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑みると、申立期間についても、夫と同様に、過年度納付がなされていたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から40年3月まで

私は、娘が高等学校に通っていた昭和36年から39年ごろまでは、生活が苦しく、国民年金保険料を納付できないでいたところ、当時同居していた弟から、「そんなことをしていたら将来年金がもらえなくなる。」と言われたので、弟から借金し、娘が高等学校を卒業し働き始めた同年7月ごろ、区役所へ自転車で行き、それまで未納であった期間を含めて3年分の保険料を一括して納付した。

昭和61年ごろ、年金の受給手続を行った際、初めて未納期間があることを知り、ショックで当時の領収証書を捜したが見つからずあきらめていたが、このたび、年金問題が大きく取り上げられるようになったことを契機に申し立てた。私が申立期間の保険料を納付したことは事実なので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の娘が高等学校を卒業し働き始めた昭和39年7月ごろに、当時同居していたとする申立人の弟から助言されたので、弟から借金し、それまで未納であった期間を含めて3年分の保険料を一括して納付したと申し立てている。

そこで、申立人に助言したとする申立人の弟の納付記録をみると、昭和38年4月から保険料の納付を開始しており、当時において弟の国民年金制度に対する関心が高まっていたことがうかがえることなどを踏まえると、申立人が弟から助言を受け、借金したとする等の申立内容は基本的に信用できる上、申立人は、保険料を一括して納付するために区役所へ行った際の様子及びその後は

集金人に納付していたことなど、当時の状況を詳細に記憶しており、その内容に特段不自然さはみられない。

また、申立人が保険料を一括して納付したとする昭和 39 年 7 月時点において、申立期間のうち、37 年 4 月から 39 年 3 月までの 2 年分の保険料は、時効にかかわらず納付が可能であった過年度保険料である上、同年 4 月から 40 年 3 月までの 1 年分の現年度保険料を合わせると 3 年分となり、申立人の記憶と一致している。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和 40 年 4 月から厚生年金保険に加入する前月の 51 年 7 月までの約 11 年間、保険料をすべて納付している。

一方、申立期間のうち、昭和 37 年 3 月以前の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる上、そのほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から56年3月まで

私は、昭和52年3月に大学を卒業し、専門学校に2年間通った後、A資格を取得して、B社で働き始めた。

収入があり、貯金もできたことから、父親から、国民年金に加入し、保険料をさかのぼって納付できるところまで納付してくるように言われたので、自ら区役所へ出向いて国民年金の加入手続きを行い、窓口の職員に保険料を可能な限りさかのぼって納付したい旨を申し出た。

保険料は、その場でもまとめて納付したが、納付が可能であった過去の保険料については、窓口で納付書を受け取り、得意先の信用金庫で納付した。区役所窓口と信用金庫で納付した金額の内訳はよく覚えていないが、合計で10万円ぐらいであったと思う。

申立期間のすべてが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親に勧められ、区役所窓口において国民年金の加入手続きを行い、その場で保険料を納付するとともに、納付が可能であった過去の保険料については、窓口で受け取った納付書により、信用金庫で納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、昭和57年4月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、区の被保険者名簿の作成年月日とも符合していることから、このころに申立人の加入手続きが行われたものと推定される。この時点において、申立期間のうち、54年12月以前の保険料は、時効により納付

することができなかつたものと考えられる。

一方、申立期間のうち、加入手続が行われたとみられる昭和 57 年 4 月時点において、時効にかかわらず納付が可能であった 55 年 1 月から 56 年 3 月までの過年度保険料及び当時未納であったとみられる申立期間直後の同年 4 月から 57 年 3 月までの現年度保険料の合計額を試算すると、10 万 9,140 円となり、申立人が納付したとする合計金額とおおむね一致する上、C 市では、当時、区役所窓口で過年度保険料の納付書を発行する取扱いが行われていたことが確認されているなど、申立内容に不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間後、現在まで国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年3月まで

私は、昭和44年ごろから国民年金保険料を納付してきた。そのころから会計事務所に税金の申告を依頼していたので、未納があれば指摘されたはずであるが、これまで指摘を受けたことは無い。

申立期間当時は、私が夫婦二人分の保険料を銀行又は口座振替により一緒に納付していた。しかし、当時、経営する事業が多忙であったので、保険料及び税金などの支払いが遅れることはあったが、金銭的には問題が無く、納付すべきものは必ず納付してきたのに、夫婦共に申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の仕事が多忙であり、保険料等の支払いが遅れることはあったが、必ず納付してきたと申し立てているところ、申立人及びその妻の特殊台帳を見ると、ともに昭和57年7月から申立期間直前の58年3月までの保険料を申立期間中の同年11月に過年度納付しているほか、申立期間の前後に数か所にわたる過年度納付の期間が確認できることから、申立てどおり、当時における申立人の未納解消の努力がうかがえる。

また、申立期間は1年と短期間である上、申立人が保険料の納付を開始した昭和43年10月以降、高齢任意加入が終了する65歳到達までの約40年間に於いて、申立期間を除き、保険料をすべて納付していることなどを踏まえると、申立人が申立期間の保険料をその妻の保険料と一緒に過年度納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの期間及び61年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から59年3月まで
② 昭和61年7月から同年9月まで

私は、結婚後、会社を退職し、昭和47年ごろから国民年金保険料を納付してきた。夫が会計事務所に税金の申告を依頼していたので、未納があれば指摘されたはずであるが、これまで指摘を受けたことは無い。

申立期間①及び②当時は、夫が夫婦二人分の保険料を銀行又は口座振替により一緒に納付してくれていた。しかし、当時は夫の経営する事業が多忙であったので、保険料及び税金などの支払いが遅れることはあったが、金銭的には問題が無く、納付すべきものは必ず納付してくれていたのに、申立期間①は夫婦共に未納とされ、申立期間②は夫が納付済みであり、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②当時、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫の仕事が多忙であり、保険料等の支払いが遅れることはあったが、必ず納付してくれていたと申し立てしているところ、申立人及びその夫の特殊台帳を見ると、ともに昭和57年7月から申立期間①直前の58年3月までの保険料を申立期間①中の同年11月に過年度納付しているほか、申立期間①前後に数か所にわたる過年度納付の期間が確認できることから、申立てどおり、当時における申立人の夫の未納解消の努力がうかがえる。

また、申立期間①及び②は1年及び3か月とそれぞれ短期間である上、申立期間②は、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、過年度により保険料を納付している。

さらに、申立人が会社を退職し厚生年金保険の資格を喪失した昭和 47 年 7 月以降、60 歳期間満了までの約 36 年間において、申立期間①及び②を除き、保険料をすべて納付していることなどを踏まえると、申立期間①及び②の保険料を申立人の夫と一緒に過年度納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から52年3月まで
② 昭和60年1月から63年1月まで

私は、昭和52年12月に結婚後、妻の厚生年金保険から国民年金への切替手続に区役所へ行き、私の国民年金の加入手続も行った。その時、職員から、私の保険料について、「未納になっているが、今なら納付することができる。」と言われ、窓口で納付書を受け取った。保険料額は7万円ぐらいであり、その日のうちに一括して納付したのに、申立期間①が未納とされているのは納得できない。

また、結婚後の夫婦二人分の保険料については、当時、父が経営する事業の経理担当者であり、かつ、今回の申立てに係る代理人に納付をすべて任せていたので、その後の納付経過は分からないが、昭和60年1月から口座振替により保険料を納付していたはずであり、夫婦共に申立期間②が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和52年12月に結婚後、区役所で申立人の妻に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続を行うとともに、申立人に係る国民年金の加入手続も行ったとし、その時、窓口の職員から、申立人の保険料について未納があることを言われたので、その日のうちに7万円ぐらいの保険料を一括して納付したと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻に係る国民年金の加入手続時期を調査すると、申立てどおり、結婚した昭和52年12月ごろに行われていることが、夫婦の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から推定され、当時における申立人の年金制度に対する関心の高さがうかがえる。この時点において、

申立期間①のうち、49年12月以前の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられるが、時効にかからず納付が可能であった50年1月から52年3月までの過年度保険料及び昭和52年度の現年度保険料を納付した場合の保険料額を試算すると、5万9,700円となることから、申立人は、申立人の妻の切替手続を同時に行っていることから、納付記録にある妻の昭和52年10月以降に係る当該年度の現年度保険料についても、一緒に納付していたものとみるのが自然であり、当該期間の保険料額1万3,200円を合算すると、7万2,900円となり、申立人が一括して納付したとする金額とおおむね一致する。

また、申立人は、加入当時の状況を詳細かつ鮮明に記憶し、その内容に特段不自然な点がみられないことなどを踏まえると、申立人が申立期間①のうち、昭和50年1月から52年3月までの保険料を過年度納付していたものとみるのが相当である。

次に、申立期間②について、申立人は、結婚後の夫婦二人分の保険料については、当時、申立人の父親が経営する事業の経理担当者であり、今回の申立てに係る代理人に納付をすべて任せていたと申し立てている。

そこで、申立人の所持する夫婦の領収証書を見ると、申立期間②の約2年前である昭和58年4月から59年3月までの保険料を、ともに同年11月29日及び同年12月14日の2回に分割して過年度納付していることが確認できる。これについて、申立人及びその代理人は、家業の需要が減退したこと等により、収入が無くなってきた時期が数年間続いたため、一時的に保険料を納付できなかったことがあり、納付催告を受けて保険料をまとめて納付したことがあるとしているほか、申立人の代理人は、通知を受けて区役所へ相談に行った際、「2年を過ぎているので納付できない。」と言われたこともあると陳述し、結婚後において、時効により納付できなかった未納期間の存在をうかがわせるところ、社会保険庁の納付記録を見ると、申立人夫婦の結婚後における未納期間は、ともに申立期間②のみであることが確認できる。

また、申立人は、申立期間②の始まる昭和60年1月から口座振替により申立人夫婦の保険料を納付していたはずであると申し立てているが、納付日が確認できる夫婦二人分の納付記録を見ると、その納付日から、申立期間②直後の63年2月から口座振替による納付が開始されていたものと推定される上、申立期間②は3年以上に及び、この間、納付記録が夫婦同時に、かつ、連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年6月
② 昭和42年1月から47年3月まで

国民年金の加入手続は、当時勤めていた店の主人がしてくれた。

申立期間①については、昭和38年の夏にその店を辞めるまでは、店主が納付してくれていたはずである。

申立期間②については、昭和47年春ごろに、店に来たA市役所の職員から、「結婚した昭和42年1月から47年春までの国民年金保険料をさかのぼって納付すると、将来年金がもらえる。」という説明を受け、手元にあった3万5,000円程度のお金を、その職員に支払ったことを記憶している。

納付したお金が夫婦二人分であったのか一人分であったのか記憶が曖昧であったため、社会保険事務所で相談したところ、「夫婦二人分では当時の保険料額と合致せず、また、ご主人の方は昭和36年から納付記録があるので奥さんの分と違いますか。」との助言があったので、以前、妻の分の記録訂正を年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、やはり自分の分だったかもしれないと思い、今回の申立てを行った。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の勤務先の店主が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料も納付してくれていたと申し立てている。

そこで、社会保険事務所の納付記録をみると、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から申立期間①直前の38年5月までの期間の国民年金保険料については、すべて現年度納付していることが確認でき、申立人の保険料納付を担っ

ていたとする店主の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①は1か月と短期間である上、昭和38年夏ごろまで同店に在籍していたとする申立人の陳述にも不自然さは無い。

さらに、当時における国民年金保険料の収納は3か月単位であったところ、申立人の保険料を未納無く納付してくれていた店主が、2か月の保険料を納付しながら、申立期間の1か月の保険料のみを未納のまま放置したと考えるのは不自然である。

次に、申立期間②について、申立人がさかのぼって納付したとする昭和47年春ごろは、第1回特例納付実施時期に当たっており、当該期間の国民年金保険料を特例納付することは可能である。

しかし、その場合の保険料額は合計で2万7,150円となり、3万5,000円程度を納付したとする陳述内容と符合しない。

また、申立期間②直後に当たる昭和47年4月から50年12月までの間の国民年金保険料も未納となっている上、申立人の妻についても、この期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人は申立期間②の国民年金保険料について、市職員に納付したと陳述しているが、特例納付保険料及び過年度保険料については、制度上、市では収納事務を行っていない。

加えて、申立期間②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年3月まで
亡くなった母親から、昭和39年ごろにA区役所で私の国民年金加入手続をしておいたと、後から聞いた覚えがある。

申立期間の保険料については、妻が、自宅近くのA区役所で3か月ごとに納付していた。

特に、昭和40年4月から56年9月までの期間については連続して保険料を納付しているはずであり、このうち申立期間の6か月だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、妻が区役所で納付していたと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年6月28日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間の保険料を現年度納付することは可能である。

また、社会保険事務所の納付記録をみると、国民年金手帳記号番号払出当時の昭和40年4月から56年9月までの国民年金保険料については、申立期間を除き完納しており、この当時における納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間直前の昭和49年4月から50年9月までの期間及び申立期間直後の51年4月から56年9月までの期間の国民年金保険料については現年度納付していることも確認できる。

加えて、申立人は申立期間を含む昭和56年ごろまでは、B業を営んでおり、その経営状態は順調であったことがうかがえることから、6か月と短期間である申立期間の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から4年1月21日まで

私は、昭和63年9月から平成4年1月までA社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、2年3月1日から4年1月21日までの期間の標準報酬月額が47万円から20万円に引き下げられている。当時は、毎月50万円弱の給与を受け取っており、私の知らないうちに一方的に変更されたものである。

申立期間について、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初申立人が主張する47万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日（平成4年1月21日）から20日後の平成4年2月10日付けで、申立期間の全期間に遡^{そきゆう}及して20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、元事業主についても申立人と同じ日に標準報酬月額の遡及訂正が行われていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人に係る遡及訂正は、過去の2回の定時決定（平成2年10月1日及び3年10月1日）を超えて行われていることが認められる。

なお、A社に係る商業登記簿によると、申立人は申立期間当時、同社の取締役役に就任していることが認められるところ、申立人は、「私は、形式上役員になっていたかもしれないが、仕事内容は営業事務で、経理事務は社長が一人で

処理していた。社会保険料の滞納があったかどうか私には分からないし、社長から経営状態についての相談等も受けたことも無かった。」旨陳述しており、当時の同僚からも、「申立人の仕事内容は営業及び営業事務であった。経理関係事務は社長が処理していた。」旨陳述が得られた。また、雇用保険の記録によると、申立人は、同社勤務期間中は継続して雇用保険の被保険者であったことが確認できる。

以上の事実を総合的に判断すると、平成4年2月10日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について、2年3月1日にさかのぼって標準報酬月額減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年1月26日まで

社会保険事務所から、「A社に勤務していた期間のうち、平成4年2月1日から5年1月26日までに係る標準報酬月額が低すぎるのではないか。」との問い合わせを受けた。社会保険庁の記録によると、私の知らない間に、当該期間の標準報酬月額が20万円から8万円に引き下げられている。

当時、会社から標準報酬月額を引き下げることについての説明は受けておらず、社会保険事務所からの照会を受けて初めて当該事実を知った。既に年数も経過しており、給与明細書等当時の給与支給額及び保険料控除額を証明できる資料は残っていないが、申立期間について標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初申立人が主張する20万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日（平成5年1月26日）と同日付けで、申立期間の全期間に遡及^{そきゅう}して8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人に係る遡及訂正は直前の定時決定（平成4年10月1日）を超えて行われているほか、ほかの厚生年金保険被保険者二人（代表取締役及び取締役）についても、申立人と同日付けで標準報酬月額が遡及訂正されていることが確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿によると、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった時に同社の監査役であったことが認められるが、標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

い。

以上の事実を総合的に判断すると、平成5年1月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について、4年2月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和58年5月1日にA社に入社し、その後、59年6月1日付けで同社B支社に勤務していた社員すべてが関連会社のC社に異動した。厚生年金保険の加入記録を確認したところ、被保険者期間に1か月の欠落があるが、関連会社への異動であり継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録では、A社において昭和59年5月31日に厚生年金保険の資格を喪失し、C社において同年6月1日に資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

一方、商業登記簿によると、C社の会社成立時の代表取締役名及び本店所在地がA社と同一であることが確認できることなどから、両社は関連企業であると認められる。

また、社会保険庁の記録では、C社は、昭和59年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日付けで資格を取得している申立人を含む16名はすべて、A社から転籍した者であることが確認できること、当該16名のうち回答が得られた複数の同僚からは、「申立人は申立期間も勤務していた。当時、A社からC社へと社名が変更されたが、勤務場所及び業務内容、勤務形態などすべて変更もなく、前後の期間も同じように勤務していた。」旨陳述が

得られた。

さらに、A社は、「当時、当社B支社の全社員がC社の社員に転籍することとなったが、これらの社員は一旦退職することもなく、両社に継続して勤務していたはずである。」旨回答している。

加えて、A社の役員は、「当時の事務担当者が既に退職し、資料も残っていないため詳細は不明であるが、当社B支社の全社員がC社に移籍した当時において、給与計算及び社会保険関係事務は親会社である当社で一括して行っていたと考えられる。」と回答している。

また、申立人と同様に、同時期に転籍した同僚15名のうち回答が得られた複数の同僚からは、「申立期間も給与から厚生年金保険料は控除されていたように思う。」旨陳述が得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA社において勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年4月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が申立人の資格喪失日を昭和59年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年5月31日と記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和24年1月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月14日から同年2月5日まで

私は、昭和16年4月にC社（申立期間当時は、A社。現在は、D社。）に入社し、54年2月17日に退職するまで、継続して勤務していた。

A社E支店から同社B支店に転勤した際の昭和24年1月の1か月間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

申立期間についてはA社B支店において勤務していたと記憶しており、同社に継続して在職していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社提出の職歴証明書、雇用保険の記録及び申立人の保持するA社作成の労働者名簿から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社E支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動に伴う資格の取得日及び喪失日については、上記職歴証明書においては昭和24年1月からA社B支店と記載され、また、上記労働者名簿では、同年1月22日から同社B支店に在籍していることが確認できる上、当時発令日から着任までは10日以内とされていたことを踏まえると、同社E支店の資格喪失日である同年1月14日付けで両支店間の資格の取得及び喪失手続を行うべきであったところ、何らかの事情により事務的過誤が生じたものと考えら

れる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和24年2月の社会保険事務所の記録から、8,100円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和28年10月17日、資格喪失日は30年4月3日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年10月から29年4月までは4,000円、同年5月から30年3月までは5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年10月ごろから約1年間

私は、昭和28年10月ごろに、知人の紹介でA社に入社し、1年間程度勤務した。当時の資料は残っていないが、給与から保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、名前の一字が漢字となっているものの、申立人が当時使用していた旧姓と一致し、生年月日が一部異なる基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

申立人は、当時名前は「B」と漢字を使用していたとし、生年月日については、戸籍上も「昭和13年*月*日」が生年月日であったと主張しているところ、申立人が、A社の後に勤務した3社の各厚生年金保険被保険者名簿を見ると、3社のうち1社では氏名及び生年月日が、一方の2社では生年月日がA社の当該未統合記録と同一のものを使用していたことが確認できる上、これら3社の被保険者記録は、いずれも申立人の記録として基礎年金番号に統合済みとなっていることが確認できることから、上記未統合の記録は、申立人の厚生年金保険の記録であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合となっているA社における被保険者記録から、昭和28年10月から29年4月までは4,000円、同

年5月から30年3月までは5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年4月7日、資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月7日から20年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無く、健康保険のみの加入となっているとの回答を受けた。

申立期間は、給与から厚生年金保険料が控除されていたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げたA社における同僚の被保険者記録から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和19年4月7日、資格喪失日は20年9月1日と記録（氏名のうち名が1字違うものの、生年月日は一致。）されているところ、申立人を含む5名については、同被保険者名簿の厚生年金保険記号番号欄には、いずれも「B」の記号は記録されているものの、番号は付番されていないことが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間当時は、C職として勤務し、勤労働員学徒ではない。」としており、当該被保険者名簿において、学徒動員については、労働者年金保険記号番号欄に、「学」と記載し、ほかの被保険者とは区別した取扱いが行われていたところ、申立人の欄には当該記録は無い。

加えて、上記被保険者名簿の事業所基帳の「年金保険被保険者現在数欄」（昭和19年6月1日時点）には、77名と記載されているところ、当該被保険者名

簿において労働者年金（厚生年金）保険記号番号が付番されている者は72名のみで、申立人のように年金保険番号が付番されていない5名を含めると77名となることから、申立人等は、当初から労働者年金保険被保険者として取り扱われていたものとするのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年4月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年9月1日に資格を喪失した旨の届け出を社会保険事務所に対し行ったものと認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿における申立人の記録から、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年1月1日から4年5月20日までについては、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月1日から4年5月20日まで
② 平成4年5月20日から5年3月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と不当に低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額は53万円であったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における申立期間①及び②の標準報酬月額は、当初申立人が主張する53万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年4月1日）の後の平成5年4月14日付けで、3年1月1日にさかのぼって標準報酬月額を9万8,000円に引き下げて訂正されていることが確認できる。しかし、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

一方、申立期間②については、雇用保険の記録をみると、申立人は、平成4年5月20日に会社都合による離職として被保険者資格を喪失するとともに、同年6月9日から5年1月4日までの期間について、失業の認定がなされ、失業等給付（基本手当）が支給されていることが確認できる。

また、申立人及び事業主は、平成3年ごろからはA社の経営状況が悪化し、給与は遅配、未払いが常態化していたと陳述している。

さらに、申立人は退職前の6か月から1年ほどの期間の給与は支払われな

かったとしている。

これらのことから、申立期間②においては、申立人とA社の間に雇用関係があったとは考え難く、当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、申立期間①については、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年6月1日から40年10月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、38年6月から40年4月までは3万6,000円、同年5月及び同年6月は4万5,000円、同年7月は5万2,000円、同年8月は4万5,000円、同年9月は5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月2日から40年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

A社に勤務していた申立期間のうち、昭和39年7月以降は給与明細書を持っていて厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主が「申立人は、私が社長に就任した昭和38年11月ごろには勤務していた。」と陳述しており、また、元従業員が「期間の特定はできないが、申立人の姓が変わったことを覚えている。」と陳述しているところ、申立人の戸籍の記録から、申立人が同年6月*日に、婚姻により改姓していることが確認できることから判断して、申立人は、申立期間のうち、少なくとも同年6月以降の期間について、A社に勤務していたことが推認される。

また、前述の元事業主及び元従業員は、申立人の申立期間当時の雇用形態及び仕事の内容について、いずれも、A社において厚生年金保険加入記録の有るほかの職人と同じであったと陳述している上、申立人提出の給与支払明細書により、

申立期間のうち、昭和 39 年 7 月から同年 10 月までの期間、40 年 2 月及び同年 6 月から同年 9 月までの期間の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 6 月 1 日から 40 年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書で確認できる保険料控除額及び同僚の標準報酬月額の記録から、昭和 38 年 6 月から 40 年 4 月までは 3 万 6,000 円、同年 5 月及び同年 6 月は 4 万 5,000 円、同年 7 月は 5 万 2,000 円、同年 8 月は 4 万 5,000 円、同年 9 月は 5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主による申立てどおりの資格取得届及び申立期間に行われるべき事業主による算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 40 年 10 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 38 年 6 月から 40 年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 37 年 7 月 2 日から 38 年 6 月 1 日までの期間については、元事業主及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録のある元従業員 10 人から聴取したが、申立人の在職及び厚生年金保険料控除の状況については確認できなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 37 年 7 月 2 日から 38 年 6 月 1 日までについて、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月21日から46年8月10日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を45年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年8月10日まで
② 昭和48年8月29日から同年10月まで
③ 昭和50年5月1日から51年10月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和45年10月から48年10月までの期間のうち、申立期間①及び②の期間について加入記録が無いとの回答を受けた。

また、昭和49年6月から51年10月まで勤務したB社についても、申立期間③の加入記録が無い。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録から、申立人が昭和45年10月21日から、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、A社について、「営業のノルマが厳しいため数か月程度の短期間で退職する者が大半であった。」と陳述しているところ、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、被保険者期間が2か月から3か月の者が多数確認できる上、これらの者のうち連絡の取れた複数の元従業員は、「実際の勤務期間もその程度であった。」としていることから、同社では、試用期間はなく、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたこと

がうかがえる。

さらに、申立人は、昭和 46 年 4 月の業務成績良好により、同年 5 月に A 社から表彰状を授与されており、このような申立人が、授与後も 4 か月間にわたり厚生年金保険に未加入となっているのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間も A 社において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 46 年 8 月の社会保険事務所の記録から 7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に閉鎖され事業主の所在は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人は、昭和 48 年 10 月まで A 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人の雇用保険の記録における離職日は昭和 48 年 8 月 28 日であり、A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日の記録（昭和 48 年 8 月 29 日）と符合している上、社会保険事務所の年金記録をみると、申立人は妻と一緒に、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、事業主に照会文書を発送したが、宛先不明のために、申立人の当該期間に係る在籍及び保険料控除について確認することができない。

申立期間③については、申立人は、昭和 51 年 10 月まで B 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B 社は、申立期間中の昭和 50 年 12 月 1 日に、社会保険事務所により、事業実態の無い事業所であると判断されて適用事業所では無くなる旨の処理がされている。

また、社会保険事務所の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の昭和 50 年 5 月 1 日付けの資格喪失処理は同年 7 月 15 日に処理されていることが確認できるところ、同年 5 月 1 日以降も同社において被保険者記録の有る複数の従業員が「昭和 50 年 5 月以降は給与の遅配があった。」と陳述していること、及び事業主が申立人の同年 5 月及び同年 6 月の保険料を社会保険事務所に納付しながら同年 5 月 1 日にさかのぼって申立人の資格喪失手続を行ったとは考え難いことから、申立人の同年 5 月 1 日付けの資格喪失届は、保険料控除の実態に即したものであったと考えるのが自然で

ある

さらに、B社は既に閉鎖されており、申立期間当時の経理担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年8月1日から同年12月1日までについては、事業主は、申立人が同年8月1日に船員保険の被保険者資格を喪失した旨の届出及び同年12月1日に資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行っていないと認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者の当該資格喪失日及び取得日に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については250円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和22年8月28日から同年12月1日までについては、事業主は、申立人が同年8月28日に船員保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人のB社における船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については750円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和15年6月1日から18年11月1日まで
② 昭和20年8月1日から同年12月1日まで
③ 昭和22年8月28日から同年12月1日まで
④ 昭和23年4月11日から同年10月1日まで

夫の船員保険及び厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①については、夫は、昭和15年2月29日にA社に入社し、同年4月3日から16年6月25日までは「C船」、同年8月5日から同年11月4日までは「D船」、同年11月18日から18年11月7日までは「E船」に、それぞれ乗っていたのに、社会保険事務所には、この間の被保険者記録が全く無い。

申立期間②については、夫は、昭和20年8月18日に下船し、その後はA社において乗っていないはずであるのに、社会保険事務所の記録では、同年8月1日に船員保険の被保険者資格を喪失した後、同年12月1日に被保険者資格を再取得し、21年4月1日に再び資格を喪失しており、実態と合わない。当該期間について、船員保険の加入状況の調査をしてほしい。

申立期間③については、夫は、昭和 22 年 8 月 28 日に B 社に F 職として入社したが、社会保険事務所の記録では、船員保険の被保険者資格の取得日は、同年 12 月 1 日となっている。

申立期間④については、夫は、昭和 23 年 3 月 1 日に B 社から下船命令を受け、同社 G 支社で陸上勤務に就いたが、社会保険事務所の記録では、同支社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、同年 10 月 1 日となっている。

以上のとおりであるので、申立期間①、②及び③については船員保険被保険者として、申立期間④については厚生年金保険被保険者として、社会保険事務所の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、昭和 20 年 8 月 1 日に A 社において船員保険の被保険者資格を喪失し、同年 12 月 1 日に同社で再取得している。

一方、申立人は、A 社において、「H 船」及び「甲板、機関、事務、予備船員」という 2 つの船員保険被保険者名簿に名前が登載されていることが確認できるところ、前者の名簿には、昭和 18 年 11 月 8 日に資格を取得した旨の記録が有るものの資格喪失日の記録は無く、後者の名簿には、21 年 4 月 1 日に資格を喪失した旨の記録は有るが、資格取得日の記録は無い。

また、「H 船」及び「甲板、機関、事務、予備船員」のそれぞれの船員保険被保険者名簿に名前が登載され、申立人と同様に、「H 船」の被保険者名簿に資格喪失日が記録されていない者のうち、社会保険庁のオンライン記録が確認できた 3 人は、いずれも申立期間において船員保険の被保険者であったことが確認でき、また、「甲板、機関、事務、予備船員」の被保険者名簿に資格取得日が記録されていない者についても、オンライン記録が確認できた 7 人中 6 人は、申立期間も船員保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録に記録されている申立人の申立期間に係る船員保険の被保険者資格の取得日及び喪失日の根拠をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所も、その根拠や妥当性は不明であるとしていることから、A 社に係る船員保険被保険者名簿における社会保険事務所の記録管理は適正であるとは言い難い。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 8 月 1 日に船員保険の被保険者資格を喪失した旨の届出及び同年 12 月 1 日に資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったとは認められない。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における船員保険被保険者名簿の記録及び申立期間当時の上限額から、250 円とすることが妥当

である。

申立期間③については、社会保険事務所の記録において、B社が船員保険の適用を受けたのは、申立人の同社における船員保険被保険者資格の取得日と同一日の昭和22年12月1日である。

しかし、B社に係る船員保険被保険者名簿において、資格取得日が適用を受けた日と同一日の昭和22年12月1日である者で、社会保険庁のオンライン記録が確認できた7人のうちの2人は、同社が船員保険の適用前とされている期間に船員保険被保険者資格を取得しており（昭和22年4月1日が一人、同年5月1日が一人。）、そのうち、同年5月1日に被保険者資格を取得している者が所持していた船員手帳を見ると、その者が資格取得日とおおむね符合する同年5月14日に、B社同社所有の船舶に乗っていたことが確認できる。

このことから、B社が初めて船員保険の適用を受けたのは、昭和22年12月1日ではなく、少なくとも同年4月1日以前であったと考えるのが相当である。

一方、申立人の申立期間における在籍についてみると、申立人が所持していた履歴書の写し及び前述の二人の船員の陳述により、申立人は昭和22年8月28日にB社にF職として入社し、乗船したことが推認できる。

また、前述の二人の船員は、申立人について、自身が乗船していた船舶のF職であったとしているところ、両船員に船員保険の加入記録がある一方で、F職であった申立人が船員保険に未加入であったとするのは不自然である。

さらに、M社会保険事務局は、B社が適用を受ける以前に前述の二人の船員が同社で資格を取得していることについて、「別の被保険者名簿があると考えられる。」としていることから、申立人の申立期間における加入記録が記載された被保険者名簿が存在する可能性も否定できない。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主は、申立てどおり、申立人が昭和22年8月28日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における被保険者資格の取得時である昭和22年12月の社会保険事務所の記録及び当時の上限額から、750円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、申立人が所持していた辞令及び履歴書を見ると、申立人が昭和15年2月29日にA社に入社し、同年4月3日から16年6月25日までの間は「C船」に、同年8月5日から同年11月4日までの間は「D船」に、同年11月18日から18年11月7日までの間は「E船」に、それぞれ乗っていたことを示す記載が有る。

しかし、A社に係る船員保険船舶所有者名簿を見ると、「D船」及び「E船」は登録されておらず、「C船」が最初に登録され船員保険適用となったのは申立人が「E船」に乗っている期間に当たる昭和17年11月1日である。

また、申立人の妻所持の履歴書をみると、申立人が申立期間に乗っていたとする船舶はすべて I 国の河川である I 川を航行していたと記載されているところ、当時の船員保険適用の対象について、社会保険庁及び K 省は不明であるとしているものの、現行法において、国内及び外国の河川を航行区域とする船舶の船員は、船員保険の加入対象とはならないことから、申立期間当時も同様の取扱いであった可能性が有る。

さらに、「C 船」が船員保険の適用となった時期に同船の船員保険被保険者名簿に記載されていた者一人に確認したところ、「自身の乗船期間は外洋を航行していた。」としている。

これらのことから、申立期間当時、A 社は、申立人が乗っていたとする C 船、D 船、及び E 船の航行区域が河川であったため、船員保険の適用を受けるべき船舶としての届出を行わなかった可能性も否定できない。

加えて、A 社は既に船員保険の適用事業所では無くなっている上、法人としての現状も確認できず、また、当時の事業主等役員及び保険・経理事務担当者並びに元同僚を特定することができなかったため、これらの者から船員保険料の控除の実態について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④については、申立人の妻が所持していた辞令及び履歴書から判断して、申立人が、昭和 23 年 3 月 1 日から B 社 G 支社において陸上勤務を開始したことは推認できる。

しかし、B 社 G 支社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 23 年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人が所持しているメモ書きには、厚生年金保険被保険者証を転記したと思われる記載が有り、そこにも厚生年金保険の資格取得年月日は、現在の記録と同様、昭和 23 年 10 月 1 日と記載されている。

さらに、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、商業登記簿では現存を確認できず、承継先も確認できないことに加え、当時の事業主及び役員及び経理担当者の連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

加えて、B 社の元従業員 1 人が、同社と L 社及び M 社は代表が同一人であったと陳述していることから、L 社及び K 社についても調査を行ったが、申立期間④については、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所ではない。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和20年1月20日、資格喪失日は同年9月1日であると認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 1 月 20 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 19 年 9 月 8 日にA社B事業所に入社後、米軍の空襲に備えた工場疎開に伴って20年1月20日に同社C工場に転勤してから終戦で退職するまでの期間、継続して同社C工場で勤務したが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。私が同社C工場で勤務していた期間はD業務に従事しており、中途退職できる状態ではなく、終戦時の8月末まで勤務したのは間違いないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社C工場で継続して勤務していたことは、同社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿から抽出した複数の同僚の陳述と申立人の陳述が符合することから推定できる。

また、A社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、昭和 19 年 11 月 18 日から 20 年 8 月 31 日までに同社C工場で被保険者資格を取得した被保険者 853 人のうち 444 人に健康保険整理番号が付番されていないことが確認でき、さらに、申立人と同様に同社B事業所から同社C工場に転勤したことが社会保険庁のオンライン記録で確認できる被保険者 40 人のうち 15 人については、同社C工場に係る被保険者名簿上に記録が無い。

この件についてE社会保険事務所は、「被保険者に健康保険整理番号が付番されていない場合、社会保険事務所が資格の取得の記載を失念又は名簿を紛失した可能性はあり得る。また、被保険者名簿では記録確認できないが、

オンライン記録で記録確認ができる被保険者の場合、オンライン記録作製時に何らかの資料に基づいて入力したことになるが、資料の名称は不明である。」と陳述している。

これらの状況から、社会保険庁において何らかの事務的過誤が生じ、申立人のA社C工場での記録が失われたと考えることが相当である。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年1月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったものと認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年1月1日から6年8月16日までについて、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から6年10月28日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、平成5年11月4日付けで、4年1月1日にさかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人提出の給与支払明細書から、申立期間のうち、平成4年1月から5年5月までにおいて、申立人は53万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の同僚3人の標準報酬月額も、申立人と同様に、平成5年11月4日付けで、4年1月1日にさかのぼって53万円から8万円に引き下げられていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する滞納処分票の記録により、A社は、申立期間に、厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

一方、雇用保険の記録において、申立人は、平成6年8月15日に離職し、同年8月18日に公共職業安定所に対し求職の申込を行っていることが確認で

きる上、申立人も離職日以降は別の会社で働いていたと陳述していることから、申立人は、離職日以降はA社に勤務していたものとは考えられず、当該期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間のうち、平成4年1月から6年7月までに係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から同年8月11日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支店で臨時社員として勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。私は、昭和35年3月に高校を卒業後すぐに、父親が勤務していた同社に臨時社員として採用され、36年4月1日に臨時社員となった。会社の臨時社員は、正社員に採用されるまでの臨時的な待遇であるが、勤務内容は正社員と変わらず、その間は共済組合ではなく厚生年金保険に加入することになっていたため、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された定年退職時に在籍していたC支店発行の在職期間証明書、A社D支社発行の在籍等証明書及び同僚の陳述から、申立人が申立期間にB支店で臨時社員として勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所のB支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元社員のうち、所在が判明し聴取することができた6人は、いずれも、自身が臨時社員であった期間に厚生年金保険に加入していたと陳述しており、このうち自身が臨時社員となった時期を記憶している5人中4人は、臨時社員となった時期と厚生年金保険被保険者資格を取得した時期が一致している。

さらに、C支店の事務担当者は、「臨時社員は厚生年金保険に加入することになっていた。」と陳述しているほか、B支店で採用当初から正社員として勤務していた同僚は、「臨時社員は全員が厚生年金保険に加入することになっており、申立人が厚生年金保険に加入していないとは考えられない。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、B支店で臨時社員として勤務していた申立期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が保管する人事記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述の被保険者名簿において申立期間の健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年4月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、i) 申立人のA社B本店における資格取得日に係る記録を昭和21年11月1日に、同社B本店における資格喪失日に係る記録を23年5月1日に、ii) 同社B本店における資格取得日に係る記録を24年9月25日に、同社B本店における資格喪失日に係る記録を25年5月1日に、iii) 同社B本店における資格喪失日（昭和27年5月1日）及び資格取得（昭和28年2月1日）に係る記録を取り消し、iv) 同社B本店における資格取得日に係る記録を29年12月23日に、v) 同社C支店における資格喪失日に係る記録を36年1月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、21年11月から23年4月までは600円、24年9月から25年4月まで及び27年5月から28年1月までは8,000円、29年12月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち、昭和21年11月1日から23年5月1日までの期間、24年9月25日から25年5月1日までの期間及び27年5月1日から28年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る昭和29年12月23日から30年1月1日まで期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月1日から23年5月1日まで
② 昭和24年9月25日から25年5月1日まで
③ 昭和27年5月1日から28年2月1日まで
④ 昭和29年12月23日から30年1月1日まで
⑤ 昭和36年1月10日から同年1月18日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和21年11月1日に正社員として入社し、申立期

間も含め 54 年 4 月 30 日まで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社発行の職員名簿及び経歴記録により、申立人は同社B本店において勤務していたことが確認できる。

また、A社B本店の担当者は、「申立人は過去の実績を評価されて、当初から正社員として入社しているので、ほかの従業員のように試用期間は無く入社時から厚生年金保険の加入対象者となり、給与から保険料を控除していたと思う。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 23 年 5 月の社会保険事務所の記録から 600 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における申立人に係る保険料の事業主による納付義務については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 21 年 11 月から 23 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、④及び⑤について、A社発行の職員名簿及び経歴記録により、申立人は、申立期間②は同社D営業所において、申立期間④は同社B本店において、申立期間⑤は同社C支店において、継続して勤務し（昭和 24 年 9 月 25 日に同社C支店から同社D営業所に異動、25 年 5 月 1 日に同社D営業所から同社E支店に異動、29 年 12 月 23 日に同社F支店から同社B本店に異動、36 年 1 月 18 日に同社C支店から同社B本店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立期間②においてA社D営業所は厚生年金保険の適用事業所ではないが、同社B本店の担当者は、「申立人は、申立期間②において当社D営業所に転勤していたが、同営業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、本来、同営業所を管轄している同社B本店において加入手続を行うべきであった。」旨陳述していることから、申立期間②において同社B本店で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間②及び④の標準報酬月額については、昭和24年9月から25年4月までの期間は申立期間前後の社会保険事務所の記録から8,000円、29年12月は申立人のA社B本店における30年1月の社会保険庁の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年9月から25年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所が行ったか否かについてはこれを確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B本店において昭和26年3月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年5月1日に資格を喪失後、28年2月1日に同社B本店において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社発行の職員名簿及び経歴記録により、申立人は同社B本店において勤務し、E県でF業務に従事していたことが確認できる。

また、A社B本店の担当者は、「申立期間③において、申立人が従事していたE県のF業務は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、本来、当該地域を管轄している当社B本店において資格喪失手続を行うべきではなかった。」旨陳述しており、さらに、「厚生年金保険の加入対象者として給与から保険料を控除していたと思う。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社B本店における昭和27年4月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間③における申立人に係る保険料の事業主による納付義務については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれ

を記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年5月から28年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成元年2月14日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については34万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月1日から平成元年2月14日まで

私は、昭和60年5月1日にA社に入社して平成元年2月12日に退職するまで厚生年金保険の被保険者になっていたはずである。会社から適用事業所で無くなったという説明も無かったし、従来と同様の給料が支給されており、社会保険料の控除額は変わらなかった。入社当時からB病のため、週2回から3回はC科に通院して健康保険被保険者証を使用しており、申立期間が厚生年金保険被保険者としての記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、平成元年2月12日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、昭和63年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和63年6月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなった旨の処理がされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している申立人のほか、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を62年6月30日にさかのぼって訂正されている者が確認できる。また、当該訂正処理前の記録から、63年6月1日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所で無くなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人について、昭和63年6月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が社会

保険事務所に当初届け出た平成元年2月14日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年5月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和38年11月10日、資格喪失日は39年2月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日を38年11月10日に、喪失日を39年2月1日とすることが必要である。

なお、申立人の上記期間の標準報酬月額については2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月10日から26年3月16日まで(B社)
② 昭和28年2月28日から同年5月1日まで(B社)
③ 昭和30年3月1日から同年6月1日まで(C社)
④ 昭和30年7月10日から31年4月10日まで(D社)
⑤ 昭和31年4月15日から32年5月10日まで(E社)
⑥ 昭和32年5月15日から同年10月5日まで(F社)
⑦ 昭和32年10月10日から33年9月10日まで(G社)
⑧ 昭和33年9月15日から34年7月25日まで(E社)
⑨ 昭和34年7月25日から同年12月15日まで(H社)
⑩ 昭和37年2月10日から39年2月1日まで(A社)
⑪ 昭和43年11月10日から44年5月15日まで(I社)
⑫ 昭和52年8月20日から53年9月15日まで(J社)
⑬ 昭和53年10月10日から54年5月15日まで(K社)
⑭ 昭和54年6月10日から同年11月25日まで(L社)

- ⑮ 昭和 54 年 12 月 1 日から 55 年 5 月 10 日まで (M 社)
- ⑯ 昭和 55 年 5 月 15 日から同年 12 月 25 日まで (N 社)
- ⑰ 昭和 56 年 1 月 10 日から同年 8 月 15 日まで (O 社)
- ⑱ 昭和 56 年 8 月 20 日から 57 年 6 月 15 日まで (M 社)
- ⑲ 昭和 57 年 7 月 1 日から 58 年 2 月 15 日まで (P 社)
- ⑳ 昭和 58 年 2 月 25 日から同年 10 月 15 日まで (L 社)
- ㉑ 昭和 58 年 10 月 20 日から 59 年 6 月 15 日まで (M 社)
- ㉒ 昭和 60 年 6 月 20 日から同年 9 月 1 日まで (L 社)
- ㉓ 昭和 61 年 1 月 13 日から同年 5 月 30 日まで (L 社)

私は、申立ての期間において、主に Q 職として申立ての事業所に勤めていたことは間違いなく、厚生年金保険料が給料から控除されていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間⑩のうち、昭和 38 年 11 月 10 日から 39 年 2 月 1 日までについては、社会保険事務所に保管されていた A 社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立人は、38 年 11 月 10 日に同社で被保険者資格を取得し、その後、当該記録が取り消されていることが確認できる。

一方、A 社に係る上記の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿は、同社が厚生年金保険の適用事業所では無くなった昭和 39 年 4 月 16 日の後の同年 5 月 29 日に払い出されており、その後、申立人を含む 5 人の従業員の資格の取得及び喪失処理並びに申立人の資格の取消処理がさかのぼって行われていることが確認できる。

このようにさかのぼって処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において適正な処理が行われたとは考え難い。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿で住所が判明した同僚 7 人に照会文書を送付したところ、4 人から回答があり、このうち 1 人 (被保険者期間：昭和 38 年 11 月 12 日から 39 年 4 月 14 日まで) は、「申立人を知っている。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における資格取得日は、昭和 38 年 11 月 10 日であったと認められ、また、同社における資格喪失日は、申立人が次に勤務した事業所における厚生年金保険の資格取得日が 39 年 2 月 29 日であり、申立人は同年 1 月末まで同社に勤務したとしていることから、同年 2 月 1 日とすることが妥当である。

なお、申立人の上記期間の標準報酬月額については、A 社に係る厚生年金保

険被保険者台帳記号番号払出簿の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間⑩のうち、昭和37年2月10日から38年11月10日までにについては、申立人のA社における勤務を確認することができず、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間①については、社会保険庁の記録によると、申立人が昭和26年3月16日にB社で資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、25年3月10日から同社で勤務していたと申し立てている。

しかし、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿で住所が確認できる同僚6人に照会文書を送付したところ、4人から回答があり、うち2人は、被保険者期間が申立人の被保険者期間と一部で重なっているため、「申立人を知っている。」と陳述しているが、申立人の勤務期間に関する記憶は明確でなく、申立期間①に申立人がB社に勤務していたことを確認することはできない。

また、申立人は当時の勤務状況について、「R業務は初めてだったので、先輩の手伝い等の見習い期間がかなりあった。」と陳述している。

このほか、申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、社会保険庁の記録によると、申立人が昭和28年2月28日にB社で資格喪失していることが確認できるところ、申立人は、同年5月1日まで引き続き勤務していたと申し立てている。

しかし、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿で申立期間②に資格取得日が確認できる同僚は6人のうち、住所が判明した同僚2人は、いずれも「申立人を覚えていない。」と陳述している。

さらに、B社の事業主は既に死亡しており、事業主の親族も、「家屋も全焼したため、関係書類も残っていない。」と回答している。

このほか、申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間③については、申立人は、申立期間にC社で勤務していたと申し立てている。

しかし、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿で被保険者記録が確認できる同僚12人に照会文書を送付したところ、10人から回答があり、全員が「申立人を知らない。」と陳述している。

また、上記10人のうち7人は、C社における実際の勤務開始時期は、社会保険庁の資格取得日の記録より3か月から5か月早い時期であったと陳述(3か月2人、4か月4人、5か月1人)していることから、申立期間当時、同社では、3か月から5か月間の試用期間を設けていたものと考えられる。

さらに、申立人は、C社での同僚及び上司の名前を記憶しておらず、事業主も既に死亡しており、健康保険組合及び雇用保険の記録も残されていないため、申立人の申立期間③に係る同社での在籍を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間④については、申立人は、申立期間にD社で勤務していたと申し立てている。

しかし、D社に係る厚生年金保険被保険者名簿で、昭和30年4月1日から33年2月11日まで加入記録のある同僚から、「申立人を知っている。」との陳述が得られたものの、同氏は、「中学を卒業（昭和29年4月）してすぐに入社したが、記録が昭和30年4月からになっているのは、見習い期間があったからだと思う。」と陳述していることから、同氏は、申立人の同社での被保険者期間（昭和29年3月1日から30年3月1日まで）中に入社していたことが推認できる。

また、照会に対して回答のあった残りの7人は、「申立人を知らない。」と陳述しており、現在のD社の総務人事担当も、「当時のことは分からない。」と回答している。

さらに、D社における健康保険組合及び雇用保険の記録は残されておらず、申立人の申立期間④に係る同社での在籍を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑤については、申立人は、申立期間にE社で勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録によると、E社は昭和33年7月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所になっていない。

また、社会保険庁に登録されているE社の事業主は、同社が適用事業所となった日から厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、当該適用日の約2月前までほかの事業所で被保険者記録が確認できることから、さらにそれ以前の申立期間⑤中に、申立人が同社で厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

さらに、申立人は3人の同僚を挙げているが、E社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、当該3人の同僚の記録は確認できない。

このほか、申立期間⑤において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑥については、申立人が記憶している同僚の名前がF社に係る厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、申立人が申立期間の一部で同社において勤務していたことが推認できる。

しかし、上記の同僚は、F社の厚生年金保険への加入に関する照会に対して、「自分の手取り収入を多くするために、社会保険に自分から入らないという人も結構いたと思う。」と陳述している。

また、F社が加入していたS事業健康保険組合T支部は、申立人の加入記録について、「保存期間経過により確認できない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間⑥において事業主により給与から厚生年金保険

料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑦については、申立人は、申立期間にG社で勤務していたと申し立てている。

しかし、G社に係る厚生年金保険被保険者名簿で被保険者記録が確認できる同僚2人に照会文書を送付したところ、1人から回答があり、「当時社員は5人程度であったが、申立人のことは知らない。」と陳述している。

また、申立人はG社における4人の同僚の名前を挙げているが、上記被保険者名簿にその名前は確認できない。

さらに、G社の当時の事業主は既に死亡しているため、後継者に照会したところ、「自分は申立期間後の入社であるが、申立期間中に申立人は就労していなかった。」と回答している。

加えて、G社における雇用保険の記録は残されておらず、申立人の申立期間⑦に係る同社での在籍を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間⑦において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑧については、申立人は申立期間にE社で勤務していたと申し立てている。

しかし、E社で申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚7人のうち、住所が判明したのは1人のみであったが、照会に対して回答が得られなかった。

さらに、申立人は当時の同僚として3人の名前を挙げているが、E社に係る厚生年金保険被保険者名簿に当該3人の名前は確認できない。

加えて、E社における健康保険組合及び雇用保険の記録は残されておらず、申立人の申立期間⑧に係る同社での在籍を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間⑧において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑨については、申立人は、申立期間にH社で勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録では、H社は申立期間⑨以前の昭和33年3月17日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、また、登記簿謄本の記録でも、同年4月23日に解散していることが確認できる。

さらに、H社に係る厚生年金保険被保険者名簿で被保険者記録が確認できる者は21人いるが、住所が判明した同僚は1人のみであり、照会文書を送付するも回答は得られなかった。

加えて、H社における雇用保険の記録も残されておらず、申立人の申立期間⑨に係る同社での在籍を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間⑨において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑪、⑰及び⑲については、申立人は、申立期間⑪はI社で、申立期間⑰についてはO社で、申立期間⑲についてはP社で勤務していたと申し立て

ている。

しかし、I社、O社及びP社は、社会保険庁において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、申立人が示した地図上の位置を、それぞれの申立期間に近い時期に発行された住宅地図で見ても、該当する事業所は確認できなかった。

さらに、上記の3事業所ともに、事業所を管轄する法務局で商業登記の記録を確認することできないため、申立人の申立期間⑪、⑰及び⑲に係る事業所での在籍を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間⑪、⑰及び⑲において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑫については、申立人は、申立期間にJ社で勤務していたと申し立てている（社会保険庁の記録から、当該期間前に同社に3回勤務していることが確認でき、申立人は4回目の勤務であるとしている。）。

しかし、J社に係る厚生年金保険被保険者名簿で申立期間⑫に被保険者資格を取得し、住所が判明した同僚6人に照会文書を送付したところ、2人から回答があり、うち1人は「U氏と思っていた人が工場長をしていたことを覚えている。」と陳述しているが、同氏の被保険者期間中に「V」姓の被保険者も1人確認でき、ほかの1人は申立人を知っているか否かの照会に対して未回答であった。

また、J社は昭和55年6月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主は連絡先が不明のため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間⑫において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑬については、申立人は、申立期間にK社で勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録で申立期間⑬にK社で厚生年金保険の被保険者期間が確認できる同僚10人に照会文書を送付したところ、7人から回答があり、うち5人が「申立人を知らない。」と陳述している。また、残りの2人は、「自分が退社した（昭和60年12月21日）後に入社したと聞いている。」「申立人がいたなというぐらいの記憶がある。」と陳述しているが、K社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の長男の加入記録（昭和62年4月1日から平成元年11月1日まで）が見られることから、申立期間において申立人が同社に勤務していたことを確認することができない。

さらに、K社の事業主は既に死亡しており、健康保険組合及び雇用保険の記録も確認できないことから、申立人の申立期間⑬に係る同社での在籍を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間⑬において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑭及び⑳については、申立人は、L社で勤務していたと申し立てて

いる。

しかし、社会保険庁に保管されているL社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間⑭の期間における同社の被保険者は事業主とその妻の2人、申立期間⑳の期間における同社の被保険者は、事業主、その妻及び息子の3人しか記載されておらず、申立人を含め、その他の従業員の記録は確認できない。

また、L社の事業主は、申立人に係る照会に対して、「当時の資料が無いため、身分職種について不明。」と回答している。

さらに、申立人のL社における雇用保険の記録は無く、申立人の申立期間⑭及び⑳に係る同社での在籍を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間⑭及び⑳において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑮、⑱及び㉑については、申立人は、M社で勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間⑮にM社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚10人に照会したところ7人から回答があり、また、申立期間⑱に同社で被保険者記録が確認できる同僚12人に照会したところ9人から回答あり、さらに、申立期間㉑に同社で被保険者記録が確認できる同僚13人に照会したところ11人から回答があったものの、全員が「申立人のことを知らない。」と陳述している。

加えて、申立人は当時の勤務状況について、「事業主の指示で、自分一人だけ特命の仕事をしていた。ほかの社員とは別扱いで、給料も会社からではなく、社長のポケットマネーから振り込まれていた。」と陳述しているが、M社の事業主は、「申立人を覚えていない。当時は社員の出入りが激しかったので、2か月から3か月から半年ぐらい様子を見てから、社会保険に加入させていた。」と回答している。

また、申立人のM社における雇用保険の記録は無く、申立人の申立期間⑮、⑱及び㉑に係る同社での在籍を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間⑮、⑱及び㉑において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑯については、申立人はN社で勤務していたと申し立てている。

しかし、N社は、社会保険庁の記録において厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

また、申立人は、N社における仕事内容として「W業務の仕事」を行い、所在地は、「X市内のY区近く」であったとしているところ、社会保険庁の記録においてX市Y区に所在地があるZ社を確認することができるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間⑯後の昭和57年8月2日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

さらに、申立人のN社における雇用保険の記録は無く、申立人の申立期間⑯に係る同事業所での在籍を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間⑯において事業主により給与から厚生年金保険

料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②及び③については、雇用保険の記録（昭和60年6月20日から同年8月31日まで及び61年1月13日から同年5月29日まで）から、申立人は、当該期間においてL社で勤務していたことが認められる。

しかし、L社で申立人の雇用保険期間とほぼ同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚の雇用保険被保険者総合照会をみると、雇用保険の資格取得日（昭和61年6月28日）の約4か月後（昭和61年11月1日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、同じく同社で2度の厚生年金保険被保険者期間がある別の同僚の雇用保険被保険者総合照会をみると、1回目は雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日は同じ日であるが、2回目は、雇用保険の資格取得日（昭和61年4月22日）の約1か月半後（昭和61年年6月2日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

以上の事情から、L社では、雇用保険の被保険者資格を取得させていても、同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったものと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間②及び③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓及び申立期間⑩のうち、昭和37年2月10日から38年11月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成5年10月から12年8月までの標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から12年11月30日まで
私の夫は、平成5年4月からA社に勤務し、同社を12年に退職したが、退職後に標準報酬月額が引き下げられているとは全く知らず、納得できない。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年10月1日から12年9月1日までについては、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初申立人が主張する16万円と記録されていたところ、申立人がA社における被保険者資格を喪失(平成12年11月30日)した後の同年12月6日付けで、5年10月にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、同社の取締役2名及び同僚1名についても、社会保険庁のオンライン記録によると、平成12年12月6日付けで、5年10月にさかのぼって標準報酬月額の訂正処理が行われている。

しかしながら、当該事実について、同社は既に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、当時の事業主と連絡が取れないことから確認できず、申立期間当時、申立人の報酬月額が9万8,000円に対応した額に減額されたことが事実に基づく訂正であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、同社の商業登記簿謄本から、申立人は役員であったことはなく、複数の同僚は、「申立人はB職であり、役員で無かった。人事総務の担当者は別の者であった。」と陳述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、当該事務処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間のうち、平成5年10月から12年8月までに係る申立人の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から16万円とすることが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年9月1日から11月30日までについては、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格は、同年11月30日まで継続していることが確認できるものの、雇用保険の記録から、申立人は、同年9月10日に同社を離職し、同年9月21日以降に基本手当を受給していることが確認できる。

また、申立人の妻は、「夫が離職する1年ほど前から給与の遅配、未払いがあった。会社に出勤しなくなった時期があったので、離職手続を行ってもらったように言った覚えがある。」とし、同僚1名も「当時、2か月から3か月の給与の遅配、未払いは頻繁にあった。」と陳述していることから、当該期間において申立人が同社に勤務し、給与の支払いを受けていたことを確認することができない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成12年9月1日から同年11月30日までの期間については、申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から同年8月26日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間のうち、平成7年1月から同年7月までについて、標準報酬月額が9万2,000円に訂正されていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年10月17日以後の同年11月22日付けで、同年1月1日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられ、申立人が被保険者資格を喪失した同年8月26日まで継続していることが確認できる。

また、同社の事業主についても、社会保険庁のオンライン記録によると、平成7年11月22日付けで、同年1月1日にさかのぼって標準報酬月額の訂正処理が行われている。

しかしながら、当該事実について、申立人の報酬月額が9万2,000円に対応した額に減額されたことが事実に基づく訂正であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、同社の商業登記簿謄本から、申立人は役員であったことは無く、事業主及び役員であった同僚は、「申立人は一般従業員であった。」と陳述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、当該事務処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から59万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和52年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月16日から53年1月1日まで

A社に在籍していた期間の年金記録を照会したところ、昭和52年12月16日に同社本社C部門において資格を喪失し、53年1月1日に同社B支社において資格を取得しているとの回答を得た。

昭和40年3月2日に入社してから平成13年11月1日に退職するまで、途中一度も離職したことはない。給与履歴証明書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社員台帳（経歴）及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和52年12月16日にA社本社C部門から同社B支社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和53年1月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、昭和57年4月から同年6月までの標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月1日から同年7月1日まで

A社B支社に勤務していた昭和57年4月から同年6月までの標準報酬月額が24万円となっているが、当時の給与支払明細書では標準報酬月額が28万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は標準報酬月額を24万円と届け出たことを認めており、また、厚生年金基金で保存していた申立期間に係る報酬月額の届書においても、報酬月額が24万円となっていることから、事業主が24万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の昭和64年1月から平成2年5月までの標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成3年8月21日であると認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、申立人の平成2年6月から3年7月までの標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和64年1月1日から平成2年6月30日まで
② 平成2年6月30日から3年8月21日まで

私は、A社設立の際、仕事上で知り合いであった社長に誘われて入社した。給与はずっと26万円であったと記憶しているが、今回の社会保険事務所の個別訪問調査によって、標準報酬月額が引き下げられていることを知らされた。調査の上、正しい標準報酬月額及び被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録では、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は26万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった平成3年6月30日以後の同年8月21日付けで昭和64年1月1日に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額が15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚6人のうち5人が、「申立人はB職であった。」と陳述しており、ほかの1人も「申立人は一時期責任者の立場であったが、社会保険の最後の訂正処理は自分が社会保険事務所と相談して行った。」と陳述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該事務処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から26万円とすることが必要と認められる。

申立期間②については、社会保険庁の記録において、同社が適用事業所に該当しなくなった平成3年6月30日以後の同年8月21日付けで、申立人に係る被保険者資格の喪失日を2年6月30日とする遡及訂正処理が行われていることが確認できる。また、申立人以外の7人の被保険者についても適用事業所に該当しなくなった日以降に、被保険者資格の喪失日を遡及訂正する手続きが行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社において平成3年8月20日まで雇用保険の記録が確認でき、また、同年7月20日に同社を退職したとしており、当該退社日は雇用保険の記録と一致していることが確認できる同僚が、「私が辞めた時には、申立人はまだ会社にいた。」と陳述していることから、申立人は、申立期間②において同社に継続して勤務していたものと考えるのが相当である。

加えて、遡及訂正処理に関与したとしている同僚は、「社会保険事務所と相談した当時、A社には少なくとも5人以上在籍していた。」と陳述していることから、少なくとも訂正処理日（平成3年8月21日）までは、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

以上の事情から、同社において、このようにさかのぼって資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成3年8月21日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、事業主が当初届け出た平成2年5月の社会保険事務所の記録から26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

社会保険事務所のA社に係る被保険者記録では、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間（別紙一覧表参照）は標準賞与額（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別紙一覧表参照

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間（別紙一覧表参照）に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。これらの期間の賞与に係る保険料の控除が確認できるA社の給与集計表を提出するので、賞与から保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与集計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間に係る標準賞与額については、給与集計表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間（別紙一覧表参照）は標準賞与額（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 52 件 (別添一覧表参照)

(別紙)

事案 番号	1 申立人の氏名等				申立期間（納付記録の訂正が必要な期間）								
					平成15年7月15日	平成15年10月3日	平成15年12月15日	平成16年7月15日	平成16年12月15日	平成17年7月15日	平成17年9月5日	平成17年12月15日	平成18年7月14日
	氏名	基本 年金 番号	生年月日	住所	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
5050	女		昭和28年生		*	100万円	*	*	*	*	100万円	*	*
5051	男		昭和19年生		*	100万円	*	*	*	*	100万円	*	*
5052	男		昭和39年生		43万円	20万円	43万円	38万円	38万円	38万円	*	45万円	50万円
5053	男		昭和37年生		23万1,000円	*	24万円	24万円	24万円	24万円	*	24万円	24万円
5054	男		昭和22年生		35万円	10万円	30万円	30万円	30万円	30万円	*	30万円	33万円
5055	女		昭和59年生		*	*	3万円	9万円	13万5,000円	13万5,000円	*	15万円	10万円
5056	男		昭和46年生		45万円	20万円	45万円	45万円	43万円	43万円	*	46万円	50万円
5057	男		昭和28年生		40万円	10万円	40万円	43万円	40万円	45万円	*	45万円	50万円
5058	男		昭和48年生		22万円	*	22万円	23万円	23万円	23万円	*	25万円	27万円
5059	男		昭和43年生		22万円	*	*	*	*	*	*	*	*
5060	女		昭和38年生		27万円	10万円	28万円	30万円	27万円	27万円	*	22万円	27万円
5061	男		昭和46年生		8万円	*	19万1,000円	19万1,000円	17万円	16万8,000円	*	*	*
5062	男		昭和39年生		8万円	10万円	18万円	22万円	22万円	22万4,000円	*	22万4,000円	30万円
5063	男		昭和52年生		5万円	*	15万円	20万円	20万円	*	*	*	*
5064	男		昭和54年生		*	8万円	10万円	20万円	20万円	25万円	*	26万円	32万円
5065	男		昭和51年生		3万円	*	10万円	19万5,000円	18万円	18万円	*	18万円	21万円
5066	男		昭和40年生		*	*	5万円	20万円	20万円	21万円	*	21万4,000円	29万円
5067	男		昭和16年生		*	20万円	*	*	*	*	*	20万円	20万円
5068	女		昭和17年生		23万円	10万円	23万円	23万円	23万円	23万円	*	23万円	23万円
5069	女		昭和55年生		20万円	*	20万円	20万円	20万円	20万5,000円	*	20万5,000円	20万5,000円
5070	女		昭和40年生		25万円	10万円	22万円	22万円	*	*	*	*	*
5071	女		昭和52年生		9万円	*	*	*	*	*	*	*	*
5072	女		昭和48年生		15万円	*	17万円	5万円	10万円	12万円	*	15万円	21万円
5073	男		昭和52年生		6万5,000円	*	13万円	*	*	*	*	*	*
5074	女		昭和51年生		15万円	*	16万円	18万円	20万円	18万円	*	20万円	21万円

事案 番号	1 申立人の氏名等				申立期間（納付記録の訂正が必要な期間）								
					平成15年7月15日	平成15年10月3日	平成15年12月15日	平成16年7月15日	平成16年12月15日	平成17年7月15日	平成17年9月5日	平成17年12月15日	平成18年7月14日
					氏名	基本 年金 番号	生年月日	住所	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
5075	女		昭和45年生		15万円	10万円	17万円	18万円	20万円	*	*	*	*
5076	女		昭和56年生		3万円	*	10万円	*	*	*	*	*	*
5077	男		昭和34年生		10万円	*	10万円	10万円	10万円	10万円	*	10万円	10万円
5078	女		昭和23年生		20万円	*	17万円	17万円	17万円	17万円	*	17万円	18万円
5079	女		昭和22年生		3万円	*	2万円	2万円	2万円	2万円	*	2万円	7万円
5080	男		昭和44年生		*	*	*	15万円	20万円	20万円	*	20万円	25万円
5081	男		昭和49年生		*	*	*	5万円	*	*	*	*	*
5082	女		昭和44年生		*	*	*	5万円	13万円	12万2,000円	*	13万円	17万円
5083	女		昭和53年生		*	*	*	5万円	13万1,000円	13万9,000円	*	18万円	19万円
5084	女		昭和47年生		*	*	*	8万円	*	*	*	*	*
5085	女		昭和57年生		*	*	*	5万円	13万5,000円	13万7,000円	*	17万円	*
5086	女		昭和48年生		*	*	*	5万円	13万円	*	*	*	*
5087	女		昭和47年生		*	*	*	*	5万円	18万円	*	19万円	19万円
5088	女		昭和45年生		*	*	*	*	5万円	10万円	*	10万円	*
5089	男		昭和26年生		*	*	*	15万円	10万円	10万円	*	15万円	22万円
5090	男		昭和41年生		*	*	*	*	*	*	*	10万円	20万円
5091	女		昭和39年生		*	*	*	*	*	5万円	*	5万円	10万円
5092	男		昭和36年生		*	*	*	*	*	25万円	*	25万円	
5093	男		昭和56年生		*	*	*	*	*	*	*	*	25万円
5094	女		昭和56年生		*	*	*	*	*	*	*	*	10万円
5095	女		昭和60年生		*	*	*	*	*	*	*	*	5万円
5096	女		昭和44年生		*	*	*	8万円	15万円	18万円	*	22万円	
5097	女		昭和59年生		*	*	*	*	*	*	*	*	5万円
5098	女		昭和47年生		20万円	8万円	20万円	*	*	*	*	*	*
5099	女		昭和53年生		7万円	*	13万円	*	*	*	*	*	*
5100	男		昭和41年生		30万円	8万円	28万円	28万円	28万円	28万円	*	28万円	30万円
5101	男		昭和44年生		20万9,000円	8万円	21万円	22万円	22万円	25万円	*	28万円	36万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年9月17日から38年3月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を37年9月17日に、資格喪失日に係る記録を38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

また、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月17日から38年3月1日まで
② 昭和42年3月から同年7月まで
③ 昭和53年から55年まで
④ 昭和60年から62年まで

社会保険庁の記録では、私がA社に住み込みで勤務した昭和37年9月17日から38年3月1日までの期間（申立期間①）、B社（現在は、C社。）に勤務した42年3月から同年7月までの期間（申立期間②）及びD社E事業所に勤務した53年から55年までの期間（申立期間③）が厚生年金保険の未加入期間とされている。また、私は、人材派遣会社から派遣されて、F事業所（現在は、G事業所。）に勤務していたが、60年から62年までの2年間は、同事業所に直接雇用されてH業務の仕事を続けた。しかし、社会保険庁の記録では、当該期間が厚生年金保険の未加入期間とされている（申立期間④）。

申立期間①、②、③及び④を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に入社した経緯等を具体的に陳述しており、昭和37年9月17日から同社に住み込みで勤務したとする主張に不自然

な点は見られない上、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での申立期間当時の在籍が確認できる複数の同僚の証言から判断すると、申立人が、同年9月17日から38年2月28日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に住み込みで勤務していた同僚の陳述から申立人と同室であったとされる8人全員の同社での厚生年金保険加入記録が確認できる。

さらに、同僚が証言した申立期間①当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時の同社では、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同一職種の同僚及び同年代の同僚の標準報酬月額から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年9月から38年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険加入記録及びC社の事業主の陳述から、申立人が申立期間のうち、昭和42年5月18日以降の期間に同社に在籍していたことが確認できる。

しかし、C社の事業主は、「当時の資料は廃棄済みであり、B社での申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況は分からない。」旨陳述している上、当時の事業主は既に死亡しており、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立期間の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述は得られなかった。

また、申立人の当時の夫が当該期間に勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の当時の夫の欄には被扶養者がいることをうかがわせる表示が確認でき、申立人は、「当時、夫婦には子供がいなかった。」と陳述していることから、申立人は申立期間に当時の夫の扶養家族になっていたため、厚生年金保険には加入していなかったものと推定される。

さらに、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②における健

康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

申立期間③について、管轄社会保険事務所が保管するD社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社E事業所に在籍していたことが推定できる。

しかし、上記同僚の一人は、「私は、D社E事業所にI職として勤務していたが、申立人は、歩合制のJ職であった。歩合制のJ職は、厚生年金保険の加入手続を行っていないと、J職の同僚女性から聞いたことがある。」旨陳述しており、当該同僚がJ職の同僚として名前を挙げた3人の同社での厚生年金保険加入記録も見当たらない。

また、D社は、平成元年5月1日に適用事業所では無くなっており、当時の事業主等とも連絡が取れない上、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述は得られなかった。

さらに、申立人は、「当時、生活保護を受給しており、医療機関を受診する際には医療扶助を受けていたので、健康保険証を使用した記憶は無い。」旨陳述している。

加えて、D社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間③の健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

申立期間④について、申立人は、当初、人材派遣会社からの派遣従業員としてF事業所に勤務していたが、申立期間に同事業所に直接雇用されてH業務の仕事の続けたと申し立てしているところ、管轄社会保険事務所が保管する同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時の在籍が確認できる同僚の証言から、申立人が申立期間同時に同事業所に勤務していたことは推定できるものの、当該同僚は、「申立人の在籍期間及び申立人が派遣社員であったのか事業所職員であったかは分からない。」旨陳述している。

また、G事業所は、「申立期間当時の人事記録等は廃棄済みであり、申立人のF事業所での申立期間当時の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況は分からない。」旨回答している上、F事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時の在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述は得られなかった。

さらに、G事業所は、「申立人が、平成16年1月に当事業所に勤務する際に提出した履歴書には、申立人が昭和58年3月から63年3月まで人材派遣会社に勤務していた旨記載されている。」と回答しており、申立人が登録していた人材派遣会社に申立人の在籍状況等を照会したものの、当該派遣会社は、「申立期間当時の資料は廃棄済みであり、申立人の申立期間当時の在籍状況及び厚

生年金保険料の控除の状況は分からない。」旨回答している上、申立人は、「人材派遣会社では、自社の社員は厚生年金保険に加入していたが、派遣社員は厚生年金保険に加入していなかった。」旨陳述している。

加えて、F事業所及び申立人が登録していた人材派遣会社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間④の健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間②、③及び④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②、③及び④における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年9月30日から同年10月1日までの期間及び60年5月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を59年9月30日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円に、また、同社における資格取得日に係る記録を60年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年9月30日から60年7月1日まで
② 昭和60年9月29日から61年3月7日まで

私は、昭和59年9月末から60年9月末ごろまでA社にC職として勤務していたが、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年7月1日となっている。59年10月分の給与明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間も厚生年金保険に加入しているはずである（申立期間①）。

また、私は、昭和60年9月末ごろにB社に入社したが、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が61年3月7日となっている。同社での60年11月分の給与明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間も厚生年金保険に加入しているはずである（申立期間②）。

申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和59年9月30日から同年10月1日までの期間及び60年5月1日から同年7月1日までの期間について、申立人が所持する給与明細書、事業主提出の賃金台帳等及び事業主の証言から、申立人がA社に勤務

し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和59年12月11日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日以前は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、55年8月5日に設立された法人事業所であることが同社に係る商業登記簿から確認できる上、申立人が同社に入社した59年9月30日の時点において、5人以上の従業員が常時勤務していたことが同社提出の賃金台帳等から確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び事業所提出の賃金台帳等から確認できる保険料控除額から、昭和59年9月は26万円、60年5月及び同年6月は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和59年9月30日から同年10月1日までにおいて適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人の申立期間のうち、昭和60年5月1日から同年7月1日までに係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得日を同年7月1日と届け出たため、申立期間の保険料を納付していないとしている上、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における申立人の資格取得日は、社会保険庁の記録どおりの同年7月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月及び同年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和59年10月1日から60年5月1日までの期間について、A社提出の賃金台帳等から、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、「申立人は、常勤形態で勤務していたが、社会保険の事務手続に応じなかったため、アルバイトとして取り扱った。」旨陳述しているところ、A社提出の賃金台帳の申立人に係る所属欄には「バイト」と記載されていることが確認できる。

申立期間②について、事業主の陳述及び雇用保険加入記録から判断すると、

申立人が申立期間にB社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、昭和61年3月7日に適用事業所となっていることが、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間②において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、B社の事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等は廃棄済みであるが、事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」旨陳述している。

一方、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料として「11月分給料明細書」を提出しており、当該明細書に市町村民税の記載が無いことから、入社直後の昭和60年11月分ではないかと主張しているが、当該明細書に支給年の記載が無い上、申立人提出の61年又は62年の「7月分給料明細書」にも市町村民税の記載は無いことから、「11月分給料明細書」が60年11月分であるかが不明である。

また、申立人提出の「11月分給料明細書」の厚生年金保険料から算出した標準報酬月額、申立人のB社における昭和61年10月の社会保険事務所の記録と符合している。

さらに、申立人と一緒に申立期間②にB社に勤務していた同僚は、既に死亡しているため、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述が得られない。

このほか、申立人が申立期間①のうち、昭和59年10月1日から60年5月1日までの期間及び申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和59年10月1日から60年5月1日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月26日から同年8月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月1日から同年10月23日まで
② 昭和45年3月30日から同年4月1日まで
③ 昭和50年2月1日から同年9月1日まで
④ 昭和51年8月から52年5月21日まで
⑤ 昭和56年2月2日から同年4月1日まで
⑥ 昭和56年7月26日から同年8月1日まで
⑦ 昭和61年11月10日から同年12月26日まで
⑧ 昭和62年4月21日から同年5月1日まで
⑨ 昭和62年5月1日から同年9月1日まで

社会保険庁の記録では、私がB社に勤務していた期間の一部（申立期間①及び②）、C社に勤務していた期間の一部（申立期間③）、D社に勤務していた期間（申立期間④）、A社に勤務していた期間の一部（申立期間⑤及び⑥）、E社（現在は、F社。）に勤務していた期間の一部（申立期間⑦及び⑧）及びG社に勤務していた期間の一部（申立期間⑨）が厚生年金保険の未加入期間とされている。

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑥について、雇用保険加入記録から、申立人は、A社に申立期間を含む昭和56年4月1日から同年7月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同じA社で勤務していた複数の従業員については、雇用保険の離職日の翌日と厚生年金保険の被保険者資格の喪失日とは一致していることが、当該同僚に係る社会保険庁の記録及び雇用保険加入記録から確認できるところ、申立人のみが雇用保険の離職日は昭和56年7月31日と記録されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同年7月26日となっている。

さらに、管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚は、「私がA社を退職した月の給料から、厚生年金保険料及び雇用保険料が控除されていた記憶がある。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間⑥の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年6月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和60年6月30日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主の陳述が得られなかったため不明であり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、雇用保険加入記録から、申立人が昭和44年8月29日からB社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社での複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、当該同僚が記憶する入社日から数か月経過後となっていることが、当該同僚の陳述及び管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同社の当時の社会保険事務担当の役員は、「入社後すぐに辞めてしまう従業員もいたので、個人差はあるものの、数か月間の試用期間を設けており、試用期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格の取得手続を行っていた。被保険者資格取得の手続を行うまでの期間の厚生年金保険料は控除しておらず、申立人の申立期間①に係る保険料を控除していないと思う。」旨陳述している。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

申立期間②について、雇用保険加入記録から、申立人が昭和45年3月30日までB社に勤務していたことが確認できるものの、申立人が同年3月31日まで同社に在籍していたことをうかがわせる関連資料及び同僚等からの陳述を得ることはできなかった。

また、B社の当時の社会保険事務担当の役員は、「従業員が退職する都度、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出しており、被保険者資格の喪失後の保険料は控除していなかったため、申立人の申立期間②に係る保険料を控除していないと思う。」旨陳述している。

さらに、B社は、昭和45年11月30日に適用事業所では無くなっており、事業主は所在不明のため、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述が得られない。

申立期間③について、管轄社会保険事務所が保管するC社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚の陳述から、期間は特定できないが、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、C社は、「申立人は、申立期間③において、当社の正社員ではなく、外注員という雇用形態で当社のJ業務に従事していたと考えられる。」旨回答しており、同社提出の労働者名簿を見ると、申立人の退職日が昭和50年1月31日と記載されていることが確認できる。また、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚二人は、「私は、C社で外注員を管理する役職に就いており、申立人が正社員から外注員に変わった記憶がある。」旨陳述している上、同社の元経理部長は、「私は、申立期間中の昭和50年5月にH社からC社に異動した。同社の正社員のことほとんど記憶しているが、申立人のことは知らないため、申立人は、正社員とは別室で勤務していた外注員であったと思う。」旨陳述している。

さらに、C社は、「外注員は、厚生年金保険及び雇用保険に加入していなかった。」旨回答しており、雇用保険の記録における同社での申立人の資格喪失日は、昭和50年1月31日となっており、社会保険庁の記録と符合している。

加えて、C社から提出された雇用保険の控除記録を見ると、申立人の申立期間③に係る雇用保険料が控除されていないことが確認できるところ、同社の経理担当者は、「厚生年金保険及び雇用保険に係る事務処理は一緒に行っていたため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」旨陳述している。

また、申立人は、申立期間中の昭和50年4月にC社の事務室内で撮影したとする写真を提出しているところ、申立人と一緒に写っている同僚は、同社の外注員であることが複数の同僚の陳述から確認でき、同社での当該同僚の厚生年金保険加入記録も見当たらない。

申立期間④について、申立人が名前を挙げた事業主及び同僚の名前が、管轄社会保険事務所が保管するD社に係る厚生年金保険被保険者名簿に確認できる上、事業主及び同僚二人は、「申立人のことを記憶している。」と陳述していることから、期間は特定できないが、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、D社は、昭和51年9月30日に適用事業所では無くなっていることが、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から

確認でき、申立期間④のうち、同日以降の期間において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、D社は、昭和51年9月1日にI社から名称変更された会社であることが、社会保険庁の記録から確認できることから、申立人のことを記憶しているとする上記同僚の一人は、「D社は、経営破綻のために解散が決まっていたI社のJ業務を処理するために設立された会社であり、申立人は、I社ではなく、D社のK職として入社した。」旨陳述しており、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる被保険者全員が、同社がI社から名称変更する前に被保険者資格を取得していることが確認できる。さらに、同僚二人が、D社に申立人と同じK職として入社した同僚として名前を挙げた者の同社での厚生年金保険加入記録も見当たらないことから、同社にK職として入社した者については、厚生年金保険の被保険者資格の取得手続きが行われなかったものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除の状況に関する事業主及び同僚からの陳述を得ることはできなかった。

申立期間⑤について、申立人から提出された当時の日記の抜粋、申立人が親族に販売したA社の取扱商品の売買取引報告書及び領収書から、申立人が申立期間に同社に在籍していたことが推定できる。

しかし、A社での複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、当該同僚が記憶する入社日から数か月経過後となっていることが、当該同僚の陳述及び管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、当該同僚のうち、申立人の直属の上司であったとする同僚は、「A社では、試用期間が設けられており、試用期間中には厚生年金保険に加入させていなかった。管理職として入社した私自身も、数か月の試用期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得している。」旨陳述していることから、申立期間⑤当時の同社では、入社から一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いであったものと考えられる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主の陳述が得られなかった上、当時の経理事務担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料の控除の状況を確認することができない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間⑤における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

申立期間⑦及び⑧について、F社は、「当社では、入社日と同日付けで厚生年金保険被保険者資格の取得手続きを行っており、また、E社での申立人の被保険者資格の喪失日が昭和62年4月21日となっているのは、申立人が当時の給料の締日であった20日付けで退職したためであると思う。同社での申立人の在籍期間は、社会保険庁の記録のとおりであり、申立人は、申立期間⑦及び⑧

に同社に在籍していないと考えられる。」旨陳述している。

また、管轄社会保険事務所が保管するE社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時の在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立期間⑦及び⑧における申立人の在籍に関する陳述は得られなかった。

さらに、当時のE社の事業主は、「当時、社会保険事務所から社会保険に係る事務の適正化に努めるよう厳しく指導されていた記憶があり、社会保険労務士と相談しながら、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続並びに保険料控除を行っていたので、申立人の申立期間⑦及び⑧に係る厚生年金保険料を控除していない。」旨陳述している。

申立期間⑨について、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間⑨のうち、昭和62年8月1日からG社に勤務していたことが確認できる。

しかし、G社は、昭和62年9月1日に適用事業所となっていることが、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間⑨において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、G社は、平成2年8月27日に適用事業所では無くなっており、事業主及び同社が適用事業所となった昭和62年9月1日と同日に申立人と一緒に被保険者資格を取得している同僚4人のうち、連絡先が判明した同僚3人に照会したものの、申立人の申立期間⑨に係る厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤、⑦、⑧及び⑨の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④、⑤、⑦、⑧及び⑨に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年7月までの国民年金保険料については、その一部が還付されていないものと認めることはできない。また、申立人の46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年7月まで
② 昭和46年4月から48年3月まで

昭和55年6月ごろに、自宅に夫婦二人分の国民年金保険料の納付書が送付されたので、社会保険事務所に出席し、私が夫婦二人分の36年4月から同年7月までの保険料3万2,000円を納付した。その際、その場で、担当職員から、私の保険料は既に納付済みと告げられ、納付した現金を還付するよう申し出たところ、2,100円しか還付されなかった(申立期間①)。

私は、申立期間①の自身の保険料として1万6,000円を納付したので、既に還付された2,100円との差額である1万3,900円を還付してほしい。

私は、国民年金加入後は、自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を定期的に納付して、年金手帳に押印してもらっていたと思う。

昭和46年4月から48年3月までの保険料についても、私が夫婦二人分の保険料をA市の自宅で毎月来る集金人に納付していたと思う(申立期間②)。

申立期間②について、納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和55年6月ごろに36年4月から同年7月までの国民年金保険料を社会保険事務所で納付したが、その際、当該期間の保険料は既に納付済みであり、保険料の還付を受けたが、還付金額は2,100円だけであり、納付した保険料1万6,000円との差額1万3,900円の還付を受けていないと申し立てている。

しかし、申立人及びその夫に係る国民年金記録をみると、第3回特例納付実施期間中の昭和55年6月にそれぞれ特例納付された36年4月から同年7月まで（申立期間①）の保険料が、57年6月に還付されていることが、申立人及びその夫の特殊台帳、B市の国民年金被保険者台帳及び還付整理簿の記載により確認できる上、その還付金額については1万6,000円であったことが確認でき、還付の手續及び還付金額に不自然さは見られない。

また、申立人及びその夫に係る特殊台帳を見ると、それぞれ国民年金被保険者資格の取得時期が、当時、昭和36年4月から37年4月に訂正されており、申立人の夫の厚生年金保険被保険者期間が判明したことにより訂正されたものと推認できる。このため、申立人の申立期間①は、国民年金の未加入期間となり、還付理由についても、不自然な点は見られない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の還付を受けたものの還付金額が相違すると陳述するが、還付時期などについて符合していない上、このほか申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C市在住時に国民年金に加入し、その後、自宅に来る集金人に定期的に保険料を納付しており、昭和46年4月から48年3月までの保険料についても、毎月来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月ごろにA市における特別適用対策により夫婦連番で払い出されており、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人が一緒に納付していたとする申立人の夫の国民年金手帳を見ると、申立期間②のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金印紙検認記録欄に検認印は押されておらず、申立人及びその夫に係るA市の被保険者名簿、B市の国民年金被保険者検認台帳及び特殊台帳に申立期間②の保険料が納付された事蹟^{じせき}は見当たらない。

さらに、申立人に係る氏名別読み検索及び申立期間に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料の一部を還付されていないものと認めることはできない。また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年7月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。また、申立人の46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年7月まで
② 昭和46年4月から48年3月まで

昭和55年6月ごろに、自宅に夫婦二人分の国民年金保険料の納付書が送付されたので、妻が社会保険事務所にし向き夫婦二人分の保険料を納付したと聞いている。

私が、現在所持している領収書を見ると、昭和36年4月から同年7月までの保険料として1万6,000円納付しており、還付の記載はあるが還付を受けた記憶は無い(申立期間①)。

厚生年金保険と重複して納付した申立期間①の保険料を還付してほしい。

昭和46年4月から48年3月までの保険料についても、妻が定期的に夫婦二人分の保険料を自宅に来る集金人に納付してくれたと聞いている(申立期間②)。

申立期間②について、納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、妻が納付してくれた昭和36年4月から同年7月までの国民年金保険料の領収証書を所持しており、同領収証書には還付の記載があるものの、保険料の還付を受けた記憶が無く、厚生年金保険加入期間との重複期間の保険料を還付してほしいと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、第3回特例納付実施期間中の昭和55年6月に特例納付された36年4月から同年7月まで(申立期間①)の

保険料について 57 年 6 月に還付されていることが、申立人に係る特殊台帳、B 市の国民年金被保険者台帳及び還付整理簿の記載により確認できる上、申立人が所持する申立期間①の領収証書にも還付を示す記載が確認でき、還付の手續に不自然さは見られない。

また、申立人に係る特殊台帳を見ると、国民年金被保険者資格の取得時期が、当時、昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月に訂正されており、申立人の厚生年金保険被保険者期間が判明したことにより訂正されたものと推認できる。このため、申立人の申立期間①は、国民年金の未加入期間となり、還付理由についても不自然な点は見られない。

さらに、申立人に対する申立期間①の保険料の還付を疑わせる事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、その妻が自宅に来る集金人に定期的に保険料を納付していたと聞いており、昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料についても、妻が集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 4 月ごろに A 市における特別適用対策により夫婦連番で払い出されており、申立人の妻の陳述と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳を見ると、申立期間②のうち、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金印紙検認記録欄に検認印は押されておらず、申立人及びその妻に係る A 市の被保険者名簿、B 市の国民年金被保険者検認台帳及び特殊台帳に申立期間②の保険料が納付された事蹟^{しせき}は見当たらない。

さらに、申立人に係る氏名別読み検索及び申立期間に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人の妻が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から52年3月まで

私は、昭和47年3月の結婚後、老後の生活を考え、夫婦一緒に国民年金の加入手続をしたと思う。

加入後、私が夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来る集金人に現金で納付して、領収書を手帳に貼付^{ちようふ}していた。

その手帳は、昭和53年1月ごろに集金人に勧められ付加年金に加入した際、集金人に回収された。

申立期間の納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年ごろに夫婦一緒に国民年金へ加入し、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来る集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金の加入手続は、その所持する国民年金手帳記号番号の前後の記号番号で払い出された任意加入被保険者の資格取得年月から、昭和53年1月ごろに夫婦連番で行われたことが推定される。この時点において、申立期間の保険料は現年度納付できず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、A市においては、昭和49年5月ごろまでの保険料収納は印紙検認方式であり、集金人は現年度保険料しか取り扱わなかったとしているところ、申立人の陳述と符合しない上、申立人は、申立期間の保険料についてさかのぼって納付した記憶は定かでないとしている。

さらに、申立人に係る旧姓を含む複数の氏名別読みによる検索及び申立期間同時に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管

する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から52年3月まで

昭和47年3月の結婚後、老後の生活のためと思い、妻が夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと思う。

加入後、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を、自宅に来る集金人に現金で納付し、領収書を手帳に貼付^{ちようふ}していた。

その手帳は、昭和53年1月ごろに集金人に勧められ付加年金に加入した際、集金人に回収された。

申立期間の納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が昭和47年ごろに夫婦一緒に国民年金へ加入し、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を妻が自宅に来る集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金の加入手続は、その所持する国民年金手帳記号番号の前後の記号番号で払い出された任意加入被保険者の資格取得年月から、昭和53年1月ごろに夫婦連番で行われたことが推定される^{ところ}、この時点において、申立期間の保険料は現年度納付できず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、A市においては、昭和49年5月ごろまでの保険料収納は印紙検認方式であり、集金人は現年度保険料しか取り扱わなかったとしているところ、申立人の妻の陳述と符合しない上、申立人の保険料を納付していたその妻は、申立期間の保険料についてさかのぼって納付した記憶は定かでないとしている。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年

金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の妻が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から57年3月まで

私が20歳になった昭和45年ごろ、父がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと思う。私は、すべてではないが申立期間の保険料を納付するために、父と金融機関に行った記憶もある。

また、私の所持する国民年金手帳に初めて被保険者となった日として、昭和45年11月10日と記載されている。

申立期間について、納付記録が無いかももう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳に到達した昭和45年ごろに、申立人の父が申立人の国民年金加入手続を行い、その父が、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和57年8月ごろ、その父と連番で払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料は現年度納付できず、その大半の期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人に係る旧姓を含む複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況、申立期間の保険料納付状況等の詳細は不明である。

加えて、申立人の父が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3698 (事案 526 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から同年12月までの期間及び63年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から同年12月まで
② 昭和63年4月から同年6月まで

私は、平成19年7月17日に昭和43年8月から平成8年6月までで未納及び免除とされている期間について、納付しているとして国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したが、19年9月28日に納付事実は確認できずとの回答を受けた。未納及び免除のすべての期間を納付している訳ではないが、特に申立期間の2か所については元妻が保険料を納付していたはずである。

昭和60年10月から同年12月までの期間は支払いメモが残っており、ほかの期間についても、わざわざ年度当初だけを避けて納付するはずがない。申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人が所持しているメモをみると、市の担当者が記載したと思われる申立期間①を含む5か所の納付期間についての納期限の横に申立人の自筆で「支払済」と記載されていることが分かる。かかるメモは、その紙質、鉛筆の濃さ等からみて昭和60年当時に記載されたものであることが推定できるが、市の被保険者納付記録カードをみると、同年4月から同年9月までの国民年金保険料を過年度納付している記録があるものの同年10月から同年12月までの納付記録が無いことが確認できたとし、また、申立期間②に係る申立てについては、A市の被保険者名簿をみると、申立人が平成2年10月25日にB区役所に出向いた際に、昭和63年7月から平成元年3月までの国民年金保険料の納付書を手渡した旨の記録があることが

確認でき、申立人が納付書を受け取った時点において、昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料は制度上納付することができなかったと考えられるとして、既に年金記録確認第三者委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、昭和 60 年 10 月から同年 12 月までの支払メモを所持していると主張しているが、このメモは 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の追納並びに 60 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 7 月から同年 9 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の過年度納付に係るそれぞれの納付金額及び納付期限を記載したものであり、このメモで申立期間①及び②の保険料納付を確認できるものではない。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の元妻は、申立人と離婚後は納付書と現金を預かり、金融機関で保険料を納付したことはあったが、定期的に預かった訳ではなく、どの期間の保険料を納付したか覚えていないと陳述している。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年4月までの期間及び15年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月から13年4月まで
② 平成15年1月

私が平成12年3月に会社を退職した数か月後に、国民年金の納付書が送付されてきた。その納付書を使って金融機関から納付したことを覚えている。

平成15年1月の保険料に関しては、届いた納付書に従い納付期限までに順番に納めていたので、一月の未納も無いと思っている。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年3月に会社を退職し、数か月後に国民年金の納付書が届いた後は、納付期限までに順番に金融機関から納付したと申し立てている。

申立期間①について、申立人の国民年金加入状況を見ると、社会保険庁の記録から、平成5年8月30日に被保険者資格を喪失し、次に被保険者資格を再取得したのは13年3月10日であることが確認できる。この場合、申立期間①のうち、12年4月から13年2月までの期間は、国民年金未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

また、未加入期間適用勧奨記録から、平成12年4月1日時点の適用勧奨が同年12月21日及び14年2月20日に作成されていることが確認できる。この場合、同年2月の時点において再加入手続がなされておらず、12年3月に会社を退職し、数か月後に送られてきた納付書で保険料を納付したとする陳述と符合しない。

さらに、未加入期間適用勧奨記録から、平成13年3月10日時点の適用勧奨を14年8月27日に作成していることが確認できる。この場合、申立期間①の

うち、13年3月及び同年4月の国民年金被保険者資格は、14年8月27日以降に再取得したものと推定でき、この間の保険料を現年度納付することはできない。

加えて、申立人が、平成13年3月10日から国民年金被保険者資格を再取得した後、最初に保険料を納付したのは、社会保険庁の記録から、同年5月の保険料を15年6月23日に納付していることが確認できる。この時点においては、申立期間①の保険料は時効の成立により、制度上納付することはできない。

申立期間②について、申立人の保険料納付状況を見ると、社会保険庁の記録から、申立期間②を挟む平成13年5月から14年12月までの期間及び15年2月から同年6月までの期間の保険料は、納付されているものの、いずれの期間の保険料も時効が成立する間際の納付となっていることが確認できる。また、申立期間②に続く同年2月の保険料は17年3月18日に納付されており、この時点においては申立期間②の保険料は時効の成立により制度上納付できない。これらのことから、申立期間②の保険料は、何らかの事情により時効が成立したため納付できなかったものとみるのが自然である。

さらに、昭和60年の機械化以降の過年度納付処理は、金融機関から社会保険事務所へ送付される領収済通知保険料額と、金融機関から日本銀行へ振り込まれる保険料額とを毎月突き合わせており、記録の誤りは極めて発生し難いと考えられる。

加えて、申立人に別の手帳記号番号による納付の可能性について各種指名検索を行ったがその形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成元年 5 月まで
父は私が 20 歳になった時、A 社会保険事務所で国民年金の加入手続きを行ってくれた。また、上記期間の保険料は B 銀行で納付書を使って納付してくれた。保険料額はよく覚えていない。
申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付してくれたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出された時期から、平成 3 年 6 月又は同年 7 月であると考えられ、20 歳になった時、国民年金の加入手続きをしたとする申立人の陳述と符合しない。また、加入手続き時期においては、申立期間のうち少なくとも昭和 62 年 9 月から平成元年 4 月までの保険料は時効の成立により、制度上納付することができない。

また、申立人は国民年金加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料を納付したとする申立人の父親は、加入手続き及び保険料の納付状況について記憶が曖昧であり、当時の具体的な状況が不明である。

さらに、昭和 60 年の機械化以降の過年度納付処理は、金融機関から社会保険事務所へ送付される領収済通知保険料額と、金融機関から日本銀行へ振り込まれる保険料額とを毎月突き合わせており、記録の誤りは極めて発生し難いと考えられる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を

縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、8年4月から9年12月までの保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から6年3月まで
② 平成8年4月から9年12月まで

平成3年4月から、私が大学生時代に学生納付の制度が導入され、母親が私の国民年金加入手続をA市役所で行った。保険料は、毎月母親が同市役所で現金を持参して納付していた。最初の保険料は1か月4,500円で、その後、7,000円、8,000円及び1万3,800円と保険料が上がっていった。申立期間②は免除申請をしたはずであり、この期間の保険料を納付した記憶は無く、申立期間①の納付記録がこの期間に書き換えられたに違いない。

申立期間②を申請免除の記録に訂正し、この期間の納付記録は申立期間①の納付記録であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月に母親が国民年金加入手続を行い、A市役所で保険料を納付し、申立期間②は免除申請をしたはずであり、この期間の保険料を納付した記憶は無く、申立期間①の納付記録がこの期間に書き換えられたに違いないと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、A市の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号が平成6年5月25日に払い出されていることが確認できる。この場合、申立人の大学生時代に母親がA市役所で国民年金加入手続を行ったとする陳述とは符合しない。また、申立期間①のうち、3年4月から4年3月までの保険料は時効により、制度上納付できず、同年4月から6年3月までは過年度納付が可能であるが、過年度納付の収納事務は市では行っておらず、申立人の母親が保険料を月々市役所にて納付し

たとする陳述とも符合しない。

さらに、申立人の申立期間①における保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

次に、申立期間②について社会保険庁の記録をみると、申立人が申立期間②の保険料を申請免除された形跡は見当たらない。申立期間②当時の保険料免除申請手続は、申請受付後の事務処理を機械化により行っており、社会保険庁のオンライン記録に登録されないまま免除が承認されるとは考え難い。

また、申立期間②直後の平成10年1月から同年3月までの申請免除は、社会保険庁の記録から同年2月4日に申請されていることが確認できる。仮に申立期間②が申請免除していた場合、平成8年度に続く9年度の申請免除は、平成9年4月から10年3月までとなっているはずであり、同年2月4日に同年1月から同年3月までの申請免除をしているのは不自然である。

さらに、機械化による事務処理では、変更手続が行われた場合にはその履歴が記録されるが、申立人については記録を変更した形跡は見当たらない。

加えて、申立期間①は36か月、申立期間②は21か月の申立てであり、期間の長さが相違していることから、申立期間①の記録が申立期間②に書き換えられたとは考え難い。

ところで、申立人及びその母親の保険料納付状況をみると、社会保険庁の記録から、申立期間②の保険料は納付の記録となっており、その納付日も同一日となっており、申立人の母親が納付したとする保険料はこの間の保険料とみるのが自然である。

このほか、別の手帳記号番号による納付の可能性について、類似した氏名を含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわす形跡は無かった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、8年4月から9年12月までの保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から5年3月までの期間及び13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月から5年3月まで
② 平成13年3月

申立期間①については、大学生であったが、平成3年3月に国民年金に加入することを決めていた。毎月、母から国民年金の納付書を渡されたので、アルバイト代から毎月、納付書を持って郵便局から納付していた。私は、申立期間①の国民年金の加入手続をしたことが無いが、毎月、母から納付書を渡されたので加入手続は母がしたものと思う。保険料は申立期間を通じて5,000円から6,000円であった。

申立期間②については、職業柄、勤務先を変わることが多く、2年から3年ごとにA社会保険事務所に行って、未納分をまとめて納付していた。

申立期間①及び②については、保険料を納付しているのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、すべて保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金被保険者資格に関する記録をみると、社会保険庁の記録及び申立人所持の年金手帳から、資格の取得が平成8年8月1日付け強制加入であることが確認でき、申立期間①は未加入期間であり保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間①を通じて毎月5,000円から6,000円を納付したとしているが、申立期間①のうち、平成3年3月の保険料は月額8,400円、同年4月から4年3月までの保険料は月額9,000円、同年4月から5年3月までの保険料は月額9,700円であり申立てと符合しない。

さらに、申立人は申立期間①の国民年金の加入手続に直接関与しておらず、また加入手続をしたとする申立人の母親も加入手続等に関する記憶が定かではなく、当時の具体的な状況は不明である。

申立期間②について、申立人は、平成13年3月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、社会保険庁の記録から、14年8月27日に第1号被保険者への変更手続勧奨が行われていることが確認できる。

また、申立期間②後の平成15年6月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、16年2月24日に第1号被保険者への変更手続勧奨が行われていることも確認できる。この勧奨における適用年月日が13年3月21日までさかのぼって適用されていることから、16年2月24日の勧奨時点までは申立期間②は国民年金未加入期間であったと考えられるとともに、同日の勧奨時点では、申立期間②の保険料は、時効により制度上納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間②後にまとめて保険料を納付したと陳述しているが、社会保険庁の記録から平成15年2月、同年3月及び同年6月の保険料は、16年6月16日に過年度納付をしていることが確認できる。この時点においても申立期間②の保険料は、時効により制度上納付することはできない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含む氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年8月まで
昭和36年に、夫がA市のB区役所で夫婦二人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料は、私が、区役所の窓口で夫婦二人分を一緒に納付してきた。しかし、申立期間の保険料が、夫の分は納付済みになっているのに、私の分は未納とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年にA市B区で夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、申立人が、夫の分と一緒に区役所の窓口で現年度納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年9月に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号では、申立人は、申立期間のうち、昭和36年度分の保険料を、申立てのように現年度納付することはできない上、各種氏名検索を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人がこの手帳記号番号で昭和36年度の保険料を納付するためには、過年度納付を行う必要があるが、申立人は、申立期間の保険料納付について、さかのぼって過去の保険料を納付したことは無いとしている。

さらに、国民年金加入時に交付を受けたものであるとして申立人が所持する国民年金手帳には、昭和37年9月24日と発行日が記載されている上、昭和36年度の検認欄に検認印は無く、37年度から39年度までの検認欄は、44年度から46年度までの検認欄に転用されており、昭和45年1月から47年3月までの保険料の検認印が押されている。

加えて、申立人は、申立期間の保険料の納付方法について、毎月、区役所の

窓口で職員に現金で納付し領収証を受け取っていたと陳述しているが、A市が被保険者に領収証を交付する規則検認方式を実施したのは昭和48年4月からであり、申立期間は、国民年金手帳に検認印を押す印紙検認方式で保険料を収納していることから、陳述内容と符合しない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3704(事案 537 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から55年4月まで

私が会社勤めから独立してA事業を開始した昭和38年2月から、妻が毎月遅れずに、夫婦二人分の国民年金保険料を銀行、郵便局又は区役所窓口で納付していたはずである。当時の保険料の納付金額はよく覚えていないが、経済的には苦しくなく、国民年金保険料の納付には困らなかったのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納付できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

しかし通知後、申立期間中にB市C区が町名変更したことを思い出し、それによって私の年金記録がすべて消去されてしまったと考えているので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿及び被保険者台帳を調査し、氏名の別読み検索を行ったが、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかったことなどから、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月29日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間中にB市C区が町名変更を行ったことにより、申立人の年金記録が消去されたと主張するが、この町名変更は、同区が昭和48年*月*日に実施した住居表示によるものであり、これにより、国民年金手帳記号番号に基づいて管理される納付記録及び手帳記号番号そのものが消去されることは考えられないことから、その主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3705(事案 538 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から55年4月まで

私が会社勤めから独立してA事業を開始した昭和38年2月から、妻が、毎月遅れずに夫婦二人分の国民年金保険料を銀行、郵便局又は区役所窓口で現年度納付していたはずである。また、妻が保有する国民年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に「昭和38年2月20日—強—55年5月22日」及び「昭和59年3月21日—強—60年4月1日」と記載されており、この表記が、保険料を納付していた証であるのに、申立期間が未納とされているのは納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

しかし通知後、申立期間中にB市C区が町名変更したことを思い出し、それによって妻の年金記録がすべて消去されてしまったと考えているので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

なお、当初の申立てでは、昭和59年3月から60年3月までの期間についても申し立てていたが、当該期間は短期間であるため再申立てしない。

(注) 再申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、昭和61年5月17日に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、この手帳記号番号では、申立期間の保険料を現年度納付することができない上、申立期間に係る手帳記号番号払出簿及び被保険者台帳を調査し、氏名の別読み検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかったこと、及び申立人が保有する国民年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄

に記載された申立期間の年月日は、国民年金の加入期間を示すものであり、納付記録を示すものではないことなどから、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月29日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人の夫は、申立期間中にB市C区が町名変更を行ったことにより、申立人の年金記録が消去されたと主張するが、この町名変更は、同区が昭和48年*月*日に実施した住居表示によるものであり、これにより、国民年金手帳記号番号に基づいて管理される納付記録及び手帳記号番号そのものが消去されるとは考えられないことから、その主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から46年3月まで

私が大学生で20歳になったところに、母が区役所の人に勧められて私の加入手続をしてくれた。当時、実家は裕福だったため、私は大学卒業後も働いていなかったため、結婚するまで母が自分の保険料と私の分を一緒に集金人に支払ってくれた。

母は、「自分の保険料だけを支払って大事な娘の分を支払わないことは親として考えられず、絶対に未納は無い。」と言っており、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生で20歳になったところに、申立人の母親が加入手続を行い、申立人の分を含めた母子二人分の保険料を集金人に支払ってくれたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年10月に払い出されていることが同払出簿及び申立人が所持する国民年金手帳の記録から確認できる。この同年10月の払出時点では、申立期間の一部は時効により既に保険料が納付できない期間であり、特例納付を行う以外に納める方法は無いほか、申立人が20歳になった41年*月ごろに申立人の母親が加入手続をし、申立期間の保険料を集金人に現年度納付してくれたとの申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の納付記録をみると、昭和41年10月から42年9月までの期間と46年4月から47年3月までの期間の合計2年分を、結婚後の50年12月にA市で特例納付していることが、社会保険庁の特殊台帳及び申立人が所持する2枚の領収証書から確認できる。この点についての申立人の記憶は定かで

はないが、両者の記録は整合しており、申立期間について特例納付がなされた形跡はうかがえない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年6月まで

私は、20歳になってから少しの間、国民年金の保険料を納めていなかったため、母に保険料の納付を依頼した。母が私の加入手続を行うとともに、20歳から少しの間納付されていなかった保険料につき、A社会保険事務所に電話で相談した結果、分割で納めることになった。その時の担当者は、20歳から納めたことになると言っていたが、申立期間は未納とされている。平成2年12月の未納は分かっているが、申立期間の未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から少しの間、国民年金の保険料を納付していなかったため、母親に納付を依頼し、母親が、社会保険事務所と相談して申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の資格記録をみると、申立人は平成になってから資格を取得していることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。平成以降に資格を取得した場合、国民年金手帳記号番号払出簿は作成されないため、申立人の前後の手帳記号番号の資格の取得状況から、申立人の手帳記号番号払出時期を検証すると、平成4年8月ごろに払い出されたものと推認できる。この場合、払出時点では、申立期間は既に時効が成立し、保険料を納付できない期間となっている。

また、申立人の納付記録をみると、申立期間に後続する平成2年7月から同年11月までの期間は、保険料を過年度納付していることが社会保険庁のオンライン記録から確認できるが、申立人の手帳記号番号払出時期である4年8月ごろを起点とすると、遡^{そきゅう}及納付が可能で2年7月まで遡^{そきゅう}及して納付したものと

推定できる。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったが、申立人に対し別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3708(事案 1471 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から53年3月まで

昭和53年から55年ごろの間に、国民年金の加入勧奨ハガキが来たので、区役所において加入手続を行った。その際に、保険料をさかのぼって、まとめて納付したので、過去の未納は無いはずである。その後は、区役所及び支所又は金融機関で毎月納付してきたのに、申立期間が未納とされているのは納付できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

しかし、私は、役所を信じて言われるままに保険料を納付してきたのに、未納があるのはどうしても納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の所持する領収証書により、昭和36年4月から申立期間直前の40年11月までの保険料を特例納付し、申立期間直後の53年4月から55年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、社会保険庁の納付記録と一致している上、申立人の納付月数が300月であることから、これらの納付は、申立人の年金受給資格期間を最低限確保するために行われたものとみるのが相当であり、申立人に当該領収証書以外にまとめ払いを行った記憶が無いことなどから、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、先の申立てと同様、役所を信じて言われるままに保険料を納付してきたと主張するが、当初の主張及び資料と合わせて検討しても、当委員会の当初の判断を変更すべき事情は認められず、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年7月まで

昭和36年当時、自宅に国民年金の集金人が来て、妻が国民年金の説明を受けたが、保険料が100円であったことから承諾し、夫婦で加入した。

その後、3か月ごとに集金人が来て、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたのに申立期間が未納とされているのは納得できない。

また、保険料を納付した際に、集金人から領収証書を受け取っていたが、当時は仕事の関係で転居も多く、領収証書は紛失してしまった。

なお、国民年金手帳の発行日が昭和39年8月7日となっているが、その日は妻が次男を出産したばかりであり、出産直後に手続したとは考え難く、その前から国民年金に加入していたので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立期間の保険料を集金人に納付した際、領収証書を受け取っていたと申し立てているが、申立期間当時のA市における国民年金保険料の徴収方法は、印紙による手帳検認方式であり、保険料を納付すると、集金人がその都度、国民年金手帳右側の印紙検認台紙に印紙を貼付し、左側の印紙検認記録欄に納付日の入った検認印を押すものとされている。

そこで、申立人の所持する夫婦の国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、ともに、納付記録のある申立期間直後の昭和39年8月以降の各月欄には、納付日の入った検認印が確認できるが、申立期間の各月欄については、印紙により保険料を現年度納付していたことを示す検認印が無い。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和39年8月7日に連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、国民年金手帳の発行日と一致しているとともに、共に同日付けで申立

期間直後の同年8月の保険料を納付したことを示す検認印が確認できることから、この日に申立人夫婦に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間のうち、同年3月以前の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に対し納付することができなかったものと考えられる上、申立人の妻は過去にさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと陳述している。

さらに、申立人の妻が、申立てどおり、申立期間の保険料を集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、申立期間当時のA市における国民健康保険料の徴収方法は、領収証書を発行する方式であったことから、申立人の妻が集金人から受け取っていたとする領収証書は、国民健康保険料の領収証書であった可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年7月まで

昭和36年当時、自宅に国民年金の集金人が来て、私が国民年金の説明を受けたが、保険料が100円であったことから承諾し、夫婦で加入した。

その後、3か月ごとに集金人が来て、私が夫婦二人分の保険料を納付していたのに申立期間が未納とされているのは納得できない。

また、保険料を納付した際に、集金人から領収証書を受け取っていたが、当時は夫の仕事の関係で転居も多く、領収証書は紛失してしまった。

なお、国民年金手帳の発行日が昭和39年8月7日となっているが、その日は私が次男を出産したばかりであり、出産直後に手続したとは考え難く、その前から国民年金に加入していたので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が申立期間の保険料を集金人に納付した際、領収証書を受け取っていたと申し立てているが、申立期間当時のA市における国民年金保険料の徴収方法は、印紙による手帳検認方式であり、保険料を納付すると、集金人がその都度、国民年金手帳右側の印紙検認台紙に印紙を貼付し、左側の印紙検認記録欄に納付日の入った検認印を押すものとされている。

そこで、申立人の所持する夫婦の国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、ともに、納付記録のある申立期間直後の昭和39年8月以降の各月欄には、納付日の入った検認印が確認できるが、申立期間の各月欄については、印紙により保険料を現年度納付していたことを示す検認印が無い。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和39年8月7日に連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、国民年金手帳の発行日と一致しているとともに、共に同日付けで申立

期間直後の同年 8 月の保険料を納付したことを示す検認印が確認できることから、この日に申立人夫婦に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間のうち、同年 3 月以前の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に対し納付することができなかったものと考えられる上、申立人は過去にさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと陳述している。

さらに、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、申立期間当時の A 市における国民健康保険料の徴収方法は、領収証書を発行する方式であったことから、申立人が集金人から受け取っていたとする領収証書は、国民健康保険料の領収証書であった可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 2 年 11 月までの期間及び 8 年 5 月から 14 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月から平成 2 年 11 月まで
② 平成 8 年 5 月から 14 年 1 月まで

申立期間①については、母が私の国民年金の加入手続を行い、当時、私に収入が無かったので、母が保険料を納付してくれていた。

申立期間②については、私が A 区役所 2 階の窓口へ行き、そこで 4 回払いの納付書を 1 か月ごとに納付できるよう機械で納付書を作成してもらい、当時勤務していた会社又は自宅付近の金融機関で私が毎月納付していた。

また、私には国民年金の記号番号が 2 つあり、どちらで納付していたのか不明であるが、国民年金保険料を納付していたことに偽りは無く、消された私の年金記録を探し出してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人に国民年金の記号番号が 2 つあると申し立てており、国民年金手帳記号番号のみが記載された年金手帳のほか、厚生年金保険の記号番号とともにいずれの記号番号でもない別の記号番号を基礎年金番号に設定した旨記載のある年金手帳の 2 冊の年金手帳を所持している。

そこで、1 冊目の年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、手帳記号番号前後の被保険者の状況から、平成 4 年 1 月ごろに払い出されているものと推定されるとともに、同年年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄を見ると、申立人が B 社を退職した同年 1 月 1 日に国民年金被保険者の資格を取得し、C 社に入社した 7 年 5 月 1 日にその資格を喪失していることが確認でき、同手帳記号番号に係る社会保険庁の資格記録と一致していることから、この手帳記号番号においては、申立期間①及び②は、記録上、国民年金

の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、2冊目の年金手帳に記載され基礎年金番号に設定された記号番号は、平成11年9月6日に付番されていることが社会保険庁の記録により確認でき、この時点において、申立期間①の保険料及び申立期間②のうち、9年7月以前の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①について、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間①の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況は不明であるほか、申立人自身が納付していたとする申立期間②についても、申立人は、A区役所2階の窓口で、年4回払いの納付書を1か月ごとに納付できるよう機械で納付書を作成してもらったと当時の状況を具体的に申し立てしているところ、A区役所の年金窓口は、当時も現在の1階にあり、年金窓口において国民年金の納付書を機械作成するシステムは、当時は無かったとされていることから申立内容と符合しない上、申立期間②当時におけるD市の国民年金保険料の徴収方法は、既に納付書による毎月納付方式を採用しており、申立人が改めて月ごとの納付書に分割してもらう必要はなかったものと考えられる。なお、当該区役所2階は、当時市県民税の窓口があったとされていることから、申立人が月ごとに分割してもらったとする納付書は、市県民税の納付書であった可能性も否定できない。

加えて、申立期間①及び②はそれぞれ1年3か月及び5年9か月に及び、このような長期間にわたり納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から63年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から63年1月まで

昭和52年12月に結婚後、夫婦二人分の保険料については、当時、夫の父が経営する事業の経理担当者であり、かつ、今回の申立てに係る代理人に納付をすべて任せていたので、その後の納付経過は分からないが、60年1月から口座振替により保険料を納付していたはずであり、夫婦共に申立期間が未納とされているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の夫婦二人分の保険料については、当時、申立人の夫の父親が経営する事業の経理担当者であり、今回の申立てに係る代理人に納付をすべて任せていたと申し立てている。

そこで、申立人の所持する夫婦の領収証書をみると、申立期間の約2年前である昭和58年4月から59年3月までの保険料を、ともに同年11月29日及び同年12月14日の2回に分割して過年度納付していることが確認できる。これについて、申立人及びその代理人は、家業の需要が減退したこと等により、収入が無くなってきた時期が数年間続いたため、一時的に保険料を納付できなかったことがあり、納付催告を受けて保険料をまとめて納付したことがあるとしているほかに、申立人の代理人は、通知を受けて区役所へ相談に行った際、「2年を過ぎているので納付できない。」と言われたこともあると陳述し、結婚後において、時効により納付できなかった未納期間の存在をうかがわせるところ、社会保険庁の納付記録をみると、申立人夫婦の結婚後における未納期間は、ともに申立期間のみであることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の始まる昭和60年1月から口座振替により申立人夫婦の保険料を納付していたはずであると申し立てているが、納付日が確認

できる夫婦の納付記録をみると、その納付日から、申立期間直後の63年2月から口座振替による納付が開始されていたものと推定される上、申立期間は3年以上に及び、この間、納付記録が夫婦同時に、かつ、連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から48年9月まで
会社を退職後の昭和41年11月に、国民年金の加入手続を行い、その後、夫が私に代わって保険料の納付を続けてくれていたと思う。
昭和42年10月から43年3月までの保険料は、夫がA市B区で納付してくれたと思う。
また、昭和43年4月に、夫が、先にC県D市へ単身赴任し、私は、同年5月に、A市B区からC県D市へ転居した。
昭和43年4月からの保険料は、自宅に来る集金人に対して、夫が3か月ずつ納付してくれていたと思う。
なお、昭和48年10月に、家族でE県F市へ転居したが、この時から、国民年金に加入していなかったと思う。
申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和41年11月に国民年金の加入手続を行った後、申立期間の国民年金保険料については、夫が納付してくれていたと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、G市において、昭和41年11月21日に払い出されており、この手帳記号番号払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

しかし、特殊台帳を見ると、申立人は、A市において申立期間直前の昭和42年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付した後に、不在被保険者となった旨の事跡^{じせき}が確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和42年9月までは印紙検認記録があるものの、申立期間である同年10月分からは印紙検認記録が無い。

さらに、国民年金手帳及び特殊台帳を見ても、A市からC県D市へ転居したとの記録は無く、申立期間当時、申立人は、国民年金法上の住所変更手続を適切に行っていなかったものと考えられ、このことは、C県D市において、申立人に係る被保険者名簿が見当たらないこととも符合している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から48年6月までの期間及び同年9月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年12月から48年6月まで
② 昭和48年9月から49年12月まで

私は、昭和44年1月ごろに、A区役所で勧められて、国民年金の加入手続を行った。

申立期間①の保険料については、区役所の窓口で納付書に現金を添えて納付し、領収書を受け取った。

申立期間①の間の出来事として、保険料を納付するため区役所へ行った際、別の件で職員とトラブルになり、後日、その上司から示談金を受け取ったことをよく覚えている。

また、申立期間②の保険料については、B県からC県の以前の住所に戻り、引き続き区役所で納付しているはずである。

申立期間に勤務していた会社は、厚生年金保険適用事業所では無かったため、当時の社長が、国民年金と国民健康保険には加入しておけるといつも言っており、証言もしてくれると思う。

申立期間の保険料を納付したのは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年1月ごろに、A区役所で国民年金の加入手続を行い、同区役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年4月11日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間①のうち、43年12月から47年12月までの国民年金保

険料は、制度上、納付することはできず、申立期間①のうち、48年1月から同年6月までの期間及び申立期間②のうち、同年9月から49年3月までの期間の保険料は過年度保険料となり、区役所で納付することはできない。

また、申立期間②のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については納付することが可能であるものの、申立人は同年12月に会社を退職し、その4か月後である50年4月発行の国民年金手帳を所持しているにもかかわらず、手帳発行時期に関する記憶が不明確であるなど、当時の保険料納付に係る具体的な記憶が乏しい。

さらに、申立期間は合わせて71か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立期間当時、申立人を雇用していた事業主は既に他界しており、申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月、44年5月から同年11月までの期間、45年9月及び同年10月、平成6年1月から同年3月までの期間、同年6月から同年8月までの期間並びに7年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月
② 昭和44年5月から同年11月まで
③ 昭和45年9月及び同年10月
④ 平成6年1月から同年3月まで
⑤ 平成6年6月から同年8月まで
⑥ 平成7年3月

私は、会社を退職する都度、社会保険事務所に行き、国民年金保険料の免除申請の手続きを行っており、申立期間についても、同様の手続きを行っているはずである。

以前、年金の記録照会をした際、不信に思ったので社会保険事務所を確認したところ、4件の厚生年金保険の加入記録が追加されたことがあった。

申立期間の申請免除が記録されていないのは、社会保険事務所の事務処理が不適切だったのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職する都度、それぞれの申立期間に係る国民年金の免除申請手続きを行ったと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の年金資格記録及び区役所保存の被保険者名簿を見ると、申立人は、基礎年金番号導入後の平成10年9月26日に初めて国民年金被保険者資格を取得しており、申立人には国民年金手帳記号番号は存在せず、この資格取得時点において、申立期間はすべて国民年金未加入期間となっており、制度上、免除申請手続きをすることはできない。

また、申立人が所持する三制度共通の年金手帳を見ても、当該手帳は平成6年1月31日に再発行されているが、国民年金欄に国民年金手帳記号番号及び国民年金被保険者資格の取得日の記載は無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料の免除申請が可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は6回に及んでおり、これほど複数回にわたって免除申請手続及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人が申立期間の免除申請手続を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月、61年4月から63年9月までの期間、平成元年5月、10年11月及び12年7月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月
② 昭和61年4月から63年9月まで
③ 平成元年5月
④ 平成10年11月
⑤ 平成12年7月から13年3月まで

申立期間②の国民年金保険料が昭和63年12月23日に還付したとされているが、還付金を受け取った覚えは無いので、貯金事務センターに資料の確認をしたところ、保管期限の10年を過ぎているため廃棄済みという回答をもらった。

ねんきん特別便によって厚生年金保険の未加入期間があることを知り、所持していた辞令によって、平成20年3月19日に元年5月から同年11月までの期間が記録訂正されたが、証拠が無ければ未加入期間のままだったかと思うと、信じられなくなり申立てを行った。

年金記録確認第三者委員会のヒヤリングにおいて、ほかの期間の還付金の受領のことを聞かれたが、身に覚えが無いため、これらの期間についても調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る還付金を受け取った記憶が全く無いと申し立てている。

しかし、社会保険事務所のオンライン記録及び社会保険事務所が保管している還付整理簿を見ると、申立期間①及び④については、いずれも厚生年金保険加入による重複納付を理由として還付決議が行われ、申立人に還付請求書が郵

送されたものの、申立人から還付請求書の返送がなされないまま2年が経過したため、申立人の還付請求権は時効消滅していることが確認できる。

また、申立期間②及び③については、それぞれ国民年金第3号被保険者資格の取得及び厚生年金保険加入による重複納付を理由として還付決議が行われ、申立人に還付請求書が郵送され、申立人からA郵便局への口座振込を希望する旨の還付請求書が返送されていることが確認でき、社会保険事務所の還付記録に不自然さは認められない。

さらに、申立期間⑤については、厚生年金保険加入による重複納付を理由に還付決議が行われ、申立人に還付請求書が郵送され、申立人からB銀行C支店への口座振込を希望する旨の還付請求書が返送されており、また、同支店の流動性預金明細表を見ても、平成12年10月11日に同銀行へ還付金の振込が行われていることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料について、還付された記憶が無いと主張するのみであり、還付に係る事務処理が適正になされなかったこと及び還付記録の内容を疑わせる周辺事情等も見当たらなかった。

これらのことから、申立人は、申立期間②、③及び⑤に係る還付金を受け取っており、また、申立期間①及び④に係る還付請求権については時効により消滅したものと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5102

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月から32年5月ごろまで

私は、昭和30年4月から32年5月ごろまで、A社のB部門においてC職として勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社の勤務期間が厚生年金保険に未加入とされている。

A社では、C職宿舎に入居していた。当時の上司の名前も覚えており、申立期間において同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社に勤務しており、連絡先がとれた同僚4人は、いずれも申立人のことは記憶に無い旨陳述している。なお、このうち3人はC職で、2人はC職宿舎に入居、残る1人はB部門に勤務していた旨陳述している。

また、A社から、「当社では、昭和28年10月1日からの採用通知書の控えを保管しているが、申立期間において、採用者の中に申立人の氏名（旧姓を含む。）は見当たらない。」旨の回答を得た。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が、上司として名前を挙げている者が当時同社で被保険者資格を取得していることは確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿について申立期間中の健康保険整理番号に欠番は見当たらず、申立人の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 15 日から 55 年 10 月 21 日まで

私は、A社が経営するB施設で、オープン時の昭和 49 年 10 月ごろから 60 年 1 月までC職として継続して勤務し、厚生年金保険には同社が適当事業所となった 52 年 8 月から加入した。

社会保険庁の記録によると、途中一度も退職したことがないのにA社勤務期間のうち、昭和 53 年 7 月 15 日から 55 年 10 月 21 日までが厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間中の昭和 55 年 10 月 1 日（A社に対する雇用保険適用時。）付けでA社における被保険者資格を取得していることが確認できる。また、社会保険庁の記録により申立期間において同社に勤務していることが確認できる同僚から、「私は昭和 51 年 6 月ごろに入社したが、申立人は私が入社する前から勤務しており、申立期間も継続して勤務していた。」旨の陳述が得られたことから、申立人が、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社の元代表取締役は、「当時の経理担当者とは連絡がとれず、書類も残っていないが、私の記憶によると、申立人から、『家庭の事情で社会保険を取り消してほしい。』旨の申し出があったため、経理担当者が処理をしたということを知っている。従業員には給与明細書を渡しており、健康保険証を回収しながら、社会保険料を控除していたのであれば本人も気付くはずである。」旨陳述しているところ、当時の同僚は、「会社から給与明細書が交付されていた。」旨陳述しており、社会保険事務所が保管

する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 53 年 7 月 13 日に被保険者資格を喪失した際、健康保険証を返納していることが確認できる。

また、申立人は、A 社には昭和 49 年 10 月の B 施設のオープン時から勤務していた旨申し立てているが、厚生年金保険への加入は、同社が新規適用事業所となった 52 年 8 月 2 日であることが確認できるところ、同僚二人が、同社が厚生年金保険適用事業所となる前の 51 年 9 月 1 日にグループ会社の D 社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが認められる（その後、昭和 53 年 7 月 16 日からは A 社において厚生年金保険に加入。）。この理由について、A 社の元代表取締役は、「当人が社会保険加入を強く希望したため、当面の措置としてグループ会社で資格を取得させた。」旨陳述しており、同社では本人の希望により、被保険者資格を取得又は喪失させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

さらに、申立人と同一日（昭和 53 年 7 月 15 日）に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、申立人と同様、資格喪失後も継続勤務が確認でき、昭和 54 年 12 月 21 日に被保険者資格を再取得している同僚に係る国民年金特殊台帳をみると、厚生年金保険の資格を喪失されている当該勤務期間において国民年金保険料を納付しており、A 社において被保険者資格を再取得した同年 12 月 21 日に国民年金被保険者資格を喪失していることが認められ、当該同僚は厚生年金保険に係る被保険者資格の再取得が行われたことを承知していたことが推測できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月 12 日から 35 年 4 月 18 日まで
② 昭和 35 年 5 月 16 日から 37 年 2 月 15 日まで

私は、昭和 34 年 2 月 12 日から 35 年 4 月 18 日までの期間、A 漁船である B 船に乗り、その後、同年 5 月 16 日から 38 年 10 月 31 日までの期間、同じく A 漁船である C 船に乗った。両船の船主は同一人であった。

社会保険庁の記録によると、B 船に乗っていた昭和 34 年 2 月 12 日から 35 年 4 月 18 日までの期間（申立期間①）及び C 船に乗っていた期間のうち、同年 5 月 16 日から 37 年 2 月 15 日までの期間（申立期間②）が船員保険に未加入とされている。

当時の船主の氏名を記憶しており、また当時の仲間と撮った写真及び乗船していたことを証明できる船員手帳を提出するので、申立期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する船員手帳の記録によると、B 船に係る雇入年月日は昭和 34 年 2 月 12 日、雇止年月日は 35 年 4 月 18 日であること、及び C 船に係る雇入年月日は同年 5 月 16 日、雇止年月日は 38 年 10 月 31 日であることが確認できることから、申立人が、申立期間①及び②において、B 船及び C 船に乗っていたことが確認できる。

一方、社会保険庁の記録によると、B 船及び C 船の船舶所有者が船員保険適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 39 年 9 月 1 日であることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、C 船乗船期間のうち、申立期間②の後の昭和 37 年 2 月 15 日から 38 年 11 月 1 日までの間、D 出漁

団において船員保険に加入していることが確認できるところ、i) 社会保険庁の記録によると、申立人と同一日（昭和 37 年 2 月 15 日）に同出漁団において船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚 16 人のうち船員保険加入記録が確認できる 9 人は、申立期間②において、同出漁団以外で船員保険に加入しているか、又は加入記録が無いこと、当該同僚のうち 1 人から「被保険者資格の取得日に C 船に乗っていた。」旨の陳述が得られたこと、及び申立人は、「C 船に乗っていた際 2 回出漁した。」旨陳述していることを踏まえると、申立期間②とその後の被保険者期間は、別の出漁期に当たり、申立人は、第 2 回目の出漁時にほかの同僚と共に被保険者資格を取得したと考えられること、ii) 社会保険事務所が保管する同出漁団に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間②とその後の期間において継続して被保険者記録のある者は 2 人だけで、また、申立期間②において被保険者記録が認められる者も被保険者名簿には船名が記載されていないため、C 船乗船者が含まれているか否かは確認できないこと、iii) 同出漁団は既に解散し、関連資料が残っていないため、同出漁団の構成船舶名も不明であることから、申立人が申立期間②において同出漁団において船員保険に加入していたことは確認できない。

さらに、申立人が申立期間当時の仲間と撮ったとしている写真については、B 船の船名が確認できる写真は無く、また、C 船の船名が写った写真は撮影時期が明らかでないことから、申立人が申立期間において B 船又は C 船に乗っていたことは確認できない。

加えて、申立人は、B 船及び C 船に乗組み時の同僚について名前を覚えていないため、保険料控除に係る陳述が得られない上、申立人は、「当時の給与は自宅に送金されていたため保険料控除については分からない。」旨陳述しており、このほかに、申立人が申立期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5105

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月から 29 年 11 月まで
② 昭和 31 年 3 月から 34 年 10 月まで
③ 昭和 35 年 12 月から 37 年 3 月まで
④ 昭和 42 年 6 月から同年 8 月まで
⑤ 昭和 43 年 3 月から同年 4 月まで
⑥ 昭和 44 年 4 月から同年 8 月まで
⑦ 昭和 47 年 10 月から同年 12 月まで
⑧ 昭和 50 年 12 月から 51 年 2 月まで

昭和 28 年 3 月から 29 年 11 月までの期間、C 市に所在した A 社において B 業務に従事していたが、社会保険庁の記録によると、同社勤務期間が厚生年金保険に未加入とされている。同社では、義兄が Z 職を務めており、私の退職後、実兄も勤務した。同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

昭和 31 年 3 月から 34 年 10 月までの期間、C 市 D 区にあった E 社で F 職として勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社勤務期間が厚生年金保険に未加入とされている。同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

昭和 35 年 12 月から 37 年 3 月までの期間、C 市 G 区の H 社（現在は、I 社。）で J 職見習をしていたか、又は、同市 K 区の L ビルにあった M 店の「N 社」で O 業務に従事していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間が厚生年金保険に未加入とされている。2 社のうちいずれかで勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者

期間として認めてほしい（申立期間③）。

昭和 42 年 6 月から同年 8 月までの期間、C 市 A A 区にあった P 社で Q 職として勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社勤務期間が厚生年金保険に未加入とされている。同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間④）。

昭和 43 年 3 月から同年 4 月までの期間、C 市 A A 区にあった R 社の事務所で Q 職として勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社勤務期間が厚生年金保険に未加入とされている。同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間⑤）。

昭和 44 年 4 月から同年 8 月までの期間、C 市にあった S 社 T 事務所（現在は、A C 社 A D 支店。）で勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社 T 事務所勤務期間が厚生年金保険に未加入とされている。同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間⑥）。

昭和 47 年 10 月から同年 12 月までの期間、C 市 G 区にあった U 社、又は同市の V 社（現在は、W 社。）X 支店で Q 職として勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間が厚生年金保険に未加入とされている。2 社のうちいずれかで勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間⑦）。

昭和 50 年 12 月から 51 年 2 月までの期間、C 市 A A 区にあった Y 社の事務所で Q 職として勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社勤務期間が厚生年金保険に未加入とされている。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間⑧）。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が、当時の Z 職であったと申し立てている義兄の名前が確認できることから、申立人が、同社に勤務していたことが推測できる。

一方、申立人は、実兄についても、申立人退職後に A 社で勤務していた旨申し立てているところ、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、実兄の名前は確認できない。

また、申立人は、申立期間当時 15 歳から 16 歳であったところ、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人とほぼ同時期に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚から、

「当時の工場には 10 人から 15 人の従業員がいた。申立人の名前は記憶にないが、高校生ぐらいの作業見習いの者が数人いた。もし、厚生年金保険に加入していないのであれば、その作業見習いの者だと思う。」旨の陳述が得られた。さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間中の健康保険整理番号に欠番は見当たらず、申立人に係る記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、昭和 35 年 6 月版 D 区住宅地図において、申立ての場所に E 社の所在が確認できることから、申立人が同社に勤務していたことが推測できる。

一方、社会保険庁の記録によると、E 社が厚生年金保険の適用事業所となった日は申立期間後の昭和 42 年 5 月 1 日であることが確認できる。

また、E 社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している同僚から、「私は、会社が厚生年金保険の適用事業所となる 3 年から 4 年前ぐらいから勤務していたが、新規適用前の期間については、国民年金に加入していた。当時の保険料はたしか 1 か月 100 円だった。」旨の陳述が得られたほか、同僚が陳述している国民年金保険料は、当時（昭和 36 年 4 月から 41 年 12 月までの 35 歳未満の者。）の国民年金保険料額と一致することが認められる。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間③については、社会保険事務所が保管する H 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に同社で勤務していたことが確認でき、連絡のとれた複数の同僚はいずれも、「申立人のことは知らない。」旨陳述している。

また、申立人は、「当時の同僚の名前を覚えていない。」旨陳述しているほか、I 社では、「当時の資料はすべて破棄しており申立人の在籍は確認できない。」旨回答していることから、申立人が申立期間において H 社に勤務していたことは確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する H 社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間中の健康保険整理番号に欠番は見当たらず、申立人に係る記録が失われたとは考え難い。

一方、N 社については、昭和 35 年当時の住宅地図によると、C 市 K 区の L ビルに N 社は確認できない。

また、M 店は A B 業に該当すると判断されるところ、申立期間当時、同業種は厚生年金保険法の適用対象から除外されており、社会保険庁の記録によると、C 市 K 区において N 社という名称の厚生年金保険適用事業所は確認

できない。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間④については、雇用保険の加入記録が残っている昭和40年以降の期間において、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる事業所についてはすべて雇用保険の記録も同時に確認できるところ、P社における申立人に係る雇用保険加入記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するP社に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立期間中に同社に勤務していたことが確認でき、連絡のとれた複数の同僚はいずれも、「申立人のことは知らない。」旨陳述しているほか、申立人は、「当時の同僚の名前を覚えていない。」旨陳述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できない。

さらに、P社は既に廃業しているが、申立期間当時の同僚でQ職であった者から、「当時、P社では試用期間があった（期間は不明）。」旨の陳述が得られた。

加えて、社会保険事務所が保管するP社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間中の健康保険整理番号に欠番は見当たらず、申立人に係る記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑤については、R社における申立人に係る雇用保険加入記録は確認できない。

また、R社から、「当時は6か月程度の試用期間を設けており、2か月しか勤務していないのであれば、試用期間中に退職したものと見られる。」旨陳述が得られた。

さらに、社会保険事務所が保管するR社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間中の健康保険整理番号に欠番は見当たらず、申立人に係る記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間⑤において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑥については、社会保険事務所が保管するS社T事務所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に勤務していることが確認できる同僚から、「申立人が勤務していたことを覚えている。」旨の陳述が得られたことから、申立人が同社T事務所に勤務していたことが認められる。

一方、申立期間は長くても5か月程度であるところ、社会保険庁が保管するS社T事務所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和43年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚から、「私の入社日は昭和43年1月であるが、試用期間が4か月程度有り、厚生年金保険

に加入したのは同年5月となっている。」旨の陳述が得られた。

また、AC社AD支店では、「当時も現在も試用期間中の者、臨時雇い及びアルバイト等については、社会保険に加入させていない。」旨陳述している。

さらに、社会保険事務所が保管するS社T事務所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間中の健康保険整理番号に欠番は見当たらず、申立人に係る記録が失われたとは考え難い。

このほか、AC社AD支店では、「申立人に関する人事記録、資料は保存しておらず、保険料控除等は確認できない。」旨回答しているほか、申立人が申立期間⑥において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑦については、昭和47年当時の電話帳によると、U社という名称の事業所は認められるが、所在地（C市AE）が、申立人の陳述する場所（C市G区）と異なるほか、当時の住宅地図において申立ての場所に当該事業所は確認できない。また、商業登記簿によると、C市G区に当該事業所の登記は確認できない。

さらに、社会保険庁の記録によると、U社が、厚生年金保険適用事業所となった事実は確認できない。

一方、V社については、申立人に係る雇用保険加入記録は確認できない。

また、申立人は、「当時の同僚の名前を覚えていない。」旨陳述しているほか、W社では、「当時の人事記録は残っておらず申立人の勤務については確認できない。」旨回答していることから、申立人が、申立期間においてV社に勤務していたことは確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するV社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時勤務していたことが確認できる同僚から、「申立人と私は支店が異なるが、当時社会保険に加入せず勤務していたアルバイトがいた。」旨の陳述が得られた。

加えて、社会保険事務所が保管するV社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間中の健康保険整理番号に欠番は見当たらず、申立人に係る記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間⑦において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間⑧については、Y社における申立人に係る雇用保険加入記録は確認できない。

また、申立人は、「当時の同僚の名前を覚えていない。」旨陳述しているほか、Y社では、「当時の人事記録は残っておらず、申立人の在籍については、確認できない。」旨回答していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できない。

さらに、雇用保険の記録により申立人は、申立期間において、求職者給付を受給していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間⑧において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月1日から同年12月1日まで
② 平成9年12月1日から10年8月1日まで

社会保険事務所から、A社に勤務していた期間に係る標準報酬月額のうち、平成9年10月1日から同年12月1日までの期間(申立期間①、34万円。)及び同年12月1日から10年8月1日までの期間(申立期間②、14万2,000円。)の額が低いのではないかと問い合わせを受けた。同社勤務中は、B職として、月に50万円から60万円の給与を受け取っていたと思うので、申立期間について標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録によると、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額が平成9年10月1日の定時決定において、59万円から34万円に引き下げられていることが確認できる。なお、申立人は、健康保険については、C健康保険組合に加入している。

一方、A社が保管する申立人に係る平成9年10月1日の定時決定時の厚生年金保険被保険者報酬決定通知書によると、申立人の報酬月額は、同年5月分36万3,100円、同年6月分23万4,100円、同年7月分39万3,100円及び平均33万100円と記録され、当該報酬額を基に、厚生年金保険に係る標準報酬月額が従前の59万円から34万円に変更されていることが確認できる(健康保険に係る標準報酬月額は、65万円から34万円に変更。)

また、A社はD厚生年金基金に加入しているところ、同社が保管する厚生年金基金加入員給与月額決定通知書においても、平成9年10月から、申

立人に係る加入員給与月額が59万円から34万円に変更されていることが確認できる。

さらに、A社において、申立期間当時、E職の給与計算を担当していた者が保管していた申立人に係る平成9年度E職報酬明細表によると、申立期間における給与支給額は、平成9年10月分21万611円、同年11月分3万9,117円となっており、これに対し給与から控除されていた厚生年金保険料は、標準報酬月額34万円に見合う金額(2万9,495円)であることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する額の給与を支給され、当該支給額に応じた厚生年金保険料を控除されていた事情は見当たらない。

申立期間②については、社会保険庁の記録によると、申立人がA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成10年8月1日から約3か月後の同年10月30日付けで、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、9年12月1日に遡^{そきゅう}及して34万円から14万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社が保管する申立人に係る辞令によると、申立人は平成9年8月1日付けで固定給があるB職からE職に職種変更されていることが確認できる。同社が保管するC健康保険組合発行の同年12月10日付け健康保険被保険者標準報酬改定通知書によると、申立人に係る標準報酬月額が、同年12月より34万円から14万2,000円に改定されていることが確認できるほか(備考欄に「平成9年8月1日E職に転向。3か月目。」と記載。)、同通知書の算定基礎月(平成9年9月、同年10月及び同年11月)の報酬月額は、9月分16万9,153円、10月分21万611円及び11月分3万9,117円となっており、3か月平均報酬額(13万9,627円)は標準報酬月額14万2,000円に見合った額であることが確認できる。なお、当該報酬月額は、前記の平成9年度歩合E職報酬明細表の当該月の給与支給額に一致することが確認できる。

これに対し、A社では、厚生年金保険関係の書類については、C健康保険組合を通じて社会保険事務所に提出しており、平成9年12月の健康保険に係る標準報酬月額改定に合わせ、厚生年金保険標準報酬月額変更届を提出したところ、同健康保険組合から、「月々の報酬の変動が激しいE職に係る厚生年金保険の標準報酬月額は算定基礎届でしか改定できない。1年間、健康保険と厚生年金保険の等級が違う形になるが、来年の算定基礎まで、それぞれで決定した保険料で徴収してほしい。」旨のメモとともに、当該月額変更届が同社に返戻されていることが確認できる。また、当時の歩合E職給与計算担当者が保管していた申立人に係る平成9年度歩合E職報酬明細表及び10年度歩合E職報酬明細表によると、申立人は、平成9年12月から10

年7月まで、健康保険は標準報酬月額14万2,000円に見合った保険料を、さらに、厚生年金保険については、標準報酬月額34万円に見合った保険料を控除されていることが確認できる。なお、同社の当時の社会保険担当者は、「平成9年12月以降、申立人に係る健康保険と厚生年金保険の標準報酬月額が相違することは本人に説明している。」旨陳述している。

ところで、申立人は、「年金が受給できるようになれば、すぐに受給するつもりであった。」旨陳述しており、60歳に達した直後の平成9年*月*日に老齢厚生年金の裁定請求を行っているが、当時、A社における標準報酬月額が全額支給停止基準を上回っていたことから、当該老齢厚生年金は全額支給停止となっていることが確認できる。また、同社の当時の社会保険担当者から、「申立人が退職後、社会保険事務所に行ったと聞いたことがある。」旨の陳述が得られ、申立人自身も、「時期及び用件は覚えていないが、社会保険事務所に行ったことは覚えている。」旨陳述しているところ、社会保険庁の記録によると、申立人に係る標準報酬月額の遡及訂正処理から21日後の、平成10年11月20日付けで、全額支給停止となっていた申立人に係る当該老齢厚生年金が9年12月に遡及して一部支給される旨の処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社が保管するD厚生年金基金加入員給与月額改定通知書によると、申立人の厚生年金保険に係る標準報酬月額の遡及訂正処理(平成10年10月30日)から1週間後の平成10年11月6日付けで、申立人に係る厚生年金基金の標準報酬月額が9年12月に遡及して34万円から14万2,000円に訂正されていることが確認できる(備考欄に「平成9年8月1日E職に転向」と記載。)

以上の事情、及び健康保険組合の説明にかかわらず、完全歩合制のE職についても、職種変更により給与体系及び報酬が変わるのであれば、月額変更を行うことは可能であることを踏まえると、申立人は、A社退職後、自ら社会保険事務所に出向き、上記の事情について相談した結果、社会保険事務所の指導により、同社から、実際の報酬額に見合った標準報酬月額の月額変更届(34万円から14万2,000円に引き下げ。)が提出され、当該手続に合わせて厚生年金基金にかかる加入員給与月額の変更、及び在職老齢年金の一部支給停止解除手続が行われたと考えるのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5107 (事案 3128 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から 37 年 12 月 1 日まで
② 昭和 37 年 12 月 1 日から 40 年 1 月 15 日まで
前回の審議において、脱退手当金について、A社(現在は、B社。)による代理請求の可能性が否定できないとの理由で記録訂正の申立てが認められなかった。

今回、新たにB社本社人事部の年金担当者から、「会社として従業員に係る脱退手当金の請求に関わっていなかった。」旨の証言が得られたことから、私に係る代理請求も行われなかったと考えられる。

また、退職直後の昭和 40 年 2 月 * 日にD県で結婚式を挙げた際の案内状等が自宅から出てきたが、結婚してすぐに夫の転勤でC県に転居したので、脱退手当金の支給日とされる同年 3 月 24 日にD県で受け取ることは不可能である。

今回提出した証拠により脱退手当金を受け取っていないことは明らかなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主(A社)による脱退手当金の代理請求がなされた可能性は否定できないこと、及び申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 3 月 24 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さがうかがえないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 27 日付け年金記録の訂正が必要とま

ではいえないとする通知が行われている。

今回、申立人は、B社人事部年金担当者が、会社が従業員に係る代理請求手続に關与していない旨の証言が得られたことを新たな事情として再申立しているところ、当事務室が改めて同社人事部に照会したところ、「申立人から問い合わせがあった際、個人的な見解として一般的に年金に係る請求は個人が行うものとの考えから、当社としては、退職者に対する脱退手当金の請求手続に關わっていない旨回答した。しかし、申立期間当時の資料は残っておらず、脱退手当金の請求に關わっていたかどうかは不明である。」旨の回答を得た。

一方、社会保険庁の記録により昭和38年1月5日から41年4月1日までA社における厚生年金保険加入記録が確認でき、同年10月22日に脱退手当金支給記録のある同僚からは、「A社本社退職時に脱退手当金裁定請求書を渡されたので、記入して会社に提出した。」旨の陳述が得られたほか、社会保険事務所が保管する当該同僚に係る裁定請求書を見ると、脱退手当金は当時の居住地に近接するE銀行支店への口座振り込みにより支給されたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録により昭和37年11月1日から40年7月1日までA社における厚生年金保険加入記録が確認できるが、脱退手当金支給記録の無い同僚からは、「A社本社退職時に、総務担当者から脱退手当金の説明を受けたが裁定請求書を提出しなかった。しかし、当時は退職する女性の大半が、退職時に脱退手当金裁定請求書を手渡され、会社に提出して脱退手当金を請求するのが普通だった。」旨の陳述が得られた。

さらに、申立人は、「脱退手当金支給決定日とされる当時はC県に居住していたため、D県で脱退手当金を受け取ることはできない。」旨主張しているところ、社会保険事務所に保管されていた同僚の裁定請求書を見ると、脱退手当金は指定口座への振込みにより支払われていたことが認められ、居住地に關係なく、受領することは可能であった。

これらの事情を踏まえると、再申立においてかかげる事由を斟酌^{しんしゃく}しても、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5108

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月1日から29年6月1日まで
② 昭和33年2月1日から34年1月1日まで
③ 昭和36年11月1日から同年12月10日まで
④ 昭和39年3月1日から42年5月2日まで
⑤ 昭和42年5月2日から44年5月2日まで
⑥ 昭和63年6月30日から平成15年1月10日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

申立期間①については、昭和29年5月までA社で勤務したのに、申立期間の記録が無い。

申立期間②については、私が昭和27年にB社を買い取り43年まで代表取締役就任していた時期の一部である。また、この時期はC社の代表取締役も務めていた。

申立期間③については、B社、C社及びD社の代表取締役就任していた時期の一部である。

申立期間④については、B社及びD社の代表取締役就任していた時期の一部である。

申立期間⑤については、E社の代表者であった。

申立期間⑥については、F社の代表者であった。

申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間においてA社で監査役に選任されたとしているが、同社に係る商業登記簿の登記事項欄に申立人の氏名は確認できない。

また、A社の商業登記簿に記載されている代表取締役及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている元従業員の連絡先は不明であり、申立人は同社に勤務していた者の名前、連絡先等を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

申立期間②、③及び④については、申立人は、B社を買い取り代表取締役に就任したとしているところ、同社に係る商業登記簿により、申立人は代表取締役ではなく監査役であったことが確認でき、申立人の陳述とは符合しない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載があり連絡の取れた3人の従業員のうち1人は「自分が療養のために最初にB社を辞めた昭和33年2月1日の時点で申立人は既に退社しており、また、自分は、その後、34年12月1日に同社に再度入社し、その後39年3月20日まで勤務したが、その間も申立人は同社に在籍していなかった。」と陳述している。

さらに、別の従業員は、「申立人の伯父がB社の代表者であったときは申立人が支配人であったが、他者が同社を買い取りその者が代表取締役に就いてから申立人は会社に来ていない。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿によると、昭和33年2月27日に同社の代表取締役が申立人の伯父から他者に交替していることが確認できる。

加えて、申立人の伯父に当たる当時の代表取締役は既に死亡しているため、申立期間における申立人の在籍及び保険料控除の状況は確認することができない上、B社は昭和39年9月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている。

一方、申立期間②及び③については、C社に係る商業登記簿から、申立人が昭和33年2月28日から40年10月9日までの間、同社の取締役であったことが確認できるものの、代表取締役であったとする申立人の主張は確認できない上、申立期間に加入記録があり所在が判明し聴取できた元従業員4人は申立人を覚えていない。

また、申立人の伯父に当たる当時のC社の代表取締役は既に死亡しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することはできない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の内容に不自然な点も見られない。

他方、申立期間③及び④については、申立人は、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、時期は特定できないものの、その主張どおり同社の事業主であったことが推認できる上、申立人自身が社会保険の事務も担当していたと陳述しているが、申立人に、自身の給与から保険料を控除していたか否かの記憶は無く、保険料の納付についても社会保険事務所から保険料の請求が来たことは無いが納付できた^{あいまい}と陳述するなど、申立人の保険料控除及び納付に関する記憶は曖昧である。

申立期間⑤については、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所であった昭和44年10月1日から45年11月29日までの期間において、申立人が同社の事業主であったことが確認できる。

しかし、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではなく、また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑥については、F社に係る商業登記簿から、申立人は申立期間も含め現在も同社の代表取締役であることが確認できる。

しかし、F社は昭和63年6月30日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人は社会保険事務については自身が担当していたとしているが、自身の給与から保険料を控除していたか否かについては覚えておらず、保険料の納付についても社会保険事務所から保険料の請求が来たことは無いが納付した^{あいまい}と陳述するなど、その記憶は曖昧である。

さらに、申立期間当時の顧問税理士は既に死亡しており、当時の保険料控除の状況等を聴取することはできない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥において、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 30 日から 60 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に昭和 57 年 2 月 1 日から平成 2 年 10 月 25 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社で勤務していたのは間違いないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立期間当時の事業主の陳述から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間当時の事業主は、「昭和 57 年 8 月にA社が厚生年金保険の適用事業所となった時に、申立人を含む 5 人で厚生年金保険に加入した。当時は、社員が厚生年金保険の加入を希望しない場合には加入させていなかったため、申立人の希望により、同年 9 月に資格を喪失させ、60 年 11 月に資格を再取得させたはずである。このため、申立人の申立期間の厚生年金保険料は控除していない。」と陳述している。

また、申立人が申立期間当時にA社の経理担当者であったと記憶する同僚は、「私は、昭和 59 年 11 月にA社に入社したが、同社では、給与計算及び厚生年金保険の手続についての事務は行っていなかった。当時、給与計算等は社長が行っており、申立人の申立期間の厚生年金保険料控除については不明である。」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立

期間において健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から37年3月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人のA社の事業主及び同僚の氏名についての記憶は曖昧であることから、その連絡先を特定することができず、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 1 日から 35 年 9 月 1 日まで

私は、A社が移転することになったので昭和 34 年 2 月に退職し、C公共職業安定所の紹介でB社に空白期間なく転職をした。申立期間は、B社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社にC公共職業安定所の紹介により昭和 34 年 3 月 1 日から勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社提出の当時のC公共職業安定所からの紹介状によると、紹介日は昭和 34 年 8 月 25 日と記載されていることから、申立人は同日以降に入社したと考えられるものの、同社の現在の事業主は、「申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の入社時期については不明であり、また、当時の勤務実態及び保険料控除を証明する資料等も保存されていない。」と回答している。

また、申立人がB社での同僚として名前を挙げた同僚及び同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者記録のある同僚について抽出し調査を行ったが、申立人の入社日、在籍期間について記憶している者は見当たらないことなどから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできなかった。

一方、申立人が入社する前から勤務していた女性の同僚として名前を挙げた2名のうち1名はB社での厚生年金保険加入記録が確認できないこと、ほかの1名は、申立人が資格を取得した昭和 35 年 9 月 1 日より後の 38 年 1 月 10 日に資格を取得していること、また、申立期間中に厚生年金保険加

入記録が確認できる女性の被保険者は、当時の事業主の妻1名のみであることなどから判断すると、当時、同社では、女性従業員は原則として厚生年金保険には加入させていなかったこと及び入社と同時に加入させていた訳ではなかったことがわかる。

さらに、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は見当たらず、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 11 月ごろから 53 年 4 月ごろまで
② 昭和 55 年 5 月ごろから 56 年 2 月ごろまで
③ 昭和 56 年 3 月ごろから同年 6 月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間①のA社（B市）において勤務していた期間、申立期間②のC社（B市）において勤務していた期間及び申立期間③のD社で勤務していた期間における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間はいずれも被保険者として勤務していたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てているところ、同事業所の業務内容を具体的に記憶していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、B市においてA社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

なお、同一名称の事業所がE市及びF市に合計3か所、類似名称の事業所であるG社がH市において確認できたことから、これらの事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立期間に申立人に該当する記録は見当たらない。

また、A社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は無く、同社の事業主及び役員等の所在を確認することができないほか、申立人は同僚を記憶していない上、上記のとおり、申立事業所は適用事業所としての記録

が無いことから、厚生年金保険被保険者名簿から同僚を抽出することもできないため、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除について陳述を得ることができない。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C社に勤務していたと申し立てしているところ、同社の業務内容を具体的に記憶していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、B市においてC社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

なお、類似名称の事業所としてI社が商業登記簿により確認できるものの、同社は社会保険庁の記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同社の事業主及び役員等の所在も確認できないことから、これらの者に申立人の勤務実態及び保険料控除について照会することができない。

また、申立人は同僚を記憶していない上、上記のとおり、申立事業所は適用事業所としての記録が無いことから、厚生年金保険被保険者名簿から同僚を抽出し、当時の事情を確認することはできない。

さらに、J市内において類似する名称のK社という事業所が確認できたことから、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人に該当する記録は見当たらない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人はD社に勤務していたと申し立てしているところ、同社の所在地及び業務内容を具体的に記憶していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D社に係る厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した複数の同僚は、「D社では、入社後3か月間は臨時社員であり、3か月を経過後に正社員となった。正社員として本採用となった段階で入社日に^{さかのぼ}遡って厚生年金保険に加入させていた。」旨陳述をしているほか、申立人自身も

「D社では約4か月間で退職する予定であった。」と陳述していることなどから判断すると、申立期間当時、同社では、勤務期間の短かった申立人については、厚生年金保険に加入させる手続を行う前に、申立人は退職したものと考えられる。

また、D社と事業主が同一で実質的に同じ会社であるL社の現在の社会保険事務担当者からは、「申立人が退社した昭和56年の健康保険厚生年金保険資格喪失届は会社に保管しているので確認したが、申立人の届出書類は見当たらないほか、当時、会社が作成し記録していた『健保・厚年管理表』にも申立人の名前は無い。」との陳述も得られた。

さらに、申立期間中における健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらないほか、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 2 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A社に昭和 28 年 4 月 2 日に入社した。しかしながら、社会保険事務所における厚生年金保険の記録では同年 5 月 1 日からの被保険者記録しか無い上、勤務したのは同社B営業所であったにもかかわらず、同社C事業所での資格の取得となっている。同社発行の在職証明書を提出するので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人提出のA社における在職期間証明書及び同社提出の入社簿により、申立人は申立期間も同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A社B営業所に勤務していたと申し立てているところ、同僚の陳述により、当時、申立人と同様に同社B営業所に配属されたことが確認できる同僚（4名）の社会保険庁の被保険者記録をみると、いずれも申立人と同じ昭和 28 年 5 月 1 日に同社C事業所において厚生年金保険の資格を取得している。

一方、同僚からは、「当時、A社B営業所の社員に対する給与計算及び社会保険関係事務は、同社C事業所が行っていた。」との陳述が得られ、このことは、社会保険事務所の記録において、申立期間当時、同社B営業所が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことと符合する。

また、申立人と同時期に入社し、申立人と同様に昭和 28 年 5 月 1 日付けでA社C事業所において厚生年金保険の資格を取得している同僚 19 名に照会したところ、このうち1名の同僚からは「A社には昭和 28 年 4 月 1 日に入社したが、自分の厚生年金保険の資格取得日も申立人と同じく同年 5 月 1

日となっている。当時の給料支給明細表を所持しているが、同年4月及び同年5月分の給料から厚生年金保険料は控除されていない。」旨の陳述が得られ、同氏から提出された給料支給明細表をみると、陳述のとおり同年4月及び同年5月分の給料から保険料は控除されておらず、同年6月分から初めて控除されていることが確認できる。さらに、上記同僚の給料支給明細表から判断すると、当時、A社C事業所における保険料控除方式は翌月控除であったことが推定される。

これらのことから、当時、A社C事業所では、申立期間当時採用された社員は、入社1か月後に社会保険に加入させるものとして取り扱っていたことがうかがわれる。

加えて、A社は、「当時の資料は無く、詳細は不明であるが、申立人と同時期に当社C事業所に配属された同僚が所持する給料支給明細表において、申立期間に係る保険料が控除されていないことが確認できることを踏まえると、給与計算事務を行っていたC事業所が、一部の社員のみ取扱いを異にしていたとは考えられない。申立人も申立期間の保険料を給与から控除していなかったものと考えられる。」と回答している。

また、申立期間当時に、既に厚生年金保険の適用事業所となっていたA社D事業所及び同社E工場に係る厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人の記録は見当たらない上、健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然は点もうかがえないほか、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録は確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情等は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5114

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 2 月 1 日から 30 年 6 月 1 日まで
② 昭和 30 年 12 月 1 日から 33 年 9 月 1 日まで

私は、会社設立時から倒産するまでA社に取締役として勤務した。

しかし、社会保険庁の記録では資格取得日が昭和 30 年 6 月 1 日、資格喪失日が同年 12 月 1 日とされており、申立期間①及び②が未加入期間となっている。

申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A社の設立から倒産するまでの間、取締役として勤務していたので、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日から適用事業所で無くなった日まで厚生年金保険に加入していたはずであると申し立てしているところ、複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間当時、同社に勤務していたものと推認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、A社は昭和 33 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、同社の事業主は既に亡くなっており、当時の経理担当者の所在も不明であるほか、同僚も当時の事情を記憶していないことから、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険への加入状況及び保険料控除について確認できない。

一方、申立人の厚生年金保険の資格取得日が昭和 30 年 6 月 1 日と記録されているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿（払出票）によると、申立人の厚生年金保険記号番号は資格取得日が同年 6 月 1 日として同年 6 月 10 日に払い出されていることが確認できる。

また、申立期間当時のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①及び②における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5115

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 11 月 1 日から 50 年 8 月 4 日まで
② 昭和 51 年 9 月 1 日から 58 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の標準報酬月額が当時の給与支給額より低く記録されていることが分かった。

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していたが、当時の給与は月平均 40 万円ぐらいであり、多い月は 70 万円ぐらいであった。

給料支払明細書及び確定申告書の写しを提出するので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が同じ職種であったとする二人の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額である。

また、A社における申立期間当時の上司は、申立人が標準報酬月額について低いと申し立てている理由について、「会社が、標準報酬月額の算定に営業手当及び精勤手当などの諸手当を含めず、基本給だけで算定していたのではないか。」と陳述している。

さらに、A社の元事業主は、申立期間当時の資料は保管していないとしており、申立期間当時の申立人の給与額及び保険料控除額等は確認できない。

申立期間②については、申立人から申立期間の一部に係る給料支払明細書及び確定申告書の写しが提出されているが、当該給料支払明細書において控除されている厚生年金保険料を基に算定した標準報酬月額及び確定申告

書写しに記載された社会保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所の記録とおおむね一致している。

また、B社の元経理担当者は、「算定基礎届の提出の際には出勤簿等の関係資料を持参してきっちり行っており、漏れ及び誤りは無い。」と陳述している。

さらに、申立期間にB社で厚生年金保険の被保険者記録が有る元従業員は、「給与額及び保険料控除額に不自然な点は無かった。」と陳述している。

加えて、B社の元事業主は、事業所は閉鎖しており資料は保管していないとしている。

このほか、申立期間①及び②において申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年4月9日まで

社会保険事務所から、申立期間の標準報酬月額が15万円になっていると説明を受けたが、私は、当時はA社の社長であり、毎月50万円から100万円の報酬を得ていた。申立期間当時の社会保険事務は派遣社員が行っており、私は社会保険の手続については何も知らない。

社会保険事務所が勝手に標準報酬月額を訂正したに違いないので、申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が15万円となっているのは、社会保険事務所が勝手に行ったものであると申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録をみると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成5年5月19日に同年1月以降の標準報酬月額を15万円とする随時改定の手続が行われ、また、同年9月6日にも同額とする定時決定の手続が行われていることが確認でき、申立人の標準報酬月額の減額処理については、適用事業所で無くなった後にさかのぼって行われた訂正であるなどの不自然な点は見当たらない。なお、管轄社会保険事務局は、「当時の資料は残っていない。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時のA社の経営状況は苦しく、社会保険料の滞納があったとしていることから、同社が、申立期間当時、保険料の支払いに苦慮していたものと推認され、このため、同社では、社会保険事務所の記録にあるとおり、申立人の標準報酬月額を15万円とする減額処理を行ったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時のA社における社会保険関係手続について、派遣社員が単独で担当しており、自身は関知していないとしているが、派遣社員が自らの判断のみで事業所の社会保険手続を行い、代表者である申立人が知らなかったとは考え難い。

加えて、申立人は、当時の役員、従業員等に照会することを強く拒否しているため、これらの者から申立てに係る事実を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5117 (事案 1838、1839 及び 1840 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月から同年8月まで
② 平成3年6月1日から5年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。申立期間①は、別のH業務会社から同僚数人と共に転職し、E市内のH業務会社で勤務したが、加入記録が全く無い。また、申立期間②は、平成3年6月からA社(又はB社)に勤務したのに、社会保険事務所には5年4月からの加入記録しかない。

それで、年金記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

今回、申立期間①については勤務先をC社D支社に特定し、また、申立期間①及び②について新たに別の同僚の名前を思い出したので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 申立てに係る事業所が特定できず、E市内の複数のH業務会社に照会しても申立期間当時の資料は保管されていないため、勤務が確認できない、ii) 申立人が一緒に転職したとする同僚は申立期間に被保険者記録が無い等として、また、申立期間②に係る申立てについては、A社が保管する資料により申立期間の勤務は確認できるものの、同社資料に記録されている厚生年金保険の被保険者資格取得日が、厚生年金保険記録及び雇用保険の記録と一致する等として、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①については、今回、申立人は、勤務先をF社G支社(現在は、

C社。)に特定したが、同社は申立期間当時の関連資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、今回、申立人は、F社G支社に転職する前に勤務していたI社J支社で同僚であったとする2人の名前を新たに申し出ているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、これらの者の名前は確認できない。

申立期間②については、今回、申立人は、A社（又はB社）での上司又は同僚として、新たに3人の名前を申し出ているが、そのうち2人は、「申立人を覚えているものの、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかまでは分からない。」としており、もう1人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びB社に係る同名簿のいずれにも名前が確認できないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5118

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年から29年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和24年11月ごろに入社し、60年に退社するまで継続して勤務したので申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び申立人の詳細な陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和60年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主、役員及び経理担当者は既に死亡又は連絡不明であるため、事業所又は事業主等から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

また、申立人の雇用保険の記録における資格取得日は、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5119

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から 47 年 6 月 25 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間は、昭和 41 年 3 月中旬に A 社に入社し、その後、社長の指示で、同社長が経営する系列会社の B 社及び C 社など 4 つの事業所に勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の同僚等の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が、申立期間当時に A 社及び系列会社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社は、昭和 41 年 12 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間のうち、同日以降の期間は適用事業所ではない。

また、申立人が申立期間に勤務したとする B 社及び C 社などの系列会社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

さらに、A 社の元事業主は既に死亡しており、経理担当者は連絡先不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

加えて、申立人が A 社に同時期に入社したとする 3 人の同僚は、申立人と同様に、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録は無い。

また、申立人及び同僚は、申立期間当時の A 社及び経営者が同じ系列会社の従業員は合計で 100 人程度であったとしているところ、A 社に係る前

述の被保険者名簿に記録されている被保険者数は31人であり、当該名簿の健康保険整理番号に欠番は無いことから、A社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったと考えられる。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 31 日から 42 年 9 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

昭和 35 年の会社設立以来、平成 13 年までの間は、A 社の代表取締役社長であった。

申立期間には、結婚、妻の出産及び自身の病気入院などがあり、健康保険等が無かったとは考えられず、また、自身が社長を勤めていた会社で厚生年金保険の加入記録が欠落していることに納得できない。これは報道などで伝えられている社会保険庁の内部事情に起因したものと考えている。

申立期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間も継続して同社の代表取締役として勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間については、申立人が同社において、昭和 37 年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失し、健康保険の被保険者証が同年 10 月 25 日に社会保険事務所に返納されていること、及びその後同社において、42 年 9 月 1 日に異なる記号番号で厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険の資格喪失手続について、代表取締役である申立人が知らなかったとは考え難い上、前述被保険者名簿の健康保険整

理番号に欠番は無く、同名簿の内容に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人に係る申立期間の保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5121

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年10月31日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、
申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間については、中学卒業後、昭和18年4月に、学校の紹介で同級生と一緒にA社B工場に入社した。同級生は現場に配属されたが、私はC部門に配属され、20年10月末まで勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年4月1日にA社（現在は、D社。）B工場に入社し、20年10月31日まで勤務し、当該期間について厚生年金保険被保険者であったと申し立てている。

しかし、D社は、申立期間当時の関係資料を保管していない上、申立人と同期入社の同級生は既に死亡しており、また、申立人が記憶している上司及び社会保険事務所のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有るC部門の元従業員等に照会しても、連絡の取れた11人は、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、申立期間のうち、昭和19年10月1日より前の期間については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされているところ、申立人は、自ら、A社B工場のC部門においてF職であったとしており、筋肉労働者ではなかったと考えられることから、この期間は労働者年金保

険の被保険者では無かったものと認められる。

加えて、申立期間のうち、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までについては、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから厚生年金保険被保険者としては保険料の徴収は行われていない期間である。

また、A社B工場は、昭和 20 年 8 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっているため、申立人は、申立期間のうち、同日以降については、同社において厚生年金保険の被保険者になることはできない。

さらに、D社の人事担当者は、「申立期間当時、従業員の中には厚生年金保険に加入させていない従業員がいた可能性がある。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿において、申立人が同期入社であったとする中学校の同級生の被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立人は、「所属部署において、自分以外の職員は全員社員であったと思うが、自分は年も一番若く、身分はG職であった。また、自分はE業務などの補助的な業務を行っていたが、このような補助業務を行っていたのは自分だけであった。」と陳述していることから、D社では、申立人について厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった可能性も否定できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月8日から24年3月10日まで
② 昭和24年3月10日から25年2月1日まで
③ 昭和25年5月28日から同年6月26日まで

私は、昭和23年1月8日から24年3月9日までの期間、B職としてA市に駐留していたC国軍D隊に勤務し、退職手続後、同年3月10日から25年6月26日までの期間、E市に駐留していたC国軍F隊に勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入記録が同年2月1日から同年5月28日までの期間以外は無いので、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の加入期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の陳述から判断すると、申立期間のうちの一定期間について、駐留C国軍基地で勤務していたことは推定できる。

しかし、駐留C国軍基地で勤務する日本人従業員については、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日保発第92号)により、昭和24年4月1日から厚生年金保険法の適用を受けることとなっていることから、申立人は、申立期間①及び申立期間②のうちの同年3月10日から31日までについては厚生年金保険の被保険者では無かったと認められる。

申立期間②のうちの昭和24年4月1日から25年2月1日までの期間及び申立期間③について、申立期間当時、G県駐留C国軍基地に勤務する日本人従業員の労務管理を担当していたH労務管理事務所が作製した社会保険台帳をみると、同年2月1日から同年5月28日までの期間を除き申立人に係る厚生年金保険の加入記録は無く、当該記録は、管轄社会

保険事務所の同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録と一致する。

また、H労務管理事務所は、厚生年金保険の適用事業所として現存しておらず、事業主等から申立人の勤務状態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務状態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月 20 日から平成元年 7 月 1 日まで
② 平成元年 7 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 10 月 20 日から平成 4 年 10 月 1 日までの期間、A 事業所 B 本部及び C 事業所で継続して勤務し、この期間の社会保険事務所の記録では昭和 58 年 10 月から平成元年 6 月までの期間(申立期間①)の標準報酬月額が 10 万 4,000 円から 13 万 4,000 円の範囲、同年 7 月から 4 年 9 月までの期間(申立期間②)の標準報酬月額が 24 万円から 36 万円の範囲になっている。しかし、A 事業所に入職時の給与は 30 万円ほど、退職時の給与は 41 万 3,000 円ほどで、通常は 33 万円から 41 万円の範囲で受け取っており、実際に支払われた給与よりも標準報酬月額が低く記録されている。平成元年 6 月分から 4 年 10 月分までの給与の銀行振込記録があるので、申立期間①及び②について給与の実支給額に見合う標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が提出した平成元年 6 月分から 4 年 10 月分までの給与の銀行振込記録をみると、A 事業所 B 本部から支払われた毎月の給与振込額(約 34 万 7,000 円から 41 万 3,000 円)が同期間に係る標準報酬月額(13 万 4,000 円から 36 万円)を上回ることが確認できる。また、申立人が同事業所を退職後、受給した雇用保険失業給付の賃金日額は 1 万 4,350 円であることから、離職前の少なくとも 6 か月間は平均して約 43 万円の給与が支払われたと考えられる。

しかし、申立人及びA事業所は、申立期間当時の給与明細書、賃金台帳等を保管していないため、厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人が記憶する同じ職種の同僚1人を含む申立人と同時期にA事業所B本部で被保険者資格を取得した申立人と同年代の同僚5人の標準報酬月額の変遷をみると、申立人と同程度の金額で推移していることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、ほかの同僚1人は、「私がA事業所B本部及びC事業所に勤務している間、受け取った給与額は標準報酬月額を上回っている。しかし、給与から控除された厚生年金保険料額については分からない。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5124 (事案 2797 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から31年4月1日まで

私は、昭和26年4月1日から31年3月31日までA社に勤務しB業務に従事していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格喪失日が28年6月1日になっており納得できない。

申立期間当時の同職種の同僚9人の名前を思い出したので、申立期間を厚生年金保険被保険者と認めるよう、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の陳述から昭和28年以降もA社に勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所が保管する同社に係る事業所別被保険者名簿において、同年以降は申立人の定時決定に係る記録は無く、当該同僚は、「申立人はほかの従業員とは仕事内容及び労働時間が違っていたと思う。」としており、社会保険の適用についてもほかの社員とは異なる扱いであったことも考えられることから、厚生年金保険料が控除されていたと認められる特段の事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除を証言できる同僚(すべて外勤職員)として、新たに9人の名前を提示しているが、9人のうち連絡先が判明した4人は、「申立期間当時に厚生年金保険に加入していたB職はすべてC業務に従事していたが、申立人はずっとB業務の仕事のみをしており、我々とは仕事内容が大きく異なっている。」、「申立人は常勤でB業務の仕事をしていなかった。」と陳述している。

このほか、上記同僚4人の陳述から、申立人が申立期間において、事業

主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等を酌み取ることはできなかった。これらの状況から、新たな同僚の陳述は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とまでは認められない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5125

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 10 月まで
② 昭和 31 年 10 月 20 日から 32 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 11 月 1 日から 34 年 8 月 3 日まで
④ 昭和 34 年 8 月 4 日から 35 年 3 月 20 日まで
⑤ 昭和 35 年 3 月から同年 5 月 5 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（又はB社）、C社、D社（又はE社）、F社、G社（以上いずれも法人）に勤務していた期間の、申立期間①、②、③、④及び⑤について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの期間について勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年 4 月 1 日から 35 年 5 月 5 日までについてA社（又はB社）（申立期間①）、C社（申立期間②）、D社（又はE社）（申立期間③）、F社（申立期間④）及びG社（申立期間⑤）に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録によると、上記 5 つの事業所はいずれも申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所として確認することはできなかった。

また、申立人はC社（申立期間②）及びD社（又はE社）（申立期間③）を除き、事業主及び同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立期間①、④及び⑤における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②については、C社の元事業主の陳述から判断すると、申立人

が一定期間C社に勤務していたことが推定できるが、保険料控除については確認できない。

申立期間③については、申立人はD社（又はE社）の事業主の名前を記憶していたが、その連絡先は不明であることから、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤において事業主により給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5126

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から24年6月10日まで
② 昭和24年9月1日から26年7月1日まで
③ 昭和26年7月1日から32年7月20日まで

私は、昭和22年にA社に入社し、61年に退職するまでの期間、B社グループ一筋で勤務してきた。

申立期間①については、B社グループに在籍していたが勤務していた事業所名の記憶は無い。申立期間②及び③については、A社C支店に勤務していた。

入社時から退職時まで、B社グループで継続して勤務してきたことに間違いはない。申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年6月から61年3月までについて、B社グループで継続して勤務していたと申し立てている。

申立期間①について、複数の同僚が、「申立人が、申立期間①当時、D社及びA社C支店のどちらかに在籍していたと思うが、どちらに在籍していたか分からない。」と陳述し、申立人の長男は、「当時は、祖父の実家であるE社で勤務していたと聞いたことがある。」と陳述しているところ、申立人がいずれの事業所で勤務していたのかについては特定できない。

また、申立期間①における申立人の勤務状況についても、複数の同僚の陳述内容から確認することができない。

さらに、D社に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠

番は無く、一連の事務手続に不備があったとは考え難い。加えて、社会保険庁の記録において、A社C支店は昭和26年7月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間①当時は適用事業所では無く、E社については、適用事業所として確認できない。

また、A社総務部は、「D社及びA社に係る当時の資料は保存されていないため、事務の詳細について証明できるものは無い。」と回答している。

次に、申立期間②及び③の期間について、申立人が、A社C支店でF職として勤務していたことが複数の同僚の陳述から推定できる。

しかし、申立期間②について、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している者はすべて死亡しているため、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間③について、A社C支店は昭和45年5月にG社と名称変更をしているところ、同社は、「当時の資料は何も保存されていないため、申立人の在籍及び保険料控除を証明できるものは無い。」と回答している。

加えて、A社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿に、同社における厚生年金保険の適用日から、申立人が資格を取得した昭和32年7月20日までの期間において、健康保険整理番号に欠番は無く、一連の事務手続に不備があったものとは考え難い。

このほか、申立人が、申立期間①、②及び③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5127

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月から 39 年 3 月 1 日まで
② 昭和 44 年 1 月 30 日から 48 年 9 月まで

私は、昭和 38 年に結婚し、同年 10 月に A 県にある妻の実家に移り住んだ。同年 11 月から B 社で勤務し、一旦退職した。39 年 12 月の再勤務時には、B 社と C 社の 2 枚の看板が掛かっていたことを記憶している。その後、D 社の社長から誘われたので C 社（B 社）を退職し、D 社で勤務したものの、B 社の社長から誘われて 43 年 2 月から 3 度目の勤務をすることになった。48 年 9 月ごろまで勤務を続け、合わせて 3 回、この会社で勤務したが、勤務場所は同じである。申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことに納得がいかないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 社の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、また、申立人が同僚として氏名を挙げた者も死亡又は連絡先不明であることから、申立期間①における申立人の勤務状況及び保険料控除について確認できない。

さらに、社会保険庁の B 社に係る職歴審査照会回答票に記載されている厚生年金保険被保険者 169 人のうち、陳述が得られた 36 人は、申立人が申立期間①も同社に勤務していたことを記憶していなかった。

加えて、B 社に係る厚生年金保険被保険者原票をみると、申立期間において健康保険整理番号の欠番は無く、一連の事務処理に不備があったとは考え難い。

申立期間②について、B社の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、また、申立人が同僚として氏名を挙げた者も死亡又は連絡先不明であることから、申立期間②における申立人の勤務状況及び保険料控除について確認できない。

さらに、B社の職歴審査照会回答票に記載されている厚生年金保険被保険者169人のうち陳述が得られた36人は、申立人が申立期間②も同社に勤務していたことを記憶していなかった。

加えて、同僚のうち一人は、「何度か入退社を繰り返した。」と回答しているものの、当該同僚がB社にて被保険者資格を取得しているのは1回であることが社会保険庁の記録から確認できる。

なお、申立期間②においてB社で被保険者資格を取得している者は、「正社員と下請け以外にアルバイトがおり、自分はアルバイトとして勤務したが、B社に親せきがいて社会保険加入を勧められたために加入した。ほかのアルバイトは加入していないと思う。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から 34 年 11 月まで
② 昭和 39 年 1 月から 43 年 9 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の記憶とA社の元従業員の陳述が符合することから判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、また、申立期間当時の事業主、役員、経理及び社会保険の事務担当者は連絡先が不明であるため、同社及び事業主等から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明し聴取することができた6人中1人は、「入社後数か月経過してから厚生年金保険に加入した。」としており、6人のうち5人は、本人が記憶している入社時期の2か月から1年後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同社では、申立期間当時、必ずしも採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間②については、複数の同僚の陳述から判断して、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、平成6年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主、役員、経理及び社会保険の事務担当者は既に死亡しているため、同社及び事業主等から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

また、申立人が記憶している同僚は、「申立人は、C業務に従事しており、請負だったと思う。」と陳述しており、申立期間当時の事業主の息子は、「申立期間当時、C業務に従事する従業員もおり、そのような請負の従業員の場合は、当然、社会保険には加入していなかった。」と陳述している。

さらに、社会保険事務所のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 1 日から 9 年 6 月 26 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われた給与額と大きく異なっていることが分かった。雇用保険の記録において、私の離職時賃金日額は1万7,482円となっており、申立期間も継続して50万円以上の給与が支払われていたので、当該期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険受給資格者証の記載から、申立人のA社における離職時の給与月額は、52万4,460円（離職時賃金日額1万7,482円）であったことが推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、元事業主は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、当該事業所から、申立人の申立期間における保険料控除額について確認することはできない。

また、元事業主から提出された平成2年度分の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を見ると、申立人の平成2年5月、同年6月及び同年7月における報酬月額は、それぞれ30万円と記載されており、社会保険事務所の記録と一致しているほか、同通知書に記載されているその他の被保険者についても、記載された標準報酬月額は社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、元事業主は、「給与等からは、社会保険事務所に届け出た標準

報酬月額に基づく保険料を控除していた。」と陳述している。

加えて、申立期間当時にA社で勤務していた複数の元従業員に照会したが、同社における自身の標準報酬月額に係る記録に不自然な点があると回答した者はいなかった。

また、社会保険庁の記録をみても、申立人の申立期間に係る標準報酬月額がさかのぼって訂正された事跡^{じせき}は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額（50万円以上）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月 1 日から 62 年 4 月 1 日まで
② 平成 2 年 4 月 30 日から 5 年 3 月 1 日まで
③ 平成 5 年 3 月 1 日から 9 年 9 月 24 日まで

私は、申立期間①については、短大卒業後の昭和 58 年 4 月 1 日に A 社に入社し、同社 B 課に配属され、C 業務に従事していた。申立期間②については、D 社（現在は、E 社。）に派遣登録し、F 社、G 社及び H 社（現在は、I 社。）に派遣され、C 業務に従事していた。申立期間③については、J 社に派遣登録し、K 社に派遣され、C 業務をしていたにもかかわらず、この期間について全く記憶の無い国民年金の納付記録がある。

これらの申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 58 年 4 月 1 日から平成元年 3 月 1 日までは A 社に勤務していた。」と申し立てているところ、社会保険事務所の保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日は昭和 62 年 4 月 1 日とされており、雇用保険の資格取得日と同一日であることが確認できる。

また、同僚は、「申立人は短大卒業後、留学していたと聞いたことがある。」と陳述しているところ、入国管理局の記録において、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月 1 日から 61 年 5 月 30 日までの期間及び同年 7 月 20 日から 62 年 2 月 17 日までの期間は出国していたことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及び上記名簿において申立期間に厚生

年金保険被保険者資格のある同僚を抽出し照会を行ったところ、20人から回答が得られたものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について陳述を得ることはできなかった。

加えて、A社は、既に破産宣告を受け適用事業所で無くなっているほか、事業主も既に亡くなっているため、事業所及び事業主から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

申立期間②について、申立人は、平成2年4月1日から5年2月28日までD社に派遣登録していたと申し立てているところ、社会保険事務所の記録では2年4月1日から同年4月30日までについて、同社において申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できる。また、同社に係る雇用保険の被保険者記録から、同年4月3日から5年2月28日までの在職が確認できる。

しかし、E社は、「当時の記録が残っておらず保険料控除等について不明である。当時、派遣登録者の場合は希望者だけを厚生年金保険に加入させる取扱いもされていた。」と回答しており、申立人の申立期間における保険料控除等については確認することはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた当時の責任者に事情照会を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することはできなかった。

申立期間③について、申立人は、平成5年3月1日から9年9月23日までJ社に派遣登録していたと申し立てているところ、同社に係る雇用保険の被保険者記録から、申立期間③のうちの5年3月15日から9年6月30日までについては在職が確認できる。

しかし、申立人の国民年金納付記録をみると、申立期間③のすべての期間について国民年金保険料を現年度納付している記録が確認できる上、J社は、「申立期間当時、派遣登録者は希望者のみ厚生年金保険に加入している。申立人は自分で入るからと言って厚生年金保険の加入を希望しなかったので保険料は給与から控除していない。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた当時の責任者に事情照会を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5131

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年11月1日から9年8月31日までに
おける厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはでき
ない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成9年8月31日から同年12月1
日までに、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主に
より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月1日から9年8月31日まで
② 平成9年8月31日から同年12月1日まで

私は、A社で昭和50年12月15日から平成9年11月30日まで勤務し
たが、8年11月1日から9年8月31日までの標準報酬月額が勝手に9
万8,000円に引き下げられており、納得できない(申立期間①)。

また、A社における厚生年金保険の加入記録が平成9年8月31日まで
しか無い。同社は経営が悪化したので、B社を設立し、同年12月1日か
ら社会保険の適用関係は同社に切り替えた。切り替えるまでの期間は、
A社における厚生年金保険の被保険者資格も継続しているはずで、申立
期間の給与データもあるので、申立期間の記録を訂正してほしい(申立
期間②)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に
おける標準報酬月額は、当初、平成8年11月から9年7月までの期間は56
万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所で無くな
った日(平成9年8月31日)より後の同年11月27日付けで、申立期間の
全期間について、さかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが
確認できる。

また、申立人提出の給与支払明細(コンピュータ画面のデータの写真)

により、申立期間のうち、平成8年11月から9年8月までの給与総支給月額額は55万7,910円で、同年9月及び同年10月までの期間は45万円であることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿から、申立期間当時及び遡^{そきゅう}及訂正処理日において、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できるほか、申立人は、「A社の社会保険事務及び経理事務は自分で行っていた。」旨陳述している。

また、社会保険事務所が保管する不納欠損整理簿によると、A社の厚生年金保険料を含めた社会保険料の滞納額があったことが確認できるところ、申立人は、厚生年金保険料を滞納していた事実を認めており、社会保険事務所からの呼び出しに応じた旨陳述している。

以上のことから、申立人は、「社会保険事務所から標準報酬月額^①の引下処理をするとは聞いておらず、届出書類を提出した記憶は無く、書類に押印した記憶も無い。」旨陳述しているが、A社の経営が悪化したことに伴い、平成9年11月に社会保険事務所からの呼び出しに応じ、滞納保険料の処理についての話し合いを行ったことがうかがわれ、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものとは認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間^①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間^②について、申立人は、A社が適用事業所で無くなった後も平成9年11月30日まで勤務し、被保険者資格も別途設立したB社で資格を取得するまで継続していたはずであると主張しているところ、社会保険庁の記録によると、申立期間に係るA社の被保険者全員の資格喪失日は同社が適用事業所で無くなった日（9年8月31日）と同じであることが確認できる。

また、商業登記簿等により、B社は平成9年9月17日に会社が設立され、同年12月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できるところ、A社及びB社で従業員であった者は、「A社における資格喪失日は平成9年8月31日で、B社の資格取得日は同年12月1日となっており、厚生年金保険の加入期間に空白があることは承知している。移籍に伴い、加入していなかった期間の保険料は一旦控除^{いったん}されていたが、その後、返金してもらった記憶がある。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間^②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5132

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 13 日から 41 年 4 月 1 日まで

私は、A社に昭和 40 年 7 月 13 日から当該事業所が閉鎖される 41 年 3 月 31 日まで、主にB県、C県間のD職として勤務していた。ほかの従業員と同じように、私も社会保険に加入していたのは間違いないので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の陳述及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間も同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間当時の同僚 3 人の雇用保険の記録を抽出調査したところ、いずれも雇用保険の被保険者資格の取得時期から 3 か月から 8 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社では、入社して一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続をしていたことがうかがわれる。

また、A社の事業を引き継いでいるB社は、「申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、資料が無く不明である。」と陳述しているほか、申立期間当時の事業主及び役員も所在が不明のため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月から24年4月1日まで
② 昭和27年4月から28年10月まで

私は、昭和22年9月から24年10月までA市にあるF国軍B隊でC職をしていた。また、27年4月から28年10月までは、F国軍D隊でC職の仕事をしていたのに、申立期間①及び②についても厚生年金保険の加入期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A市のF国軍B隊で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていないと申し立てている。

しかし、制度上、申立人のような進駐軍労務者に厚生年金保険法が適用されるようになったのは、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日保発第92号)に基づき、昭和24年4月1日以降であり、申立期間①は同法の適用から除外されていた期間に当たることから、厚生年金保険の被保険者とはならない期間である。

申立期間②について、申立人は、F国軍D隊でC職の仕事をしていたと申し立てているものの、同僚等の名前を一切記憶していないため、これらの者から、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、E 渉外労務管理事務所保存の被保険者名簿には申立人の記録は無い上、社会保険庁の記録においても、F国軍D隊が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認することができなかった。

さらに、日本人従業員の労務管理を行っていたE 渉外労務管理事務所は、昭和 34 年 4 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっていることから、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月から29年4月まで
② 昭和30年5月から34年12月まで
③ 昭和35年1月から同年4月まで
④ 昭和35年4月から36年10月まで

私は、昭和25年6月から29年4月までA船に、30年5月から34年12月までB船に、35年1月から同年4月までC船に、同年4月から36年10月までD船若しくはE船に漁師として乗っていた。

社会保険庁の記録では、申立期間の船員保険の加入記録が無いが、同僚及び船主の乗船証明書があるので船員保険加入期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出のあった同僚による乗船証明書から、申立人がA船に乗っていたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A船は船員保険の適用事業所となっていない。

また、申立人の乗船を証明した当該同僚は、申立期間に係る船員保険の加入記録は無い。

さらに、船舶所有者は既に亡くなっており、海員名簿等の資料も保存されていないため、申立人の雇入期間等の勤務実態について確認することができない。

申立期間②について、申立人から提出のあった船舶所有者による乗船証明書から、申立人がB船に乗っていたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、B船は船員保険の適用事業所とな

っていない。

また、船舶所有者が船員保険に加入したのは、申立期間後の昭和 38 年 7 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人の乗船証明をした船舶所有者は、所在不明であり、海員名簿等の資料も保存されていないため、申立人の雇入期間等の勤務実態について確認することができない。

申立期間③について、社会保険事務所の記録では、C 船は船員保険の適用事業所となっていない。

また、船舶所有者は既に亡くなっており、海員名簿等の資料も保存されていない上、申立人はほかの同僚の名前を記憶しておらず、申立人の雇入期間等の勤務実態について確認することができない。

申立期間④について、申立人から提出のあった同僚による乗船証明書から、申立人が E 船に乗っていたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、E 船は船員保険の適用事業所となっていない。なお、申立人は当該期間について、D 船に乗っていた旨も申し立てているが、同船舶も船員保険の適用事業所となっていない。

また、船舶所有者が船員保険に加入したのは、申立期間後の昭和 41 年 6 月 17 日であることが確認できる。

さらに、船舶所有者は所在不明であり、海員名簿等の資料も保存されていないため、申立人の雇入期間等の勤務実態について確認することができない。

加えて、申立人の乗船を証明した当該同僚は、申立期間に係る船員保険の加入記録が無い。

申立期間①、②、③及び④について、申立人は、これらの漁船に乗船するに当たって船員手帳をもらったかどうか分からないとしており、また、平成 8 年当時に上記乗船証明書を作成した同僚からも確たる陳述は得られなかったことなどから、申立人が乗船していたとする各漁船における漁労の実態、雇入期間及び保険料控除について明らかとすることはできなかった。

また、当該乗船証明書の発行に関わった F 県庁の職員は、「平成 8 年に申立人が来庁し、漁協に証明願いを提出したので調査に協力した。しかし、船舶所有者の大半が既に亡くなっており、船員保険に加入していたかどうかは分からなかった。当時の G 漁の漁船は総トン数が 5 トン又は 10 トンであり、これらの漁船に乗っていた者は船員保険法の強制被保険者ではなく、臨時雇いが多かったので、船員保険に加入していなかったのではないか。」と陳述している。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間において申立人に該当する記録は見当たら

ない。

このほか、申立人が申立期間において船舶所有者により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5135

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月から 42 年 3 月 15 日まで
② 昭和 42 年 5 月 26 日から 43 年 5 月まで

私は、昭和 41 年 5 月から 43 年 5 月まで A 社に勤務し、B 業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が 42 年 3 月 15 日から同年 5 月 26 日までしかないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、昭和 41 年 6 月 29 日から 42 年 6 月 25 日までにおいて、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録において、申立人は申立期間①及び②の全ての期間について、国民年金の免除申請の適用を受けていることが確認できる。

また、申立人が申立期間当時、A 社の入社時期及び勤務期間がほぼ同じで、同様の仕事をしていたとして名前を挙げている同僚 5 人の厚生年金保険の加入記録をみると、このうち 2 人については、加入記録が見当たらず、加入記録が確認できる同僚の加入期間は 1 か月、2 か月及び 6 か月が各 1 人となっており、いずれも勤務期間に対し厚生年金保険の加入期間が短いものとなっている。

さらに、現在の事業主は、「申立期間当時、現場作業員の中には、厚生年金保険には加入したくないが、雇用保険には加入したいという者がかなりいたと記憶している。」旨陳述している。

加えて、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているほか、同僚調査においても申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

また、社会保険庁が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に、昭和42年5月26日付けで被保険者資格を喪失したことに伴い健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の押印が確認できる。

さらに、上記被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5136 (事案 2387 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 11 月 30 日から 26 年 7 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険の未加入期間とされており納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

上記通知において、私がA社ではなくB社に在籍していたことを推定していただいているところ、申立期間当時、同じ一室にB社、C社及びD社の3事業所が存在し、いずれの従業員も社会保険について同じ扱いを受けていたことを覚えている。

また、上記通知を受理後、申立期間においてE病でF病院において健康保険被保険者証を使用したことを思い出したので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は申立期間においてB社に在籍していたことは推定できるが、B社が適用事業所になったのは申立人が当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同日の昭和 26 年 7 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではなく、また、申立人が厚生年金保険料の控除を受けていたと認められる特段の事情も見当たらなかったとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「同じ一室にB社、C社及びD社の3事業所が存在し、いずれの従業員も社会保険について同じ扱いを受けていたことを覚えている。」としているところ、当初の当委員会審議において、B社のみならず、C社及びD社において厚生年金保険被保険者資格を取得している可能性についても

調査し、該当する被保険者記録が無いことを確認するなどしている。

また、申立人は、「申立期間において、E病でG県のF病院において健康保険被保険者証を使用したことを思い出した。」としているが、F病院は現存していないため、健康保険被保険者証を使用した事実を確認することができなかった。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5137

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年5月1日まで

私は、A社の代表取締役として厚生年金保険に加入していたが、社会保険庁の記録では、平成5年4月1日から7年5月1日までの厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円になっている。

平成7年7月に私の標準報酬月額をさかのぼって下げる届が提出されていると聞かされたが、私はそのような届出をしたことはなく納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年4月から6年10月までは53万円、同年11月から7年4月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日（平成7年5月1日）の後の同年7月14日付けで、申立期間についてさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿から、申立人が申立期間及び^{そきゅう}遡及訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、当時の経理担当者は、「申立人は、私の退職後は会社の銀行印をグループ企業の女性事務員に預けるなどしていたので、誰かに事務処理を任せたと記憶していないのかも知れない。」と陳述しており、当該女性事務員は、「自分がグループ企業を退職以降も無報酬で事務を手伝っていたが、A社が倒産した平成7年4月ごろに印鑑及び事務所の鍵を返し、私は同社の全喪届の提出などはしていない。」と陳述している。

さらに、当該事業所の社会保険事務手続を受託していた社会保険労務士は、「平成7年5月以降、顧問報酬の振り込みが無くなったこともあり、当該事業所の全喪届等の書類作成及び提出は行っておらず、社会保険事務所から連絡も無かったので、会社で事務処理をしたのではないか。」と陳述しており、申立人が当該事業所の全喪届等に係る手続に関与していない事情はうかがえなかった。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人に係る標準報酬月額の遡及訂正は、厚生年金保険被保険者資格の喪失と同時（平成7年7月14日）に処理されており、当該事業所が適用事業所で無くなった日まで被保険者である者は、申立人のほかに3人が確認できるが、標準報酬月額を遡及訂正されているのは、申立人のみであることを踏まえると、代表取締役である申立人が自身の標準報酬月額のそ及訂正に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月1日から20年3月1日まで
学校在学中にA社に就職が決まり、昭和19年1月から同年4月まで研修を受けた後、同年5月から同社B部門(事務職)に配属され20年11月30日の退職まで継続して勤務していた。社会保険庁の記録によれば、19年1月1日から20年3月1日までにおける厚生年金保険加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の陳述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和19年1月から同年6月1日までは、労働者年金保険法(昭和16年法律第60号)の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子のみが労働者年金保険の被保険者となるとされており、非筋肉労働者の男子従業員への適用の拡大は、同年6月1日に厚生年金保険法(昭和19年法律第21号)が施行された以降の期間となる。申立人はB部門(事務職)に配属されたと申し立てており、労働者年金保険の被保険者ではなかったものと推認されることから、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までは、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから保険料の徴収は行われておらず、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主に給与から控除されていたことを認めることはできない。

さらに、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年3月1日までは、A社は27年11月4日に厚生年金保険の適用事業所で無くなって

いる上、事業主及び役員は連絡先が不明であることから、同社及び事業主等から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、申立人と同じ学校から同時に入社し、申立人と一緒に研修を受けたと陳述している同僚は、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿で昭和20年3月1日に被保険者資格を取得したことが記録されており、申立人の資格取得日と同一日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5139

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月ごろから 41 年 4 月ごろまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社に勤務していたとする同僚の証言から、申立人は、申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、A社の事業主の氏名及び同僚の氏名を記憶していたが、その連絡先に文書照会を行うものの、上記の証言をした同僚1名を除いて回答が無く、これらの者から申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「A社は従業員4人から5人の職場であった。」としており、事業主の親族(長男)も、「申立人のことは知らないが、当時のA社は個人事業であったと聞いている。」と陳述している。

加えて、上記の同僚1名は、「A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録は無い。」と陳述しており、同氏の年金記録は、申立期間中に国民年金の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 41 年 3 月 1 日まで
私は、A社に昭和 39 年 10 月にB職として就職し、41 年 3 月まで勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無く、納得できない。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に在籍していたことが推認できる。

しかしながら、A社は名称変更の後、昭和 44 年 11 月に解散しており、事業主は既に死亡し、役員との連絡先も不明であることから、これらの者から申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿で申立期間当時に加入記録のある複数の同僚は、勤務を始めたとする時期より2か月から4か月後に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人を記憶している複数の同僚は、「A社は入社後すぐに退社する者が多かったことから、新しい従業員については仕事が続くかどうかを見極めるため、入社後3か月から6か月後に厚生年金保険被保険者資格の取得手続をとっていた。」と陳述している。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の記録は確認できず、当時の総務・経理事務担当は、「申立人は契約社員であったと思う。」と陳述している。

以上の事情から、申立期間当時、A社では、必ずしもすべての従業員を

入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったものと推察できる。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間の前後に健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月5日から平成2年10月1日までについて、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成2年10月1日から7年4月29日までにおける厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月5日から平成7年4月29日まで

私は、A社に勤務していた昭和58年1月5日から平成7年4月29日までのうち、58年1月から59年12月までの期間及び6年10月から7年3月までの期間は50万円、その他の期間については70万円の給与を受け取っていた。

社会保険庁の記録によると、昭和58年1月から平成2年9月までの標準報酬月額が15万円から20万円とされている。また、同年10月から7年3月までの標準報酬月額については、厚生年金保険の適用事業所では無くなった日に遡^{そきゅう}及訂正が行われた結果、11万円とされている。

申立期間について、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、昭和58年1月から同年9月までは16万円、同年10月から59年8月までは15万円、同年9月から60年9月までは17万円、同年10月から62年9月までは19万円、同年10月から平成2年9月までは20万円と記録されている。また、同年10月から7年3月までの期間については、当初22万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所では無くなった日（平成7年4月

29日)と同日付けで11万円に遡及訂正されていることが確認できる。

これに対し、申立人は、遡及訂正の対象となっている期間を含め50万円又は70万円の給与を受け取っていた旨申し立てしているところ、i)申立人は、給与明細書、源泉徴収票等申立期間当時の給与支給額及び保険料控除額が確認できる資料を保管していない旨陳述していること、ii)A社から社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士事務所では、当時の資料は既に廃棄済みである旨回答していること、iii)同社から税務関係事務を受託していた会計事務所は既に廃業しており、当時の担当者の連絡先は不明で陳述が得られないことの事情から、申立人の申立期間に係る給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料の提出及び陳述が得られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和58年1月5日から平成2年10月1日までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成2年10月1日から7年4月29日までについては、社会保険事務所が保管する不納欠損決議書によると、A社は5年末以降社会保険料の滞納処理について社会保険事務所と度々交渉していることが確認できるところ、同社が厚生年金保険の適用事業所では無くなった日(平成7年4月29日)と同日付けで申立人を含む3人(申立人、代表取締役及び取締役工場長)について標準報酬月額の遡及引下げが行われ、その結果、申立人については、当初の22万円から11万円に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、当該不納欠損決議書によると、申立人は、A社の常務取締役として同社が厚生年金保険の適用事業所では無くなる以前から代表取締役とともに滞納保険料納付に係る交渉に関与しており、適用事業所では無くなった日以降は交渉の主体となっていることが認められる。また、当時、同社に勤務していた者から、「申立人は、社長から信頼されてその補佐的立場にあり、経営に関する細かな点は社長と申立人が協議して決定していたと記憶している。」旨の陳述が得られた。

さらに、当該不納欠損決議書によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所では無くなった後に約400万円の滞納保険料を納付していることが認められる。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人が自らの標準報酬月額を遡及訂正の事実を知らずに滞納金の処理について交渉を進めていたことは考え難く、代表取締役を補佐して、常務取締役として記録訂正に関与しながら、自らの標準報酬月額を訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 32 年 5 月まで

社会保険庁の記録では、A社B事務所での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 30 年 4 月 16 日となっているが、32 年に同僚が私の成人式を一緒に祝ってくれたことを記憶しており、同年 5 月まで同事務所C出張所に常勤で勤務していたはずである。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B事務所C出張所での同僚として名前を挙げた者は、F省D局B事務所C出張所に在籍していたことが、管轄社会保険事務所に保管するF省D局B事務所に係る厚生年金保険被保険者名簿及び同氏の陳述から確認できるところ、同氏は、「B事務所C出張所では、F省の者とA社の者が一緒に仕事をしていた。申立人のことは記憶しているが、同出張所での申立人の在籍期間は分からない。」旨陳述している。

また、申立人は、「上記の者は、私の成人式を一緒に祝ってくれたと思う。私がB事務所C出張所を辞めた時点では、同氏は、まだ同出張所に勤務していたと思う。」旨陳述しているが、上記の者は、「私は、昭和 31 年 4 月にB事務所C出張所からE事務所に異動しており、申立人の成人式を祝った記憶も無い。」旨陳述している上、F省D局提出の履歴証明書から、同氏は、昭和 31 年 4 月 16 日にE事務所に配置転換されていることが確認できる。

さらに、F省D局は、「B事務所C出張所の所在期間は、昭和 28 年 2 月 1 日から 31 年 12 月 31 日までであることが、D局処務細則から確認できる。」旨回答している上、申立人が自身の在籍期間中の同出張所長として名前を挙げた者の在任期間は、昭和 28 年 5 月 16 日から 31 年 12 月 31 日までであったことが、

同省D局提出の履歴証明書で確認でき、「B事務所C出張所に在籍中の昭和32年に成人式を祝ってもらった。」とする申立人の主張と符合しない。

加えて、A社は、「申立期間当時の資料等は廃棄済みであるが、社会保険庁の記録どおりの届出を行ったものと考えられ、申立人の申立期間の厚生年金保険料を控除していたことは考え難い。」旨回答している上、申立期間当時の同社B事務所の経理事務担当者は、「私は、C出張所の経理事務も一括処理していたが、申立人の在籍期間及び申立期間の厚生年金保険料の控除の状況は分からない。」旨陳述しているほか、B事務所C出張所での同僚とされる者は所在不明のため、申立人の申立期間における在籍及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述が得られない。

また、管轄社会保険事務所が保管するA社B事務所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者資格の喪失日を昭和30年3月16日から同年4月16日に訂正する処理が同年8月1日に行われた旨の表示が確認できることから、同日以前に申立人の被保険者資格の喪失手続きが行われていたとみるのが相当であり、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 30 年 1 月から同年 10 月まで
③ 昭和 36 年 3 月から同年 5 月まで

社会保険庁の記録では、私がA事業所又はB事業所という名称の事業所に勤務していた昭和 28 年 4 月から同年 10 月までの期間（申立期間①）、C社D事業所に勤務していた 30 年 1 月から同年 10 月までの期間（申立期間②）及びE事業所に勤務していた 36 年 3 月から同年 5 月までの期間（申立期間③）が厚生年金保険の未加入期間とされている。

当該事業所に勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとするA事業所又はB事業所は、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、昭和 29 年 9 月 1 日現在の職業別電話帳を見ると、申立人が陳述するA事業所又はB事業所の所在地近辺の地番に所在するF事業所という名称の事業所が確認できたが、同事業所は現存していないため、申立てに係る事業所であるかは確認できない上、同事業所は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

加えて、申立人は、申立期間①に勤務したとする事業所の事業主の名前を記憶していない上、申立人が名前を挙げた同事業所での複数の同僚は、所在不明であるため、これらの者から当該事業所での申立人の勤務実態及び厚生年金保

除料の控除の状況を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、C社D事業所で従事していたとするG業務の作業工程を具体的に記憶しており、管轄社会保険事務所に保管する同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚は、「申立人のことは覚えていないが、申立人がC社D事業所で従事していたとする業務の作業工程は、申立人の陳述と符合しており、申立人が同事業所に勤務していたことに間違いはないと思う。」旨陳述していることから、在籍期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推定できる。

しかし、申立人は、「C社D事業所にはアルバイトとして勤務していた。」旨陳述しており、C社の人事担当者は、「昭和20年から30年代の同社では、パート・アルバイトといった臨時従業員を厚生年金保険被保険者として取り扱わないことが一般的であった。」旨陳述している。

また、C社D事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚は、「C社のG業務は、季節性のため、毎年2月ごろから臨時従業員を雇い始め、9月を過ぎて解雇していた。申立人が臨時従業員であれば給料から厚生年金保険料は控除されていないと思う。私自身も、昭和27年12月に同社H工場で正社員の辞令を受けた時に、厚生年金保険に加入するとの説明を会社から受けたが、それ以前に臨時従業員として勤務していた3か月間は、給料から保険料は控除されていなかった記憶がある。」旨陳述している。

申立期間③について、申立人が勤務していたとするE事業所は、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立期間当時の住宅地図を調査したところ、申立人が陳述するE事業所の所在地にI事業所という名称の事業所が確認できたが、同事業所は、昭和35年4月1日に適用事業所では無くなっている上、現存しておらず、事業主は所在不明のため、申立てに係る事業所であるかは確認できない。

加えて、申立人が申立期間③に勤務した事業所の同僚として名前を挙げた二人は、申立人が昭和29年2月5日から30年1月1日まで厚生年金保険に加入しているJ事業所での同僚であることが、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、うち一人の同僚は、「J事業所以外で申立人と一緒に仕事をしたことは無い。」旨陳述している。

また、申立人は、申立期間③に勤務したとする事業所の事業主及び上記の二人以外の同僚の名前を記憶していないため、これらの者から当該事業所での申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月から 42 年 2 月まで
② 昭和 62 年 4 月 20 日から 63 年 8 月 1 日まで

私は、定時制高校に通学しながら、住み込みでA社に勤務し、D業務の仕事に従事していたが、社会保険庁の記録では、同社での勤務期間が厚生年金保険の未加入期間とされている（申立期間①）。

また、私は、昭和 62 年 4 月 20 日からB社（現在は、C社。）E支店にF職リーダーとして勤務していたが、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が 63 年 8 月 1 日とされている（申立期間②）。

申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の所在地及び業務内容を具体的に陳述しており、申立人が同社に在籍していたことは推定できる。

しかし、A社は、昭和 41 年 6 月 1 日に適用事業所では無くなっていることが、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間のうち、同日以降の期間において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、A社の事業主及び複数の同僚に照会したものの、同社での申立人の在籍期間、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述は得られなかった。

さらに、申立人は、「A社が倒産してから2週間程度経過後の昭和 42 年 3 月 1 日に次の会社に入社した。」旨陳述しているが、A社が適用事業所では無くなった昭和 41 年 6 月 1 日と同一日に同社での厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚は、「倒産後にA社が再開されたことはなく、私は、同社倒

産後間もなく別の事業所に就職した。」と陳述しており、当該同僚は、同年8月に別の事業所での被保険者資格を取得していることが社会保険庁の記録から確認できる。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚は、「私は、入社時に厚生年金保険の加入手続をしてくれなかったもので、社長に頼んで資格を取得した。申立人が学生であったということであれば、雇用形態はアルバイトだったと思う。」旨陳述している上、申立人が同社での同僚として名前を挙げた二人の記録が同社に係る被保険者名簿に見当たらないことから、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和40年2月1日から同社が適用事業所では無くなった41年6月1日までの期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

申立期間②について、C社発行の在籍証明書から、申立人が申立期間にB社に勤務していたことが確認できるものの、C社は、「申立人が申立期間にB社に在籍していたという記録はあるが、当時は販売体制の移行期に当たり、申立人が正社員であったかパート社員であったかなど、同社での申立人の雇用形態及び勤務実態は不明である上、申立期間の厚生年金保険料の控除の状況も不明である。」旨陳述している。

また、B社での厚生年金保険被保険者資格を昭和63年6月7日に取得していることが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる同僚は、「私は、昭和63年3月7日にB社E支店に入社した。」と陳述しており、同名簿に名前が確認できる別の同僚4人も、「入社後3か月は試用期間だった。」旨陳述している。

さらに、B社の申立期間当時の事務担当者は、「私は、B社E支店での厚生年金保険の加入手続を行っていたが、申立人は、個人的な理由により厚生年金保険に加入していなかった記憶がある。また、同社では、雇用保険と厚生年金保険の資格取得手続は一緒に行っていたと思う。」旨陳述しており、申立人及び申立人の同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日と同一日の昭和63年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚4人のうち、雇用保険加入記録が確認できなかった1人を除く3人の雇用保険資格の取得日は、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日と同一日であることが確認できる。

加えて、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月から同年12月まで
② 昭和25年1月から同年4月まで
③ 昭和25年5月から同年8月まで
④ 昭和25年9月から同年12月まで
⑤ 昭和28年6月3日から29年9月13日までの期間のうち5か月間
⑥ 昭和32年11月1日から33年2月1日まで
⑦ 昭和35年7月から36年6月まで
⑧ 昭和42年5月21日から43年5月15日まで
⑨ 昭和44年1月19日から同年6月25日まで

社会保険庁の記録では、私がA事業所又はB事業所という名称の事業所に勤務していた期間（申立期間①）、C事業所又はD事業所という名称の事業所に勤務していた期間（申立期間②）、F事業所に勤務していた期間（申立期間③）、G事業所に勤務していた期間（申立期間④）、H事業所に勤務していた期間（申立期間⑤）、I事業所に勤務していた期間（申立期間⑥）、J事業所に勤務していた期間（申立期間⑦）、K事業所に勤務していた期間（申立期間⑧）及びL事業所に勤務していた期間（申立期間⑨）が厚生年金保険の未加入期間とされている。当該事業所では、私は、M業務に従事していた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑨について、申立人が勤務したとする各事業所は、いずれも社会保険庁に適用事業所としての記録は無く、また、申立期間①、②、④及び⑨に係る各事業所については、申立人が記憶する各事業所の所在地

を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。また、申立期間③に係る F 事業所は、申立期間③以降の昭和 28 年*月*日に設立されていることが、同社に係る商業登記簿から確認でき、同社での勤務期間に関する申立人の主張には曖昧さがみられる上、同社は、平成 15 年*月*日に解散しており、事業主等との連絡が取れない。

さらに、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑨に勤務したとする各事業所の事業主及び同僚の名前を記憶していないため、これらの者から当該事業所での申立人の在籍状況、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することができない。

申立期間⑤について、申立人が勤務したとする E 市 O 区に所在する H 事業所は、社会保険庁に適用事業所としての記録は無く、事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらないものの、同市 O 区に所在する P 事業所という名称の事業所が存在しており、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間⑤当時の在籍が確認できる複数の同僚に照会したところ、うち一人の同僚は、「申立人は、P 事業所に在籍していたと思う。」旨陳述していることから、在籍期間は特定できないものの、申立人が申立期間⑤に同社に在籍していたことが推定できる。

しかし、申立人は、申立期間⑤当時の事業主及び同僚の名前を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することができない上、P 事業所は、平成 20 年 10 月 1 日に適用事業所では無くなっており、事業主等との連絡が取れなかったほか、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間⑤当時の在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述は得られなかった。

申立期間⑥について、I 事業所は、平成 20 年 2 月 21 日に適用事業所では無くなっており、事業主は所在不明のため、同社での申立人の在籍状況、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することができない。

また、申立人は、I 事業所での同僚の名前を記憶していないため、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時の在籍が確認できる複数の同僚に照会を行ったものの、同社での申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述を得ることはできなかった。

申立期間⑦について、J 事業所は、「当社での申立人の在籍状況は不明であるが、当社は、適用事業所となった昭和 27 年 11 月からの厚生年金保険被保険者資格取得届等の社会保険に係る書類を保存しており、当該書類を調査したところ、申立人に関する記録は見当たらないため、仮に、申立人が申立期間に当社に勤務していたとしても、厚生年金保険の被保険者資格取得手続及び厚生年金保険料の控除を行っていたとは考え難い。」旨陳述している。

また、管轄社会保険事務所が保管する J 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時の在籍が確認できる複数の同僚に照会を行ったものの、申立人の同社での在籍状況、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述を得ることができなかった。

申立期間⑧について、K 事業所は、平成 9 年 10 月 1 日に適用事業所では無くなっており、事業主は所在不明のため、同社での申立人の在籍状況、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することができない。

また、申立人は、K 事業所での同僚の名前を記憶していないため、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時の在籍が確認できる複数の同僚に照会を行ったものの、同社での申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、当該期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。